

会議名 財務常任委員会

日 時 令和5年9月14日(木) 午前10時～午後4時4分  
令和5年9月15日(金) 午前10時～午後3時40分  
令和5年9月19日(火) 午前10時～午後1時50分

場 所 第2・第3委員会室

出席議員(14名) 委員長 水野忠三 副委員長 榑谷規子 委 員 梅村 均  
委 員 片岡健一郎 委 員 鬼頭博和 委 員 谷平敬子  
委 員 堀江珠恵 委 員 大野慎治 委 員 日比野 走  
委 員 須藤智子 委 員 井上真砂美 委 員 伊藤隆信  
委 員 塚崎海緒 委 員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 長谷川忍、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 近藤玲子、総務部専門監 齋藤元英  
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、同統括主査 宇佐見信仁、同統括主査 林高行、協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同主幹 小出健二、同統括主査 須藤隆、同統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、同主幹 井手上豊彦、同統括主査 森吉正、税務課長 古田佳代子、同主幹 佐野亜矢、同統括主査 水野珠美、同統括主査 須田かおる、市民窓口課長 富邦也、同主幹 小崎尚美、同統括主査 丹羽真伸、福祉課長 石川文子、同主幹 小南友彦、同統括主査 片桐慎治、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 中野高歳、同主幹 浅田正弘、同主幹 浅野弘靖、健康課長 原咲子、健康課専門員 城谷睦、同統括主査 井上佳奈、同統括主査 保健師 岡崎清美、環境保全課長 隅田昌輝、同統括主査 今枝正継、同清掃事務所長 竹安誠、商工農政課長兼消費生活センター長 竹井鉄次、同統括主査 夫馬拓也、同統括主査 水谷正樹、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 岡茂雄、同主幹 加藤淳、維持管理課長 田中伸行、同主幹 吉田ゆたか、同統括主査 寺尾健二、上下水道課長 神山秀行、同主幹 大橋透、同統括主査 大徳康司、消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長 加藤正人、同主幹 小川薫、同主幹 伊藤孝夫、消防署長 伊藤 徹、同主幹 伊藤直樹、学校教育課長 兼松英知、同主幹 酒井寿、同学校給食センター所長 田島勝己、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 佐野隆、同統括主査 黒田かおり、同統括主査 新中須俊一、同図書館長 高橋善美、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦、同統括主査 山田真理、監査委員事務局長 佐藤信次

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 63 号	令和5年度岩倉市一般会計補正予算(第7号)	全員賛成 原案可決
議案第 64 号	令和5年度岩倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決
議案第 65 号	令和4年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 66 号	令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 67 号	令和4年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 68 号	令和4年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 69 号	令和4年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 原案認定
議案第 70 号	令和4年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について	全員賛成 原案可決及び認定
議案第 71 号	令和4年度岩倉市公共下水道事業会計決算認定について	全員賛成 原案認定

## 財務常任委員会（令和5年9月14日）

◎委員長（水野忠三君） それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

皆様、おはようございます。

ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案9件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

9月補正ですので、例年どおり留保財源を活用しながら、不足する修繕料とかそういったところの増額が多くなっております。科目も多岐にわたっております。ちょっと出席している職員も多くなっております。

あと、決算におきましても、特に2款、3款あたりは所管する課も入り組んでおりますので、職員の出入り等でもいろいろと御配慮いただくことになるかと思っておりますけれども、担当の職員も出席しておりますので、質疑には丁寧にご答えてまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

まず、議案第63号「令和5年度岩倉市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳出から行います。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 総務費の中の企画費、事務管理費の地方版・異次元少子化対策研究会負担金というものが計上されておりますが、地方版・異次元少子化対策の在り方について情報・意見交換を行うため、有志の地方自治体及び学識経験者が参加して設置された地方版・異次元少子化対策研究会に参加するため、負担金を計上するものがございますが、近隣自治体で、有志でこの研究会に参加する自治体を教えてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） こちらは、8月末時点で全国では約30自治体が参加をしているというふうに聞いております。愛知県内では小牧市、高

浜市が参加しております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） 具体的にこの研究会の在り方といいますか、どういうふうに情報・意見交換等を行っていくのか。例えば今年度どんなぐらい会議があって、どういう形で行うのか。全国の会議ですから、どこかに集まってやるのか、それともオンラインでやるのか、そういった点についても教えてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 会議のほうは、今年度、4回予定をされております。既に1回については7月に行われておりますので、この後、9月、11月、2月の3回行われます。場所は東京のほうで行われるんですけど、オンラインで参加もできるということで、岩倉にいてもそういった情報交換ができるというような仕組みになっています。

内容としましては、いろんな省庁、こども家庭庁だとか厚生労働省だとかそういったところの講演があったり、あとは有識者の講演があったりというようなことで、各自治体で情報交換もできるというような内容となっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

今の話だと省庁のほうから講演があったりということで、何かここで話し合ったことが政府の施策に反映されるのかどうかという、そういう形の研究会ではないような気がしますけど、そんなこともあり得るのかどうか。政府が考えていることが示され、それに対して意見を述べるだけのものなのか教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） こちらは、政府に対して意見を言うというよりも、最新のそういう動向ですね、施策だとか少子化の状況がどうなっているかだとかそういった情報をもらって、どちらかというところと地方でどういった施策を打てるかということを考えていくきっかけになる場だというふうに思っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） すみません、先ほどの質問の中で、その会議は東京で行われるけれども、オンラインでもオーケーということですが、岩倉市は7月の会議のときにはどういう参加の仕方だったのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 7月のときはまだ正式には加入しておりませんので、お試しというか、試しで見せていただきましたけど、オンラインでそれは見せていただいております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） すみません、この地方版・異次元少子化対策研究会なんですけど、これをちょっと調べてみたら1団体20万というふうな参加の金額になっているんですが、なぜ岩倉は、この5万円という金額はなぜなのか教えていただいでよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） こちらの研究会は、3つの団体が共同事務局という形で発足した研究会になります。そのうちの一つの、岩倉市については地域共生政策自治体連携機構の正会員になっておりまして、こちらの正会員につきましては、負担金が5万円でいいよというふうに決まっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2総務費についての質疑を終結します。暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款3民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 生活保護総務費についてお聞かせください。

生活保護システムの改修業務委託料ということで計上がされているわけですが、来年4月から被保護者調査に関する調査項目の追加ということで、どのような項目が追加されていくのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎福祉課長（石川文子君） 国が実施しております被保護者調査において、いわゆる6年4月から5つの調査票について変更がございます。

毎月提出する月次調査では、申請件数等に関する項目の追加や保護廃止の理由の区分の追加がされ、医療扶助関連の調査票のうち2票が年に1回の提出となる年次調査のほうに移行がされます。

また、年次調査につきましても、学習支援費の受給状況の項目が追加されるということになっております。

◎委員（木村冬樹君） ということは、市が提出するものに対する、その調査は市が答える形のものということで変更ということで、被保護者に対する

何か新しい調査項目が増えるとか、そういうことではないんですね。確認お願いします。

◎福祉課長（石川文子君） 特に直接被保護者の方に関わる点が変更になるわけではなく、調査票そのものが変更になるということになります。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 児童遊園費の植木剪定ですけど、中野児童遊園で緊急的に伐採等を行ったということで、こちらそのものの費用を教えていただけないでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在、45万円というところがございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3 民生費についての質疑を終結します。  
暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款4 衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4 衛生費についての質疑を終結します。  
暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款5 農林水産業費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 森林環境譲与税の基金積立金についてお聞かせください。

森林環境税、あるいは森林環境譲与税の関係でいいますと、今、新聞報道でもされていますように、結構都市部のほうに譲与税が行くもんですから、ということが問題になって、本来森林を保全している農村部にお金あまり行かないというような状況もあって、その割合を変えていくというような議論がされているところだというふうに思います。

それで、ここで聞きたいのは、本来、基金積立金を活用する場合は、歳入

において基金の取崩しを行って事業に充てていくというやり方が一般的ではないかと思いますが、この森林環境譲与税というのを、今年度、当初予算で積立額が決まっていますので、それを減らして使っていくという対応が取られているわけです。この森林環境譲与税を基金に積み立てるタイミングというのはどういう時期に行うのか。ちょっとはいつもと違うような対応だというふうに思っていますので、その点について説明をしていただきたいというふうに思います。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 森林環境譲与税の活用の仕方についてという御質問かと思えます。

森林環境譲与税の活用につきましては、基金に積み立てていくことが目的ではなく、経常的に森林環境保全等のために使っていくようにとの県からの指導もありますので、まず税として入ってきたものは活用し、余剰が出た場合に基金に積み立てるという形を取っています。ですので、毎年事業を実施するためにその年の歳入を使い、足りなければ基金を取り崩すというのが森林環境譲与税の一般的な活用の仕方と言えるかと思えます。

森林環境譲与税基金積立金は、将来の目標に備えるために設置する一般的な基金とは性質が若干異なっており、活用後の余剰であったり、活用先がなかった場合に積み立てるための基金であるというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） すみません、分かりました。ほかの基金とは違うということですね。

最終的に、だから年度末に積み立てるといふ、タイミングはそういう形でもよろしいでしょうか。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 積立てをするタイミングとしましては、年度末にという形で積立てをしております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 農地費の用排水路浚渫事業の中の用排水路除草等委託料、僕も道路を通ると、鈴井町から石仏町のところにかかったりとか、大地町の一部だったりとか、道路のほうに水路からかなり草等があるんですけど、こういったことも含めて除草するという事でよろしいでしょうか。

◎維持管理課長（田中伸行君） 道路のほうの委託料もあるんですけども、水路に関するところで道路のほうにかかっているところは一緒になって除草のほうをしてまいりますので、おっしゃるとおりです。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款5農林水産業費についての質疑を終結します。

続いて、款7土木費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 駅前広場・地下連絡道等の管理費についてお聞かせください。

幾つか不具合が出ているようであります。ちょっと聞きたいのは、例えばエレベーターや噴水の不具合の状況だとか、あるいは岩倉駅南地下連絡道のスロープの状態がどのような感じになっているのか。その不具合の状況について教えていただきたいと思います。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） まずエレベーターの屋根の漏水修繕の件なんですけど、こちらは長年にわたる経年劣化によりまして、屋根から、防水層が切れて、エレベーターの施設の中に水が浸入しているものですから、そちらを防水して補修するというものでございます。

次に、岩倉駅南地下連絡道、中京銀行の東側の連絡道になりますけど、そちらにつきましては、スロープ、ゴムが貼ってありますけど、そちらが、もう凹凸が劣化してまして、雨が降ってぬれたときにつるつるな状態でございますので、そちらを更新するものでございます。

最後に、噴水の修繕でございます。そちらにつきましては、噴水の補給水の水量を調整するフロート弁というのがありまして、そちらもちょっと経年劣化によって調整できない状況となっておりますので、そちらも更新するという内容でございます。

◎委員（大野慎治君） すみません、じゃあ木村委員に関連して、ちょっと噴水のところのベンチがもうかなり経年劣化で、今、テープで補強している状況だと思うんですけど、ここだけは、市民の方がお座りするところなんで、できるだけ早く予算可決後、直していただきたいんですが、どのようなお考えなのでしょうか、お聞かせください。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） こちらにつきましても、9月補正が議決され次第すぐ発注をして、私たちとしてはもう10月中には取り替えていきたいと考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でもちょっと質疑をさせていただきましたが、舗装・側溝工事の増額ですが、例年より少ないんじゃないかという質疑をさせていただいて、補正としては少ないものの、当初予算と合わせるとほぼ同額だという答弁だったというふうに思います。しかし、区からの要望はかな



りあって、それになかなか応え切れないという状況があって、優先をつけながらやっているというふうに思いますけど、当初予算は当初予算であり、この9月補正をやる場合の、決算状況を見ながら剰余金の中でどれぐらい出せるかというところで補正が組まれると思いますけど、できるだけこの予算は例年どおり補正でつけるようにしていただきたいなというふうに思いますけど、その辺の考えは、財政等のほうに聞かなきゃ分からないかもしれませんが、何か考えがありましたら教えていただきたいと思います。

◎都市整備課長（西村忠寿君） まず舗装側溝なんですけれども、昨年度の9月補正でいただいた予算と比較しまして約3,300万ほど今減額にはなっておりますが、今年度、当初予算が少し例年と比べて増額ということもありますけど、トータル的に、事業費としては舗装側溝、正直なところ幾らあっても足りないという部分ではありますけれども、やはりほかの事業とのバランスというものを考慮しながら予算というのは組んでいくということでございますので、その辺りを今後も少し財政部局と協議しながら、予算化については対応をしていきたいと考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですかね。

◎委員（梅村 均君） 公園費の修繕料増額です。

この下稲公園の木製複合遊具の関係は、その財源として、森林環境の基金というか、そのものですかね、税ですかね、そういうようなものは使えないものなんでしょうか。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） 森林のその税は使えないと考えています。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、1点だけお願いします。桜通線の関係です。

電線の共同溝の予算が計上されているんですけども、まだ用地買収的には完了していないと認識しています。その辺との兼ね合い、影響は特にないんでしょうか。その辺を少し教えていただきたいと思います。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 用地を買わせていただいたところが事業区間のほぼ東側ということでありまして、その中で、設計上、電線共同溝以外にも、歩道の整備まで含めて、できる部分については、草もかなり茂っておりますので、整備をしておこうということ今目標を立てて、できるところまで実施をしていこうということでございます。

◎委員（片岡健一郎君） となりますと、できるところまでということ、

また今できないところもあるので、できないところについては、買収後行うということによろしいでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 御質問のとおりです。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款7土木費についての質疑を終結します。  
暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款9教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 給食センターの修繕料についてお聞かせください。

給食センターがオープンして数年たってきている中で、いろいろ機具が故障したりということが起こってきています。これはやむを得ないことなのかなあとと思いますが、ちょっと一括して調理機具等の故障が多発と書いてあるものですから、どのような状況なのか少し説明をしていただきたいというふうに思います。

◎学校教育課学校給食センター所長（田島勝己君） 今の御質問でございますが、学校給食センターは平成28年度の9月から今のところで業務を行っております。今年度、多発したというのは、例えば調理に使う釜がございしますが、その中、蒸気を通して使っている釜がございします。その接合部分、パッキンとかがひびが入って、ちょっと漏れらしきものが出ているということとかが出ておまして、あとボイラーとかを使っています、弁がちょっと不具合があると、当然調理にガスで、ボイラーで水蒸気を起こしてやるんですが、そのボイラーの調子が不具合があったり、あと施設内に防犯カメラもあるんですが、カメラがちょっと故障したりとか、これまでに今まで通常どおり稼働していたものが経年劣化が見られまして、ちょっと修繕を要する案件が出てきたというところでございます。よろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款9教育費についての質疑を終わり、歳出についての質疑を終結します。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

歳入全般について質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、第2表 債務負担行為補正についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、第2表 債務負担行為補正についての質疑を終結いたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） すみません、1点、私の答弁、修正というわけではないんですけれども、補足をさせていただきたいと思っております、3款民生費のところの児童遊園の修繕料、かかった額はというところで45万円とお答えさせていただきましたが、消費税が入っておらん額でございますので、消費税を足しますと49万5,000円ということでございますので、よろしく願いをいたします。失礼いたしました。

◎委員長（水野忠三君） この件について質疑はございませんか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） この件についての質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第63号「令和5年度岩倉市一般会計補正予算（第7号）」について賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第63号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長(水野忠三君) 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、議案第64号「令和5年度岩倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(水野忠三君) 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出両方とも、歳入歳出全般にわたっての質疑といたします。質疑はございませんか。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長(水野忠三君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(水野忠三君) 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(水野忠三君) 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第64号「令和5年度岩倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長(水野忠三君) 挙手全員であります。

採決の結果、議案第64号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長(水野忠三君) 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、議案第65号「令和4年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより一般会計歳入歳出決算書及び附属資料並びに主要施策の成果報告書についての審査に入ります。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の前に委員長から一言申し上げます。

この決算書及び附属資料と主要施策の成果報告書について御指摘される委員が多いと思えますけれども、傍聴の方の中で主要施策の成果報告書のほうをお持ちでない方もいらっしゃると思いますので、この決算書のほうのページを明示、なるべく極力していただいて、そしてもちろん主要施策のほうで言及される場合は併せて成果報告書のページも言っていただくということで、決算書のほうのページを省略して言わないようになるべく、極力お願いいたします。要するに決算書のページをちゃんと行っていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑は歳出から行います。

質疑の範囲は、原則として款ごととし、質疑区分表により項、目で進めさせていただきます。

初めに、まず款1 議会費について質疑を許します。

決算事項別明細書は90ページから94ページまで、成果報告書は12ページから14ページまでです。

質疑はございませんか。

議会費、よろしいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、款1 議会費についての質疑を終結いたします。

次に、決算書94ページから100ページまで、成果報告書15ページから22ページまでで、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費から目3 秘書費までの質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 成果報告書のほうは18ページです。決算書のほうは97ページ、事務管理費、99ページのところまでだと思いますけれども、成果報告書の18ページのところで、育児休業の対象となる職員及び所属長に対して説明会を開催し、制度の周知と取得しやすい環境をつくりましたというふうになっています。育児休業、男性も取り始めていると思うんですけれども、状況をまずお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 男性職員の育児休業につきましては、令和4年度、3名が取得しております。令和5年度につきましても、ここまですけど、予定も含めて7名が取得ということになっております。

◎委員（鬼頭博和君） ありがとうございます。

もう一点、成果報告書は20ページになるんですけども、職員研修のところになります。決算書は、さっきと同じ99ページのところに職員研修が入っています。その中で、成果報告書の中で独自研修の中にレジリエンス研修というのがあるんですが、この内容と成果について少し説明いただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） こちらのレジリエンス研修につきましては、職員個人のメンタルのところを自己管理するということと、メンタルヘルス研修を兼ねて実施させていただいております。

内容としましては、レジリエンスというのは精神的回復力というところで、自己管理をするものになります。その精神的回復力をきちんと理解していただいて、困難な状況においてもポジティブな思考や感情を自分なりにコントロールできるということと、思考の柔軟性であったり、そういうものの対処法を身につけていただくというような研修を実施させていただきました。内容としては以上となります。

◎委員（鬼頭博和君） 成果としては何か上がっているものとかありますかでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 最近、こういう研修、自分で自分をコントロールするような研修を、その下の怒りのマネジメント研修もそうですねですけども、そういう研修を実施することによって、職員アンケートのほうからも非常に有意義であったという意見もいただいておりますので、こういう研修も引き続き続けていきたいなあとというふうに考えております。

◎委員（鬼頭博和君） すみません、もう一点お願いします。

同じく職員研修のところなんですけど、防災士の試験を受験されている方が2名見えました。今、全体として防災士の数、職員として、防災士を持っている人の数をお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） 現在、職員で防災士の資格を有する人数につきましては、今年度、現在で9名見えます。昨年度、7名ということで、令和4年度においては2名受講をして9名という形になっております。

◎委員（鬼頭博和君） ありがとうございます。

◎委員（片岡健一郎君） 決算書94ページから95ページ、成果報告書は15ページから16ページにかけてです。

総務費の事務管理費についてお伺いします。

特に成果報告書の16ページなんですけども、文末に文書管理の電子化を

推進することができてきましたといった成果報告書の記述になっております。一方で、4番の文書管理関係のところを読みますと、文末のところ、令和3年度と比較して13万7,000枚ほど印刷が増加したというような記述もございます。電子化を推進することができた一方で、なぜ複合機による印刷枚数が増えているのかと、まずこの増加の要因を教えてくださいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 4年度の使用枚数が3年度の使用枚数と比べて増加した理由でございます。コロナウイルス感染症によりまして、2年度、3年度は多くの事業が中止、縮小などをしていただいていた関係で、使用枚数が大きく減少しておりました。4年度は、徐々にこのような事業が再開されたということで、それが一番の大きな要因だと考えております。

また、少し具体的な数字で申し上げさせていただきたいと思います。コロナ禍前の元年度の使用枚数と4年度の使用枚数を比較しますと約6万枚の枚数が減少ということでございますので、推進というところは着実に進んでいるかなというふうに考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに。

◎委員（木村冬樹君） 私も、じゃあ今の同じところで、決算書の95ページの事務管理費のうち、使用料及び賃借料の中で複合機借上料があります。これに関連するところですか。

30万5,000円流用してここに充てているということで、以前もこの紙媒体によるものを減らしていくということで少し議論をしたことがあると思います。以前は、流用を重ねながら、新年度予算は変えずに流用を重ねながら何とかやってきたというところで、予算を増やすべきではないかという話も少ししたことがあったと思いますが、そのときも、やはり紙媒体のものを減らしていくという意思があるものですから、予算としてはこのままということで答弁があったというふうに思います。

それで、その考えに変わりがないということなのかどうかというところ、先ほど、令和2年、3年はコロナ禍で多くの事業が中止となって必要な枚数が減ったということだもんですから、今後は、元に戻っていく中で、また流用をしながらやっていくのか。この辺の考えを少し教えてくださいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） 複合機での使用につきましては、導入した経緯からも、紙の使用を減らしていくということが所期の目的でもありましたので、そこは変わらずやっていきたいというふうに思います。

また、最近の傾向としましては、使用枚数は減るんですけども額が不足するというのは、カラー印刷が、やっぱり見やすさというところもありまし

て、カラーで印刷するということが少し多く、増加傾向になっております。予算の段階でも一定そういうのを想定はするんですけども、結果としてカラー印刷のほうはどうしても増えてしまっているということで流用が出てきております。

今後につきましては、カラー印刷の抑制といいますか、いろんな見せ方はあると思いますので、そういったものを工夫しながら印刷をするとともに、予算計上はより適切に、実績等も踏まえてお願いをしたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。また様子を見ていきたいというふうに思います。

次に、決算書99ページの事務管理費のうちの災害補償費、公務災害補償費についてお聞かせください。これも32万8,000円流用して、予算が不足して充てられているところです。令和4年度の公務災害の状況はどうだったのか、件数や負傷の内容だとか、その後の防止策だとか、こういった点について教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 公務災害につきましては、令和4年度は8件ございまして、令和3年度の2件に比べますと6件増えているという状況でございます。その結果、流用もお願いした次第でございます。

内容としましては、保育園の現場の職員、会計年度を含めてですけども、半数ほどお見えになりますし、あと消防、それから一般の事務職、環境員という形で様々な事案が発生しておりますけれども、転倒して骨折したりだとか、そういう状況でございます。

こちらの8件につきましては、市で構成する安全衛生委員会のほうで、職員が構成する委員会になりますけれども、そちらのほうで報告させていただいて、再発防止策等を検討していただいて実施しているという状況になりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

なかなか証書類審査の中で内容まで見られない、個人情報の問題もありますのでそれはやむを得んかなというふうに思いますけど、再発防止だとか、そういったことをしっかり検討していただきたいと思います。

次に、同じページの旅費のところ、普通旅費があります。その中の項目を幾つか見ていく中で、ちょっと疑問というか、お聞きしたいことが発生しましたので、このところでお聞かせいただきたいと思います。

2点あったんですけども、1点は担当課に聞いたほうがいいかなあと思いますので、そのときにお聞きしたいと思います。

オウム真理教対策関係市区町連絡会総会というのが行われて、そこに職員



が参加しているというふうに思います。岩倉市内にも関連の施設ができてということで、いろいろ対応が警察や市のほうでされているというふうに思うんですが、この総会についてはどういう内容だったのか。参加の必要性だとか、こういったことを少し教えていただきたいとしたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

令和4年度にこちらのオウム真理教対策関係市区町連絡会の会議のほうに出席をさせていただきまして、その内容につきましては、まずこの連絡会の総会が行われまして、議案として令和3年度の活動報告並びに収支、歳出の決算報告、監査報告がなされ、その後、役員改選について行われて、続いて令和4年度の活動方針案と収入支出予算の案を話し合われたという形になります。その後、その他の中では、それぞれのこの連絡会に参加してみえる各自治体から、それぞれの活動状況の報告と意見交換を行って、最後に公安調査庁から最近のオウム真理教の活動などの内容について説明が行われたという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

これは、今後は総会には出席していくということで考えているのかどうかという点も教えていただきたいとしたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今後も、こちらの連絡会のほうには、日程、いろいろ状況もございしますが、参加をしてまいりたいと、参加をしてまいります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

せっかくですから、何か特徴的なことがあったら、全員協議会か何かでも、議会にもちょっと報告していただけるとありがたいかなと思っていますので、今後はよろしくお願いします。

次に、101ページの秘書費のうちの事務管理費について、事務管理費の中の使用料及び賃借料の通行費については、質疑はやめますけど、少し証書類の中に正確な記載が必要かなという、市長の政治的な活動と、やっぱり近隣市町との関係での、当選祝いなどに行くということはあると思いますので、その辺が分かりやすいような証書類にしていきたいということを一言言っておきます。

それで、ここで触れたいのは、市長交際費の中のものなんですけど、これは議長交際費にもあるわけなんですけど、MOA美術館の児童作品展の賞品代ということで、昨今、宗教のことについて非常にいろいろ問題が発生をしている状況もありますし、先ほどのオウムの問題もありますけど、そういった中で、この美術館の運営は宗教団体がやっているということで、少し一回立ち

止まる必要があるのではないかなというふうに思います。ただ、学校教育との関係で、非常に児童の作品を募集してやるということが伝統的に続いてきていますので、一気になくしていくということは難しいとは思いますが、そういう点について、今の市の考えはどうか教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君）　こちらにつきましては、少し前に宗教団体の件で問題になったときに点検はさせていただきました、内容についてですね。やはりこの作品展の趣旨だとか目的、こういったところからすると、問題ないだろうということで、今は支出を続けておるといような状況でございます。先ほど木村委員がおっしゃられたことも念頭に置きながら、これからまた議論をしていきたいというふうに思います。

◎委員（井上真砂美君）　すみません、決算書101ページになりますが、平和祈念事業についてお尋ねいたします。

平和祈念事業というと、一般、市民として参加するというと千羽鶴を折る折り紙の関係が多いと思いますが、コロナ禍で、昨年だったのか、家に居ろようよとかというスローガンを立てられまして、非常にたくさんの方が折り紙を作る活動があったと思います。今年度も折り紙、千羽鶴9万幾つということで、集まったということで、市民の方々、非常に平和祈念に対して活動してみえると思うんですけども、その中でちょっと気になるのが糸通し作業なんですけれども、9万とかすごいたくさんの鶴ができた場合に、なかなか、そこに参加するの方々というのはボランティアで参加してみえる。今回も4日間、延べで13人ということなんです、その方たちの、13人集まったということなんです、ちゃんと気持ちよく集まってくれたのか無理無理集まったのか、ちょっとその辺の状況を教えていただけるとありがたいです。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君）　本当に非常にありがたいボランティアの方ですね、こちらからお願いしなくても御自分で応募してきていただいている方になります。本当に感謝が尽きないんですけども、何というんですかね、感謝しかございません。

◎委員（井上真砂美君）　結構折り紙の鶴、特に折るほうは、いろいろゆうわ会とか老人会とか地域の会とかで皆さん集まって折り紙を折るんですけども、その糸通し、結構根気が要るといのか、大変なことで、本当のボランティアということでしょうか。何かちょっとお礼を差し上げるとか、そういうことはないのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君）　予算を見ていただいてもお分かりのとおり、特にお礼の記念品をお渡しするとか、そういったことはやっておりません。

本当に善意のボランティアの方に支えられている事業となります。

今、そういった意見もいただきましたので、今後ちょっとできるかどうか、また検討はさせていただきたいというふうに思います。

◎委員（井上真砂美君） よろしくお願ひします。ありがとうございます。

◎委員（大野慎治君） すみません、先ほど木村委員が、事務管理費の中の8. 旅費、普通旅費の中でオウム真理教対策関係市区町連絡会総会というのに参加しているという、昨年6月7日だったんですね、よく証書類を見せていただいたら。今年はまだ既に参加が終わっているということなんですか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今年度においてもこの総会は行われましたが、今年度はオンラインでの参加をさせていただいております。

◎委員（大野慎治君） 僕も公安調査庁のホームページでしか立入検査がいつあったかというのをなかなか分からないんですけど、今年も令和5年2月16日に岩倉の関連施設に立入検査があったということなんですけど、僕もホームページを見ないと何も分からないんですね。ホームページを検索しないと出てこない。そういったところの、公安調査庁からこういう立入検査があったよということは岩倉市には連絡があるのかなのか、その点をお聞かせください。ちょっと関連質問で申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

立入検査等をされた内容については、岩倉市としても内容について公安調査庁のほうに請求をして、その内容については報告をいただいている状況もございます。ただ、立入検査がされる事前の情報とか、それ以後の情報については、公安調査庁の判断になるものですから、いつ入るということはちょっと何とも言えないんですけど、公安調査庁のほうからは、検査をしたという、できるときにこちらに一応通知がされます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 決算書の99ページの旅費のところ、スマートインターチェンジに関する国要望に伴う旅費というのが計上されていたんですが、国の反応はどうだったか、また今後も国のほうに行くことがあるのか教えていただきたいです。

◎建設部長（片岡和浩君） 今回御質問いただいたのはスマートインターチェンジの国への要望ということで、昨年度と今年度も実施をさせていただいております。要するに自治体、一宮市と併せて必要性とかを要望をしてきて

いるという状況で、これは、建設関係とかは、結構ほかのところでも協議会をつくって国への要望というのはさせていただいているというような状況があります。基本的には、国内いろんな自治体、そういう活動というのはしておりますので、引き続きそういう活動はしていきたいというふうには考えております。

◎委員（木村冬樹君） 僕が後で聞こうとしたのがそのことだもんですから、建設関係の決算のところでも聞こうと思ったんですけど、今出ましたので、ついでに聞いておきます。

要望は、多分こういうのはされていくということだと思うんですけど、相手方というのは、何かそれに対して反応というのは、その要望は取りあえず聞きおだけという形になっているんでしょうか。ちょっとその辺の状況を教えていただきたいと思います。

◎建設部長（片岡和浩君） 要望活動につきましては、それぞれの省庁の関係者に事前に御連絡を差し上げて面会をさせていただいて、要望内容をお伝えし、要望書を手渡しさせていただいております。それに対する回答というのは、具体的に何かあるかということ、それはやはり私どものほうには届いてはおりません。ただ、やはりそういう形で、いろんな関係団体にお聞きをしますと、そういう要望活動というのはやはり必要だということを知っております。あちらのほうも、出てきた要望書につきましては、しっかりと管理をしておるといような報告はいただいております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎副委員長（榎谷規子君） すみません、1点、決算書97ページの職員等管理費全体についてお聞かせください。

成果報告書にも記述はないんですが、例年聞いている障害がある人たちの雇用率が昨年度どれぐらいになってきているのか。障害を持った人たちが働きやすい職場にしていくための配慮、努力など、どのようにされているのかお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 令和4年度の障害者雇用率は、法定雇用率が2.6なんですけれども、岩倉市においては2.62%となっております。

障害者雇用の方につきましては、障害者手帳をお持ちの方ですと福祉サービスのほうが利用できますので、支援者という部外の方と、支援員が1人ついている方もお見えになって、月1回の面談をしたりしながら、状況を確認しながら、働きやすい環境にできるように努めておりますので、よろしくお願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） ありがとうございます。

◎委員長（水野忠三君） それで、委員長からも質問がございますので、司会進行を交代いたします。

◎副委員長（榎谷規子君） はい。

◎委員長（水野忠三君） 決算書94ページから95ページ、それから成果報告書15ページ下のほうの行政改革関係でございますが、この行政改革行動計画、これ自体は全体では10年の計画と承知してはいますが、この記載のある令和3年度から令和5年度という前半の5年間について、計画自体がスタートしているわけですが、全体的な進捗状況、スタート、滑り出しといえますか、どのような状況なのかお伺いをしたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） こちらの行動計画につきましては、19の取組項目を定めております。そして、それぞれの項目に目標を立てて取り組んでおり、今おっしゃられたように令和3年度から始めた計画でございます。

総合的には、現在のところ、おおむね順調に進んでいるというふうに考えております。

◎委員長（水野忠三君） 続きまして、決算書、同じ94ページから95ページ、成果報告書16ページの上のところでございます。訴訟関係についてお伺いをしたいと思います。

この成果報告書のほうには3件記載がございます。このそれぞれの訴訟内容、御答弁できる範囲内で訴訟内容について、そして各それぞれの訴訟について、訴訟費用など、もしお分かりでしたらお伺いをしたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） すみません、訴訟内容と、もう一点。

◎委員長（水野忠三君） 訴訟費用など。

◎行政課長（佐野 剛君） 失礼しました。

それでは、まず1点目の一番上の損害賠償請求事件につきましては、これまでも全員協議会等で報告をさせていただいておりますので、重複するかもしれませんが、よろしくお願いたします。

まず最初の損害賠償請求事件につきましては、議員の辞職勧告決議によるものでございます。請求の趣旨は、被告は、原告に対して金330万円及びこれに対する令和2年12月22日から支払い済みまで年3%の割合で金員を支払えといった趣旨のものでございます。

また、この事件で令和3年度から本市の弁護士のほうに支払った金額でお願いします。着手金と実費分になりますけれども、合計で24万5,539円ということでございます。

次に、その下の住民訴訟の関係です。こちらは産業廃棄物の処理費の関係になります。請求の趣旨は、被告は、岩倉市長久保田桂朗及び愛知県に対し

て、連帯して金1億1,114万2,130円を岩倉市に支払うよう請求せよといったものです。

こちらの支払額については50万3,937円でございます。

一番下の損害賠償事件につきましては、職場でのハラスメントに関するものになります。請求の趣旨は、被告は、原告に対して2,760万5,600円及びこれに対する令和3年4月23日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払えといったものです。

こちらの支払額は122万255円の支出となっております。

◎委員長（水野忠三君） もちろん原告の側の裁判を受ける権利は十分保障されるべきだということは重々承知をしているわけですがけれども、他方で、訴訟費用などで貴重な市民の税金が使われていくということについては、非常に私個人としては遺憾に思っておる次第でございます。

この3件の裁判については係争中ということでございますけれども、市としては、原告の主張、特に前の2つを念頭に置いているわけですがけれども、市としては、この原告の主張については認められないという立場でこの係争を続けられているという認識でよろしいでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 岩倉市としては3点の訴訟でございますので、3点で回答したいと思えます。

今、委員がおっしゃられるとおりでございます。岩倉市は、原告の主張に対して争いを続けているといったところでございます。

◎委員長（水野忠三君） 分かりました。

それでは、委員長のほうを戻させていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目3秘書費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ここで一旦休憩を取りたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を取りたいと思えます。

休憩は11時15分まで休憩にいたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から目5広報広聴

費について質疑を許します。

決算事項別明細書は100ページから106ページまで、成果報告書は23ページから32ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 決算書の103ページ、成果報告書は24ページでございます。

おこめ券配布等の事業についてお聞きをいたします。

非常に今物価が高騰している中、全世帯に配付されたということですが、非常に家計の一助となっており、市民の皆様にはこれは大変好評でございます。この新型コロナウイルス感染症に対応して地方創生臨時交付金を活用されたわけでございますが、実際、この内容は、やはり地産地消を推進することを目的にされたところに書いてありますけど、実際、地産地消というと、この地域ではやっぱりあいちのかおり、実際その辺の、あいちのかおりがどのぐらいいわゆる出たとか、そんなような状況は実際分かるんでしょうか、お聞きをいたします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今回、地産地消キャンペーンということで、市内のキャンペーン参加店舗でおこめ券を5枚使っていただくと1枚抽せん券がもらえるということで、そういったキャンペーンをやらせていただきましたけど、こちらの抽せん券については1万3,592枚配布ができております。ただ、このうちどれがあいちのかおりに使われたというところまでは把握はできておりませんが、市内でこれだけの枚数、キャンペーンの抽せん券が出ているということは、かなりおこめ券については市内で使われたということは認識をしております。

◎委員（伊藤隆信君） ありがとうございます。

◎委員（谷平敬子君） 決算書の105ページの市制50周年記念事業で、成果報告書は29ページのところで、おしごと体験 in 岩倉市というところで、このお仕事体験、抽せんで選ばれた115人の子どもたちが市内事業所等が出店する体験ブースでお仕事体験をしましたとありますけれども、どれぐらいの人が応募されて、また抽せん方法はどんな方法なのかと、あと何年生から応募ができたのかを教えてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） こちらは176人から応募がございました。その中から115名が参加したということになりますが、事業自体は商工会の青年部のほうに委託して行った事業となりまして、抽せんはそちらの実行委員会のほうで、インターネット上にくじ引のツールというのがあるんですけど、そこで抽せんを行いまして決定したということになっております。

参加については、1年生から6年生まで、小学生が対象ということになります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（片岡健一郎君） 決算書103ページ、成果報告書は27ページです。

ふるさとといわくら応援寄附金事業についてお尋ねをいたします。

成果報告書では、令和4年度の寄附金額として9,700万円という数字が上がっております。岩倉市にふるさと納税をしていただいた額だと思われませんが、私、重要だと思うのは、これは岩倉市民の方で他市町に納税している額というのもやっぱり重要じゃないかなあという、それも載せるべきなんじゃないかなあというふうにも一つ思うんですけども、要はどれぐらい出ているのかという、他市町へ納税した額を教えてくださいたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 令和5年度の当初課税で市民税から控除した額になりますが、こちらが1億6,055万9,669円となります。ですので、いただいたものと差引きということになりますと6,347万円ほどマイナスという状況でございます。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

この仕組み自体はいろいろ賛否両論あって、本来の目的はふるさとを応援するという意味合いがあるんですけど、とはいえ、この仕組みがある以上、やっぱりマイナスという数字を減らしていく努力はしなければいけないなあというふうには思っているんです。昨年度は202品、充実を図ったというふうに成果報告書で記載されていますけれども、私、物に限らず、いろんな体験とか、そんなこともふるさと納税の品として考えられるんじゃないかなあというふうにも思っていて、桜を生かした何か体験とか、そんなことも少し考えていく、一つ考えてもいいんじゃないかなあというふうに思うんですけども、充実、今後もされると思うんですけど、その辺の考え方はいかがでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） おっしゃるとおり、体験型が必要じゃないかということは行政評価委員会のほうでもそういった意見がありますので、今年度、何とかそういったものもメニューに入れられないかなあということで、アプローチについてはしていきたいというふうに思っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（梅村 均君） 決算書105ページのいわくら「であい・つながり」サポート事業であります。成果報告書は28ページに記述がございます。

コロナの影響もありまして中止にしたこともあって、28から30歳まで対象を広げられましたので、この対象者数、分母ですけど、対象者数を年齢別に



教えていただけないでしょうか。また、参加の79人に対しても年齢別で教えてもらえないでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） この28歳の集いの対象者については、岩倉市在住、在勤、それからあと一度ここに住んでいて出ていった方ということで、出身というところもあるものですから、何人かというのはちょっとつかみづらいところがあります。参考までに、この5年度の28歳の集いが開かれた直近の令和5年2月1日現在の住基人口からいいますと、28歳が584人、それから29歳が583人、30歳が638人となります。

周知については、なかなか対象者がつかめないところがありますので、広報やホームページ、あとLINEなんかで周知するほか、実行委員さんにこの年代の方になっていただいているんですけど、そういった方のインスタグラムなんかでも載せていただいて、口コミでも広がるような形で参加者を増やすための努力というのにはしております。

実際に参加された人数となりますが、28歳が16名、29歳が18名、それから30歳が32名で、そのお子さん、参加者の方のお子さんということで13名、合わせて79名となっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 私も、決算書103ページ、委託料のおこめギフト券配布事務等委託料について、成果報告書は24ページの7. おこめ券配布等事業についてお聞きしたいと思います。

決算審査意見書のまとめのところでおこめ券について記載されておまして、おこめ券配布事業は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う生活支援として実施され、その効果は一定あったと考えられるが、市によれば、配付したおこめ券が使用された枚数を把握することはできないとのことであった。ただし、市は、市内の特定の店舗でおこめ券5枚使用につき抽せん券を1枚配付した地産地消キャンペーンの応募状況は把握していると。まとめで、もちろん数値（データ）による効果の検証ができる事業ばかりではないし、社会情勢等に応じて緊急に行う事業があることも十分理解している。しかし、数値（データ）を活用することで当該事業による効果の検証をより詳細に行うことができ、さらなる有効な施策へとつなげることができるので、数値（データ）による効果の検証が困難な事業をできるだけ少なくしてほしいと記載してあるんですけど、僕は今、枚数を把握しているので、おおよそ全体の中で、抽せん券を配付したときにはおおよそ何枚使われているというのは分かったと思う。僕も実は抽せん券配付後に使わせていただいて、当た

っちゃうといけないからと思って、絶対におおよそ7割とか使われているというのが多分分析できていたと思うんですが、僕、ちょっとこれは厳しい記載だと思うんですけど、やはりおおよそ、大体何枚ぐらい、何割ぐらい使われていたというのは、大体の割合は把握できていると思うんですが、おおよそ割合はどのような感じだったのでしょうか、お聞かせください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 先ほどキャンペーンで抽せん券が出ていったのが1万3,592枚と申しましたが、これは単純に5枚使ったということで、掛ける5にすると6万7,960枚が市内というか、キャンペーンの店舗で使われた。ということは、推測ができるかなというふうに思っています。総枚数からいくと、大体この枚数が30%ぐらいになりますので、30%から20%ぐらいはキャンペーンの店舗で使われたんじゃないかなというふうな、そういう分析はしています。

◎委員（大野慎治君） ありがとうございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 決算書105ページ、成果報告書31ページのカレンダー作成についてお伺いします。

まちづくりカレンダーなんですけど、公募による市民8人の方でということで、非常に今年のカレンダー、いろいろ岩倉市にまつわるといって研究していただいていると思うんですが、大変いい材質も使われていて、どれぐらいお金がかかっているんだろうというふうに市民からも言われましたが、決算書の中ではカレンダー作成の委員の記念品として1万6,000円だけの記述なので、広報の全体の中に入っているのが数字が分からないんですが、カレンダー作製の費用としてはどれぐらいかかっているのかお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（林 高行君） カレンダーの作成費用につきましては、印刷製本費の中に含まれておりまして、金額としましては59万8,400円、こちらは税込みになっています。印刷部数は8,000部になりますので、1部当たりの単価としましては74.8円で作成をすることができます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2項1目4企画費から目5広報広聴費までの質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費について質疑を許します。

決算事項別明細書は106ページから116ページまで、成果報告書は32ページから41ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 成果報告書は32ページで、決算書のほうは107ページになります。

その財政調整基金積立金についてですが、説明のときに15%が望ましいということをおっしゃって、この表を見ていただくと、令和2年度までの間は取崩し額のほうが結構な額で、多い額がなされているんですが、令和3年度からこの取崩し金額のほうが少なくなって、令和4年度は0円というふうになっております。これの総額について、目標額というのがありましたら教えていただきたいと思っております。

◎行政課主幹（井手上豊彦君） 基金の積立てに関しましては、明確な積立方針とか基準というのはないんですけれども、先ほど委員のほうがおっしゃられたように、財政調整基金については、一般的には標準財政規模の15%程度が望ましいというふうに言われておりますので、岩倉市の規模でいいますと15億円から16億円程度が望ましい金額だろうと思っております。

計画的に積み立てていくということは、非常に今は難しい状況ですので、今後も決算の余剰金が生じた場合は、全体の基金の状況を見ながら必要額を積み立てていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 決算書は109ページの本庁公用車管理事業の中にある修繕料、自動車修繕の関係です。成果報告書は35ページでございます。

本庁公用車管理事業において、成果報告書のほうに交通事故13件とありました。証書類のほうを見た中で、修繕の内容、いろいろな伝票があったんですが、ちょっと取り出したものについて、なぜこのような修繕になったかというところを教えてくださいたいと思っております。

1つが、9月にあったフロントバンパーの取替えなど修繕をされていること、それからもう一つは、令和5年4月頃でしょうか、右リアドアの板金塗装をされているもの、あともう一つは、事故に伴う車両右後部ドアパネル修繕という、こういう修繕がされているので、なぜこのような修繕に至ったかというところをお聞かせいただけないでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） それでは、最初におっしゃられた9月の事故の修繕の関係です。こちらは、市役所の地下の駐車場で発生した事故になります。駐車の際に減速をして右へ曲がったところ、左前方の、庁舎地下のコンクリート柱があるんですけれども、そことの距離を見誤りまして、車体の左前方とその支柱が接触したといったものになります。この事故によりまして

フロントバンパーが破損し、交換が必要になったといったものです。あわせて、車体の塗装等も行ったといった事故になります。

その次、2件おっしゃられましたけれども、これは一体のものになります。こちらは、十字路を右折する際に右側前方にありました電柱との接触を避けるため、過度にハンドルを右側に切ってしまいまして、車両の右側と右側にあった住宅の塀とが接触をしたといったもの、いわゆる巻き込みのようなものです。この事故によりまして、右のリアドアの板金・塗装等を行ったといった事故でございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと何点かあるものですから、すみません。

決算書の109ページの庁舎施設管理費の中の庁舎空調設備等熱源設備更新基本計画作成業務委託料についてまずお聞かせください。

大がかりな更新になるものですから、こういった委託をして計画を立ててという形で、その点については大事なことだというふうに思っています。

それで、この今後のスケジュールというのはどのように今検討されているのか、その状況についてまず教えていただきたいと思えます。

◎行政課長（佐野 剛君） 今後は、実施計画、更新工事というものが必要になってくるかと思えますけれども、これにかかる費用、経費というのはかなり高額となっておりますので、こういった財源の確保という面が一つの課題となっております。ということで、現段階ではこれらのスケジュールというのとは決まっておりません。考えとしては、できるだけ早く実施をしたいといったところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

財源の確保、結構高額になるものですから大事だというふうに思えますので、また何らかの形で情報提供を議会のほうにもしていただきますようによろしくお願いします。

次に、同じ109ページの本庁公用車管理事業の中で、成果報告書の中にも、例えばアルコール検知器を使った酒気帯びの有無を確認が実施されたということとか、記載があります。

それで、まずこのアルコール検知器の、多分法律が変わってなかなか確保が難しかったのかなというふうに思うわけですけど、その辺の状況だとか、まずないと思えますけど、アルコール検知器によって何か問題が発生した事例があったのか、こういった点について教えていただきたいと思えます。

◎行政課長（佐野 剛君） アルコール検知器での検査といったところでございますが、岩倉市の場合は、もともとの法では10月1日からになっておっ

たんですけれども、岩倉市の場合はその検知器が購入、調達できたということで、9月1日から検知器による酒気帯びの確認も実施をしております。

検知器での結果なんですけれども、それによりまして運転ができなかったといった事例はございません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

もう一点、この公用車の関係で、ハイブリッド車の購入がされているところで、決算を見ますと、老朽化したガソリン車をインターネットの関係で売り払ったということも分かるわけです。

それで、なかなか難しい問題かとは思いますが。市役所の仕組みだとかによって難しさもあると思うんですけど、例えば保健センターがリースによって電気自動車を、リース契約を結んで今使用しています。非常にかわいらしい車、後のページで写真が載っていると思うんですけど、こういったリース契約について、経費、コスト削減なども含めて検討がされているのかどうか。これまでのことでもありますのでなかなか難しいとは思いますが、その辺の検討はどうなっているのか教えていただきたいと思えます。

◎行政課長（佐野 剛君） 健康課の電気自動車につきましては、シーポッドという車で、購入ではなくてリースでの販売というんですかね、リースでのみということでございますので、健康課のほうではリースで調達をしております。

それ以外の公用車につきましては、岩倉市での考えは、10年、10万キロ以上の使用を原則としております。中には、もう15年、16年、17年だとか、十分使える車でございますので、そういった活用をしておりますので、リースよりは一括で購入したほうが安価になるということも考えておりますので、そこは比較しながらになりますけれども、現段階では一括での購入というふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。保健センターの車はリースしかないということですから、その辺の事情は分かりました。

次に、111ページの下の方の会計管理費のところ、2点ほどお聞かせいただきたいと思えます。

1点目は、指定金融機関収納窓口事務取扱手数料です。以前もこのことについては、値上げされた際にいろいろ議論した覚えがあります。指定金融機関が支店を岩倉市内から他市のほうに移したということで、そういった時期でもありますので、この手数料について何か変更等が指定金融機関から言われているのかどうか。こういった影響についてはどのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

◎会計管理者兼会計課長（若森豊子君） 指定金融機関の収納窓口事務手数料については、指定金融機関から値上げの要望等は現在のところはございません。

影響については、市民への影響ということではよろしかったでしょうか。よろしかったですか。

指定金融機関を令和4年6月に廃止となったんですけれど、令和4年度の市役所の派出の収納の取扱件数と令和3年度を比べたところ、令和4年度のほうが少し件数と金額ともに増えていました。ですので、恐らく、支店が廃止になったので、それまで支店で納められていた方が市役所の派出のほうへ来て納められていたのかなというふうには感じております。

あとは、やっぱり市役所を訪れる方が、支店がなくなったことで不便だなというふうに言われているのは聞いておりますが、特に支店よりもやっぱりATMがなくなったということも不便に感じられているようで、そういったお問合せがあったときには、お近くのATMなどを御案内して御理解をいただいているところです。

◎委員（木村冬樹君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

もう一点、会計管理費の中で、口座振替データ伝送方式移行業務委託料が計上されてというか、使われております。それで、成果報告書のほうを見ると、ISDN回線が今年の12月末で終わるということで、新しい伝送方式へ切り替えていかなきゃいけないということでの業務委託料だったというふうに思いますが、通信サービスの新しい技術とかが出て、また新しいものに変わっていくという形になっていくのかなあというふうには思うんですけど、結構な額がこの移行业務では必要ですので、今後の通信サービスの見通しといたしますか、そういったところはどのように捉えているんでしょうか。

◎会計管理者兼会計課長（若森豊子君） 口座振替データの伝送方式は集合収納システムで利用しているんですが、伝送方式を今までのISDN回線の後継である新しいものに切替えをしないと、口座振替の業務が止まってしまって、以前のようなフロッピーディスクでの媒体でのやり取りになってしまいますので、この伝送方式の切替え作業は重要だと思っております。

それで、ISDN回線の通信サービスについては、久しくサービスの提供がありましたので、今回の新しい伝送方式についても、当分の間はサービスが提供されると思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

私からは最後の1点です。

決算書の117ページの安全安心カメラ設置管理事業についてお聞かせくだ

さい。

委託料で安全安心カメラ保守点検委託料が使われております。予算の約半分になっているということで、前年度からも大きく下がっているというふうに思いますが、入札の関係なのかなとも思うわけですが、なぜこんなに安くなったのか、要因を教えてくださいたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 入札をしてこの結果になっているということしかお答えができなくて、入札の結果がこの金額だったということでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 決算書109ページ、成果報告書35ページの、先ほどからお二人の方が質問された公用車の管理事業についてですが、23台の公用車のうち、電気自動車が5台、ガソリン・電気というのがハイブリッドですよ、これが3台あって、現在。今後どうしていくのかということをお聞きしたくて、公用車23台の現在の時点での年数、走行距離など、ちょっと資料をお願いしたんですが、先ほどの御答弁の中で、やっぱり買換えは10年で10万キロ以上ということですが、10年たっている車が23台のうち10台あります。原則10年、10万キロということでの買換えの中で、今後の計画として、やはり電気自動車を優先して購入ということ考えていらっしゃるのでしょうか。今後の方向についてお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） ガソリン車の軽自動車を更新する場合は、電気自動車の軽自動車に更新をするというのがまず基本としております。また、それ以外の、いわゆる軽自動車以外のガソリン車につきましては、公用車の使用に伴う環境負荷を低減させるといったことで、エネルギー効率の優れている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、いわゆる次世代型の自動車に更新するということをまず第一に検討をしております。

そんな中、今の次世代の自動車というところも一定、車種等も限られておりますので、用途に合った車種を選択していくということも一方では視野に入れているといったことでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎副委員長（榎谷規子君） 原則がそういうふうで、軽については電気自動車をとということで、ガソリン車についてはハイブリッドにしていくという方向なのかなと、今のお答えなんです、10年以上たっても10万キロになっていなければ、両方をクリアしなければ更新しないという考えなんですか。

◎行政課長（佐野 剛君） 10年かつ10万キロでの更新を基本としておりま

す。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 同じく本庁公用車管理事業ですけれども、この夏、中型バスが走行中にタイヤのバーストをしております。証書類を見せていただくと、3か月点検とかいろいろ実施はされているようなんですけれども、昨年度のその中型バスにおける日頃の点検とか管理の状況というのはどのようだったのでしょうか。確認をさせてください。

◎行政課長（佐野 剛君） 中型バスを含めた公用車の日頃の点検でございますが、公用車の運行日報におきまして、バッテリーの点検、エンジン、洗車など、そういった項目を定めております。中型バスの場合は、運転手によりまして、約15分の運転前の点検を行っております。タイヤの点検、エンジンの動作確認、あとライト類の点検など、多岐にわたって点検をしているといったところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 成果報告書のほうは40ページ、決算書のほうは115ページになります。

防犯灯設置事業のことについて1点お尋ねいたします。

今回、危険な箇所には7灯防犯灯を設置したというふうに記載があるんですけども、この危険な箇所という部分の、こういった基準でそれを定められているのかというふうで、こういった基準でこの防犯灯を設置されているのかお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まずこちらの防犯灯の危険な箇所というのは、この防犯灯を設置する際には、まず行政区の区長さん、関係小学校等の要望等に基づいて設置をさせていただくものでございますが、まず設置基準については、取付け場所については原則電柱への取付けと。ただ、電柱がない箇所もございますので、そういった場合はポールでの設置を検討させていただいている状況でございます。

また、設置間隔については40メートルから50メートル間隔という形で、見通しの悪い箇所とか、特に必要と認められる場合については、現場を確認して設置をさせていただいている状況でございます。

また、優先される場所といたしましては、小・中学校の通学路、夜間にもやはり歩行者、自転車の通行が多い場所など、そういった箇所に優先的に設置をさせていただいているものでございます。

また、防犯灯の設置については、毎年度、第1回の区長会で御案内をさせ



ていただいている状況でございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「7つぐらいあるんですけど」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） じゃあ、ちょっとこのところを閉じずに休憩したほうがいいですね。

お諮りいたします。

質疑の途中でございますが、今の款項目は閉じずに休憩を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩をしたいと思います。

休憩は午後1時10分まで、13時10分まで休憩にいたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、定刻になりましたので午前中に引き続き質疑を再開いたします。

まず冒頭に、午前中の質疑に関しまして御意見をいただきましたのでお伝えをさせていただきます。

午前中の質疑の中で、マイクの使用等に関しまして、声が聞きづらいところが時々あるということでしたので、質問をする側、質問者の側も、それから答弁する側もマイクに向かって明確に声を、何といたしますか、言っていただくようお願いをいたします。一部ちょっと聞き取りにくいという御意見をいただきましたので、ぜひ御配慮のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、午前中に引き続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費までの質疑を許します。

決算事項別明細書は106ページから116ページまで、成果報告書は32ページから41ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） すみません、できるだけ簡潔にいきたいと思います。よろしく申し上げます。

決算書は113ページの交通安全事業でございます。

成果報告書は38ページになります。

交通安全教室が行われておりますけれども、幼稚園、保育園の開催回数が12回、小・中学校の開催回数は1回ということで、合同開催なのか、どのような単位で開催したものかを教えてください。また、各園とか各学校の開催は難しいものなのではないでしょうか。お願いいたします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

交通安全教室の開催状況でございますが、幼稚園、保育園12回、こちらのほうにつきましては、各保育園、幼稚園で行っております。また、小・中学校の回数1回ということでございますが、こちらは令和4年度は五条川小学校で1回開催をしております。ほかの小・中学校については、交通安全教室は開催していない状況でございます。

ですので、開催については、各幼稚園、保育園、小・中学校で行っておりますが、また合同での開催ということは行っておりませんが、そういった方法もあるというような御意見かと思っておりますので、各園・学校からそういったような要望等があれば、警察とも協議して相談して調整等できれば、対応してまいりたいというふうに考えております。お願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。意識的なことでありますので、できるだけ同じような頻度でやれるといいかなと思っております。

次が、同じく決算書113ページで、防犯推進事業であります。

成果報告書は39ページになります。

各種団体による自主防犯活動の育成強化のための防犯設備整備費等補助金の実績がなかったわけですが、なぜでしょうか。これをどう見ているか、お聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

こちらの補助金につきましては、毎年度初めに区長会におきまして、この制度の周知を行わせていただいております。こちらは防犯団体等がパトロールなどをする際に使用する備品について補助させていただいております。

現状といたしましては、各行政区におけるそういった団体については、一定整備がされている状況というふうに考えております。

令和2年度、令和3年度においては、執行に関しておのおの1件ずつ、令和2年度においては7,000円、令和3年度においては6万9,000円と、令和4年度、令和元年度については執行がございませんでした。こういった状況ではございますが、引き続きこの制度の周知などを工夫して安全、安心なまちづくりの推進につなげていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） また同じく決算書113ページで、防犯灯管理事業でございます。

成果報告書は40ページでございます。

事業の成果としての記述にあります月平均3件の修繕及び球替え等を迅速

に行い、やられたということでありますけれども、この月平均3件ということで、要望は満たされていると捉えていいのでしょうか。満たされていないければ、何か条件を整えば、これ以上やることも可能なんではないでしょうか、お聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、こちらの月平均3件でございますけれども、防犯灯の球替え等、要望があったものについて全て適切に対応させていただいている状況でございます。

また、これ以上にやるのがどうかというところでございますけれども、修繕の内容にもよるんですけれども、しっかりと適切に対応をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

◎委員（梅村 均君） 次に、決算書115ページでございます。

防犯灯設置事業であります。

成果報告書は40ページです。

269件の犯罪発生件数があったということで、これは全て防犯灯のない暗がりでの犯罪でしょうか。令和4年度の犯罪発生と防犯灯との関係は何かつかんでいることはありますでしょうか、お尋ねいたします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、こちらの犯罪の発生場所、暗がりかどうかというところでございますけれども、警察から詳細なその場所と時間等、そういった情報はございませんので、その暗がりかどうかということは、こちらとしても把握はしておりませんので、防犯灯の設置についてはそういった暗がり、先ほど御質問にあった基準をしっかりと踏まえて適切に対応してみたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

◎委員（梅村 均君） 次に、決算書115ページの放置自転車対策事業でございます。

成果報告書は41ページになります。

平成30年度から撤去台数、返還台数など、減少傾向にあります。半数近く減ってきておりますが、平成30年と比べ、人員配置の数はどうなのでしょう。ちなみに、会計年度任用職員報酬は年々増加をしていることを確認しておりますけれども、この人員配置というのはどのようになっているか、お尋ねいたします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、撤去台数、返還台数の減少ということでございますが、こちらについては、やはりコロナの影響によって外出機会が減ったということも考えられ

るのかなあとというふうに思っておりますけれども、ただ撤去台数、返還台数が減ったとあって、放置自転車に対する人員配置については現状変わっていない状況でございます。

◎委員（梅村 均君） やはり減らすようなことというのは、この台数が減っても難しいという考え方でよろしいですか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） やはり放置自転車に関しましては、過去の市の駅前等の状況を踏まえつつ、今のこの放置自転車がされていない、少ない状況を維持するためにも、今の人員配置で実施していきたいと考えております。

◎委員（梅村 均君） 次が、決算書117ページになりまして、同じく放置自転車対策事業ですけれども、18の負担金でサクラド岩倉共用部分管理費負担金がございます。約月7万7,000円の支払いが諸書類から見られますけれども、この負担金と放置自転車対策事業との関係はどうなんでしょうか。お聞かせいただけないでしょうか。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） サクラド岩倉の中に岩倉駅の自転車駐輪場を整備しております、そちらを放置自転車対策の一環として自転車駐輪場を整備していきまして、その共用費ということで負担金をお支払いしているという形になっています。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

次に、決算書117ページの安全安心カメラ設置管理事業でございます。

成果報告書は41ページでございます。

10の需用費の中の修繕料、施設修繕について、証書類ですけれども、12月7日に6万7,980円と12月16日で5万8,190円とありました。ちょっとこの修繕代金気になるんですが、内容はこういった修繕なんでしょうか。カメラの修繕でこういったものがかかってくるということなんでしょうか。お願いします。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） カメラの修繕でございますが、12月7日のほうは、カメラの本体の修繕と高所作業者の金額が含んだ金額で6万7,980円となっております。

12月16日のほうは、カメラのACアダプターの故障と高所作業者の金額が含まれた金額ということで5万8,190円ということになっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 今の関連で、安全安心カメラ、当初設置してからとしても5年、6年もう経過しているんですが、これの更新の計画というのはあるんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

安全安心カメラの更新の計画でございますが、一部リースの部分、あと一部備品の部分でございますので……。失礼しました。カメラはリースでございません。失礼しました。備品において、耐用年数というのものもあるかと思いますが、将来的にはリースも含めて検討していきたいというふうに考えておりますが、今のところ、こういった形でカメラの更新を行っていくかという計画はございません。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2項1目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費までの質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目10公平委員会費から目18諸費までの質疑を許します。

決算事項別明細書は116ページから126ページまで、成果報告書は42ページから55ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 決算書の121ページで防災対策費と、成果報告書の47ページで防災資機材等の整備というところで、備蓄しているワンタッチパーティションやサーマルカメラを使用して市役所の市民ギャラリーで感染症の対策を実施し、避難所生活がイメージできる防災展示を行っていただきました。また今年も展示をしていただき、ありがとうございます。

この中で、アンケートがあったと。前回も今回もですけれども、そのアンケートの状況はどうだったか、ちょっと教えていただきたいですけど。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

御質問いただきました、昨年度、市役所2階で行わせていただきました防災展示に関しまして、同時にアンケートを実施させていただきました。御協力をいただきました。

アンケートに御協力いただいた方は、21名の方がアンケートに御協力いただきまして、アンケートの内容については、災害に備えていろいろ準備をされているのはどんな状況ですかといったような内容のアンケートでございます。

このアンケートで御協力していただいた方の7割の方が、災害に備えて飲料水、あと懐中電灯、携帯ラジオなどの防災備品を準備していただいているような状況ではございました。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

日にちが5日間ぐらいになっているんですけど、今後もう少し、市民の方ももう少し長くやってもらいたいようなこともちょっと聞いているんですけども、例えば10日間やるとかはできないでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

場所の使用状況にもよりますけれども、今回、昨年度、今年度と防災週間に合わせて行わせていただいておりますが、その期間については状況を見て検討していきたいと思っております。

◎委員（伊藤隆信君） 決算書が119ページ、成果報告書が43ページでございます。多文化共生の取組について質問をさせていただきます。

この取組につきましては、日本語教育の推進に関する法律がいわゆる公布されまして、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策だと思っておりますが、令和3年度に愛知県と協賛しまして、地域における日本語教育モデル事業として、初期日本語教育向け指導者養成講座の修了者を中心に設立した市民活動団体、いわゆるほんごクラスと協働して初期日本語教室を実施したとなっておりますが、実際この事業におきまして、いわゆる国別にはどんなような方が受講されているのか。また、人数だとか回数とか、それにつきまして、実際これによってどのような効果が現れているのかというのを、まだ初期で分からないと思うんですけど、分かっている範囲でお聞かせをください。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） いわくらはほんごクラスにつきましては、令和4年度から市民活動助成金を活用して実施をしております。協働事業として市民活動団体が実施をいただいております。

受講者の人数ですけれども、昨年度は第1期、第2期と2クール行いました。第1期が38人、第2期は37人の受講者がございました。そのうち国の内訳としては、様々な国の方が見えていますけれども、ブラジルの方、ベトナムの方、あと南米の方が多いのかなあというふうに見受けております。

あと効果といたしましては、今議員さんおっしゃられましたように、法律も制定されて、地域の実情に合わせた初期の日本語教育というものを行っていくということでございますが、この日本語教育を行うことで、日本語が話せない方に対して、まず社会生活を送るのに当たって必要になる、そういった日本語の習得の場を提供するというのがまず一つの効果。もう一つは、日本人のサポーターも含めまして、そこに参加している外国人の居場所となるような、外出先として、居場所としての効果も一つあるなあというふうに感じております。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 今の多文化共生の、いわゆるほんごクラスの関連で質問させていただきます。

指導者の関係ですけれども、初期日本語教育向け指導者養成講座の修了生、修了者というのが中心にということを書いておりますが、指導者数というのを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） 令和3年度に愛知県と共催で地域の日本語教育のモデル事業を開催しました。そこで、初期日本語教育の指導者養成講座を行ったということです。その講座の受講生は全部で25名いらっしゃいました。ただ、これは県の事業ですので、岩倉市以外の受講者もお見えですので、その中で岩倉市民の受講者は17名です。その17名の方を中心に、いわゆるほんごクラスという市民活動団体が構成されたというようなところですので、その方々が中心になりますが、それにプラスして、その方たちだけじゃなくて、こういった日本語教育に興味のある方がサポーターとしても加わっていただいておりますので、その方々も含めて日本語の指導に当たっているというような状況であります。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、私も多文化共生のところで質問させていただきます。

一般質問もしましたので、少し具体的なところでお聞きしたいんですが、先ほどの説明の中で、いわゆるほんごクラスの初期日本語教室というのは、日本語をしゃべれるようにとか、聞いて会話できるようにところが重点を置かれているというふうに思います。それも非常に大事なことではありますが、長年日本に住んでいる外国人の方でも日本語が読めない、日本語が書けないという方がやっぱりかなりの数にいるというふうに思います。それで今、コロナ禍を経て相談なんかも私たちのところにも来るんですけど、そういう方々の再就職というのは非常に難しく大変な状況です。こういった方々は年金にも入っていない方が多いものですから、結局将来的には生活保護にというような形になっていくのではないかとということで、非常に心配をしているところです。そういった意味で、日本語を、会話だけじゃなくて読める、書けるということの習得もしていかないと、やっぱりそういう人たちの権利が守られないんじゃないかなというふうに思うわけなんです。

それで、まだこれからだというふうに思うんですけど、読めない、書けないという方々のための日本語教室、クラス、こういったものを市民活動団体と一緒に検討していただきたいというふうに思っていますが、その点についてはどんな動きがあるのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今御質問にありましたとおり、読み書きができるというようなレベルまでというような対応でございますけれども、今現状としまして、やはり初期の日本語教室の中でまずは話す、コミュニケーションをするためにまずは簡単な日本語を覚えていただいて、コミュニケーションとして使っていただくということがまずは大切であると考えております。

その後、やはり次のステップとして、今御質問にあった読み書きの学習ということになりますけれども、現状として今なかなかその対応というのは難しい状況でございますので、そういったノウハウを持つ民間団体、また市民活動団体としっかりと協力できるような形で取組ができないかということも研究してまいりたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。そうですね、なかなかそういう団体、ノウハウのある団体が出てきていただくことが本当に望ましいことだなあとこのように思います。

それで、外国人サポート事業というので、外国人サポート窓口が令和2年度から開設されて、成果報告書43ページでは、この間ずっと初年度が9,000件近く、7,000件から9,000件ぐらいの相談が年間寄せられるということで、大変な状況があるなあとこのように思います。市役所に来て1階のところには外国人の方がいっぱい座っているという状況もたくさん見るわけです。

それで、成果報告書の中で、出入国在留管理庁、入管が試行運用する電話通訳サービスを導入ということが書かれているんですけど、この電話通訳サービスというのはどのようなものなのか、どのような活用がされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） 本市では外国人サポート窓口を開設して、外国人支援員や翻訳機を配置するなどの対応はしているんですけども、対応言語がどうしても通訳さんの場合だと限られますし、また外国人支援員の相談過多というような課題も同時にあるというようなこともありまして、国、出入国在留管理庁が試行実施している通訳支援である電話通訳サービスを活用することとしたというもので、令和4年の10月からこの運用を始めしております。

こちらは、国が契約する委託事業者の専用ダイヤルに電話をかけて、二者間もしくは三者間通話により多言語対応ができるサービスとなっております。利用できるのは、平日の午前8時30分から午後5時15分ということで、行政サービスに関する内容であれば、通訳をしていただけるような仕組みであります。



各窓口において外国人支援員が対応できないような言語の場合、この電話サービスを利用したという担当者からの声を伺っておりますので、効果のある取組であると考えております。

◎委員（木村冬樹君） 三者間で通話できるということだから、市の職員と、その相談者と、そこの窓口の通訳がということで、三者で話せるということで、非常にいい仕組みだなあというふうに思うわけで、まだ試行運用ということだもんだから、ちょっとどうなるか分かりませんが、その辺の見通しだとか、どうなんでしょうか。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） こちら出入国在留管理庁においては、令和4年度に試行運用をいたしまして、その実績を見て本格導入を検討するということでございまして、令和5年度からは本格導入がされているということでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。本格運用もされてきているということで、周知がこれから大事ななあというふうに思いますので、その辺はちょっとよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に行きます。

決算書の121ページの上にあります電子自治体推進事業の関連でお聞かせいただきたいと思いますが、歳入において、総務費雑入の中にデジタル基盤改革支援補助金というのが結構な額、665万5,000円入っています。恐らくこの電子自治体推進事業の中に充当されているのではないかというふうに思うんですけど、これはいわゆるJ-LIS、地方公共団体情報システム機構から来ているお金なんですけど、どういうものに充当されているのか、教えていただきたいと思います。

◎協働安全課主幹（小出健二君） こちらですけれども、昨年の6月の補正予算で計上させていただきました申請管理システム等導入事業ということで、国の運営するマイナポータルと本市の住民情報ネットワークのシステムをオンラインで接続するためのシステム構築に対する補助金ということで、2分の1の補助金額が歳入として計上されているということになります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ということは、何か新しい事業がある場合に、J-LISからこういった補助金が出るということで、経年的に来るというお金ではないという、そういう確認でよろしいでしょうか。

◎協働安全課主幹（小出健二君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

◎委員（木村冬樹君） 次に、120ページ、121ページの防災対策費の中からも少し教えていただきたいと思います。

成果報告書48ページに、6として災害時応援協定ということで、この各団

体や企業あるいは自治体間で、災害時の応援協定というのが結ばれてきているというふうに思います。それで、今回は自動車のレンタルリース会社と協定が締結されたということであります。

一般的には、災害が起こったときには、交通手段としては自動車の活用は難しいと思われるわけですが、成果報告書の中では、災害時の交通手段としての自動車というふうにかかれていて、何か特殊な車両が貸していただけなのかどうか、この協定の中身について少し説明をお願いしたいというふうに思います。

**◎協働安全課統括主査（水野功一君）** 災害時の交通手段、あとは電源供給を目的としてレンタルリース会社と協定を結んでおります。特殊な車があるというわけではないんですが、マイクロバスですとか、2トンのトラックとか、そういったハイエースクラスの車とか、通常レンタルでできるレンタカーが持っているということで、主には電源供給をメインとしたいんですが、災害時いろんなことが想定されますので、物資の移動用の車を借りたりとか、災害、発災直後ではなくて、発災少したってからの車が足りなくなったときのお借りするということも考えられるので、そういったことも含めてJ-netレンタルリースと協定を締結したということになります。

**◎委員（木村冬樹君）** 分かりました。活用できる範囲でということ、そういったいろいろ資材を運んだりという、そういう活用もあるということ、分かりました。ありがとうございました。

あと2点あるんですけど、ちょっと飛んで決算書の126ページ、127ページの関係で、行政区運営費に係るところで2点お聞きしたいと思います。

1つは、五条町の問題で、この間、五条町の公会堂が撤去されて、五条町にはいろんな補助が行かなくなったりというようなこともあったり、令和4年度で見ると、いろいろな五条町の中にある施設が撤去されたりという、一方、時計塔ができたり、時計ができたりというようなことも何か書いてあるんです。決算書を見ると分かるんですけど、決算証書類を見ると分かるんですけど、五条町の公会堂の撤去について、どういう影響があるのかなあ、この間いろいろ聞いて、区長さんなんかともよく相談しながら対応しているということはお聞きしているわけですが、この令和4年度の五条町の公会堂の撤去に関して、何か影響が出ている部分があれば、教えていただきたいと思います。

**◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）**

今御質問にありましたとおり、五条町の公会堂、令和4年度に取り壊されたというような状況で、また民間のビレッジハウスさんの運営に移管されたと

というような状況もございます。そういった関係で、五条町内の施設、区の公会堂等建設費等補助金の対象外という形になってございますが、そういった背景もある一方で、やはり区の運営については、区民を対象とした事業として、いろいろと五条町の区長さんもいろいろ考えてみえまして、そういった内容については、こちらの事務局、協働安全課のほうにも御相談等いただいて、こちらでもできる限りの支援をさせていただいている状況でございますので、今後も引き続き五条町のみならず、行政区に対してはしっかりと適正な支援をしてまいりたいと考えております。

**◎委員（木村冬樹君）** 分かりました。しっかり区長さんと相談の上で対応していただきたいということです。

もう一点、一般質問を私ちょっと時間がなくてやれなかった部分で、こんなところで聞いていいのかどうか分かりませんが、区の機能を発揮するという意味での質問をしようと思っていました。岩倉団地内のスーパーマーケットが閉店になったことに伴って対応したことなんですけど、今年1月の中旬に閉店となって、その後一大事ということでもいろいろ対応したということは、3月議会の代表質問でも述べたとおりです。それで、市に支援をお願いして、その代表質問で、その後、3月末には岩倉団地自治会と市の担当課が相談、協議していただいて、いろんなことが実現してきたなあというふうに思っています。

具体的に言うと、市内の農家さんの協力で野菜市が開けたりとか、スーパーマーケットと連携している移動販売車が来ていただいたりということ、それから学生さんたちによる子ども食堂なんかも行われてくるという中で、非常にその点ではありがたいなというふうに思っています。

やっぱり今、買物に苦勞されている地域というのは、多分市内でもあると思うんですね。そういったところに、住民自治の力で何かそれに対応できるような対策ができないかなと思って、そういった意味で、岩倉団地がやったことについて少し買物困難地域に紹介するだとか、こんな取組が市の中でできないかなというふうに思うんですけど、ちょっとどこで聞いたらいいか分からないので、行政区運営費のところでも聞くわけですけど、そういった問題について、何か市は考えていることだとかあったら教えていただきたいと思えます。

**◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）**

今御質問にありました、岩倉団地内のスーパーの撤退に伴って買物にお困りになる方がお見えになるということでの対応で、少しお話を聞いた中で、秘書企画課、広聴の企画担当が少し行政区の皆さんと意見交換をして、いろい

る対応を協議したということはお聞きしております。

こういった岩倉団地にも限らず、市内岩倉市全体でいろいろな地域における課題がやっぱりあるということは認識しておりますので、すぐに解決というわけにはなかなか難しい状況でございますが、協働安全として、今現在、昨年度、今年度と各小学校区単位で行っております未来寄合、こういった地域での強み弱みを情報共有して、行政と、市民と、またマルチパートナーシップということで民間企業等も含めて、マルチパートナーシップによるそういった課題解決に向けた取組ということを進めていく必要があるという形で未来寄合に取り組んでおりますので、そういった取組がこういった解決につながればというふうに考えております。

◎委員（井上真砂美君） 今言っていただきました未来寄合の関係です。

今やっと小学校区5校、曾野小地区が終わったのか終わらないかというような感じで、五条川小校区は一度やって、その後プラスワンというのもやっていたと思っています。また、全体会も計画しているというようなことも聞いております。その関係で、まず参加者人数を教えてくださいありがたいですが。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

失礼いたしました。

未来寄合の参加者の状況でございますけれども、令和4年度の参加者につきましては、サポートする職員も事務局等を含めての人数になりますが、まず五条川小学校区につきましては、1日目が56人、2回目が同じ56人、岩倉南小学校区においては、1日目が52人、2回目が55人、北小学校区におきましては、1日目が63人、2回目が62人という形になっております。

参加していただいた方につきましては、現役の行政区の役員の方、あとPTAの関係の方、あとは学校の先生ですね。あと小学校区によっては、中学生の参加という形もございました。

また、令和5年度、今年度になりますけれども、岩倉東小学校区におきましては、1日目が46人、2回目が31人といった状況でございます。

また今後、曾野小学校区におきましては、10月に実施を予定させていただいております。

また、先ほど御質問にもございましたけれども、今年度は全体フォーラムということで、年明けの1月20日に全体フォーラムの実施を予定させていた

だいております。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

各地区からいろいろ問題点が出てくるわけですが、それを本当にどう結びつけていくのか。先ほどマルチパートナーシップというふうで大きく言われたんですけれども、どうつながっていくのかが大変興味があります。皆さん、各地区の問題点をそれぞれ出してみえるわけですが、何かやっぱり実質的に市の政策に反映していけるものがあればいいなと思いますが、ちょっと何か具体的にこうしていきたいというようなものがあつたら、教えていただきたいですが。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

この未来寄合を行う中で、各小学校区2回、あとはプラスワンという形で行わせていただいておりますが、それぞれの地域で課題も違っている部分もやはりございます。ただ、こういった地域の活動、行政と一緒に取組ということを考えれば、地域の担い手を育てる、この地域の活動の持続ということもやはり一番重要なことであるというところがございます。各地域の課題として担い手不足ということがございましたので、やはりまずはその担い手不足を解決するために、どうやってその担い手を育てるか、どうやって若い世代などに興味を持っていただいて地域の活動に参加していただけるかというような、そういったところを一つのまず共通課題として取り組んでいければというふうには考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 決算書125ページ、成果報告書51ページの市民活動の助成事業についてお聞かせください。

証書類審査の中で、助成金の審査会の方が事前審査から含めて発表会まで3回出席されて、3人の方が審査会のメンバーで選定などやられているわけですが、この審査会の委員の選任はどのような形でされてきていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） 市民活動助成金の審査会の委員さんにつきましては、5人見えます。その属性といたしましては、識見を有する者、市民活動団体の代表、社会福祉団体等の代表者、その他市長が必要と認める者というところがございます。識見を有する者は、名古屋学院大学の准教授である三矢さんをお願いをしております。また、市民活動団体の代表者はこまき市民活動ネットワークの事務局長に現在はお願ひしております。また、社会福祉団体等の代表者といたしまして、岩倉市の社会福祉協議会の事務局長と岩倉市民生委員児童委員協議会の会長さんをお願いをしております。

す。その他市長が必要と認める者といたしまして、岩倉市の秘書企画課長を任命しているというようなところで、5人をもって組織をさせていただいております。

◎副委員長（榎谷規子君） この中で、市民からの直接の提案の団体だけでなく、行政提案・協働事業コースというのが新たにつくられてきているんですが、この行政提案のコースというのは、行政側が具体的にこういう団体にみたいなことで声をかけてみえるのか、そこら辺、どんな形でマッチングして事業を始められたのかというのが聞きたいんですが、どうでしょうか。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） 行政提案・協働事業コースにつきましては、令和4年度からの事業から実施をさせていただいております。

こちらは、行政側が行政課題となっている事柄について市民団体等と協働で実施することで解決に向かえないかというようなところで、行政側からテーマを示し、それに手を挙げた団体さんと、審査の上、協働事業を行うということをしていただいているものになります。

◎副委員長（榎谷規子君） 行政側からテーマを指名されたのは分かったんですが、こういう団体にとすることで行政側から幾つかの団体にお声をかけてオーケーされたのか、特定の団体に提案されてきたのかということはどうなんでしょうか。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） こちら地域課題のテーマを行政側が公募するんですけれども、応募する団体は、その公募の内容、テーマを見て、自ら手を挙げて来ていただくというような形であります。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） こういった審査会がきちんと5人の委員で審査されて始められた活動ということで、これまで手を挙げて提案をしたところで、却下された団体というのはなかったんですか。

◎協働安全課統括主査（須藤 隆君） 過去には、この行政提案のコースではないですが、ほかのコースで申請をされたけれども、審査の結果、基準に満たず、採択されなかったという事業もございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はありませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 成果報告書のほうが44ページ、決算書のほうが119ページになります。契約管理費の件で御質問のほうをさせていただきます。

インターネットで申請できる、あいち電子調達共同システムによるこの入札の件数の表にあります入札の件数の状況なんですけど、この中の工事の部分の、うち一般競争入札、うち総合評価落札方式という2種類あるんですが、これはどのように使い分けて、どんな基準でこういうふうになされているのか教えてください。

◎行政課長（佐野 剛君） 岩倉市におきましては、建設工事のうち予定価格が1,000万円を超える案件につきましては一般競争入札で、また一般競争入札に付する建設工事のうち予定価格が5,000万円を超える工事につきましては、総合評価落札方式として入札を実施しております。

◎委員（堀江珠恵君） ありがとうございます。

そうしましたら、この総合評価落札方式のほうなんですけれども、こちらの評価項目による得点とかの妥当性というのは、どのように担保されているかというのを教えていただけますか。

◎行政課長（佐野 剛君） こちらは、地方自治法の施行令の規定では、総合評価落札方式の競争入札を行うときは、あらかじめ落札者の決定基準を定めなければならないというふうにされております。その基準を定めるときは、2人以上の学識経験者の意見を聞かなければならないということになっております。

岩倉市の場合は、県の総合評価落札方式運用ガイドラインを参考にしまして、評価項目をまず設定をし、その評価項目をはじめとした、おっしゃられた評価項目、あと加算点などの案を毎年度、県の総合評価審査会におきまして学識経験者の意見を聴取しております。その後、その意見を踏まえまして、岩倉市の入札契約審査委員会で決定をしたという流れになります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 決算書125ページの協働まちづくり推進事業でございます。成果報告書は50ページであります。

2の協働研修の記述の中で、若い世代を対象とした協働研修フューチャーセッションを開催して、延べ31人の参加があったとありますけれども、参加者へのアンケートを取られておれば、参考までにどういった反応であったか、感触はどんなふうであったかをお聞かせいただけないでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

こちらの研修のフューチャーセッションにおきましては、今御質問にありましたとおりアンケートは実施させていただいております。そのアンケートの状況でございますけれども、内容を見ると、参加者の皆さんが非常に満足度が高い、このフューチャーセッションに参加してよかったという形となっております。

自由意見を書いていただく部分もございますが、その中には、一人では自分の意見を客観的に知ることができないと、ほかの人の意見を聞いていい機会になったというようなことや、あとは、やりたいことを実際に話し合うと

具体的なプロセスが発見できてとても勉強になったといったような意見もございまして、参加していただいた皆さん、このフューチャーセッション、自分の今後の活動に大変役に立ったというような状況も見受けられる状況でございます。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

次に、決算書は125ページで、成果報告書が52ページの男女共同参画推進事業ですけれども、決算額の執行率が34.7%と低いわけでありまして、これがなぜかということですね。何か当初計画してできなかったことがあるのか、実施したけど思うようにいかなかったことがあるのか、なぜ低いのかをお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず執行率が低いという要因でございますけれども、まず1点といたして、コロナの影響によりまして、派遣を予定しておりました男女共同参画事業に係る研修への参加を取りやめたということ。それと2点目といたしましては、男女共同参画基本計画の推進委員会の開催を予算上2回予定させていただいておりましたけれども、1回の開催で終了したということが要因と考えております。

特に、思うようにいかなかったという部分でいきますと、やはりコロナの影響で男女共同参画の事業に係る研修への派遣ができなかったという部分でございます。以上です。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

次に、決算書127ページの行政区運営費の件でございます。成果報告書が55ページであります。

ちょうど決算書でいきますと、その一番下にコミュニティ活動設備費助成金が220万円ございます。南新町地区のほうに盆踊り大会に係る備品の整備ということで助成をされたということでもありますけど、その後、この活用状況というのは何かお聞きになっておられますでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

こちらのコミュニティ活動助成金につきましては、令和4年度におきましては南新町さんの盆踊りに係る備品、こちらの整備への補助という形になっております。

こちらにつきましては、昨年度、購入買換えをしていただいておりますけれども、今年度、夏に盆踊りを行って、そのときに新調されたやぐら、紅白幕、あとちょうちん、こちらのほうを使って区民の皆様に大変喜んでいただいたというお話を伺っております。



また、やぐらの買換えによって、かなりジュラルミンで軽いアルミのやぐらで、準備に大変これまでと違ってかなり負担が軽減されたというような声も伺いましたので、そういった形で活用していただいている状況でございます。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。

予算書125ページの協働まちづくり事業、成果報告書が50ページの未来寄合についてお聞かせください。

今年全体会でまとめに入るといことですが、こういった未来寄合のようなワークショップというのは非常にいいイベントで、僕も参加させていただいたり、見学させていただいたり、とてもいいことだなあと思うんですけど、こういった未来寄合のようなワークショップの後継的なものというのは計画をされているのでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

この未来寄合、昨年度、今年度、2年間にわたって実施をさせていただきまして、来年度からのという御質問でございますけれども、こういった機会はやはりこの2年間通して私どもも経験して、大変有効な場であるというふうに感じておりますので、こういった形での事業になるか、まだ検討中ではございますが、できる限りこの未来寄合から発生した事業を進めてまいりたいとは考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2項1目10公平委員会費から目18諸費までの質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項2徴税費から項7災害救助費について質疑を許します。

決算事項別明細書は126ページから144ページまで、成果報告書は56ページから61ページまでです。

質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書59ページ、決算書は135ページになると思います。証明書のコンビニ交付サービス事業についてお尋ねをいたします。

令和4年度の実績として、住民票の写し、そして印鑑登録証明書がコンビ

ニ交付された数字が記載されております。ちょっと調べました、令和3年度の数字と比較しまして、令和3年度は住民票の写しが1,531件でした。となりますと、令和4年度は1.72倍、印鑑登録証明は令和3年は874件でした。比較しますと、令和4年は1.65倍というふうで、ともに数が1.5倍以上に数字が増えております。こういったことを踏まえまして、市民の方のニーズというのもあると思いますし、窓口の混雑緩和にも寄与しているというふうに考えます。

質問なんですけれども、こういったコンビニ交付サービスというのはほかの書類も、一宮市などは戸籍抄本、戸籍謄本なども発行されております。今後、岩倉市において対象の証明書を拡大するというお考えがあるかどうか、またその予定があるか、答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 本市のコンビニ交付は、地方公共団体情報システム機構の自治体基盤クラウドシステムを利用してサービスを提供しております。このシステムでの交付可能な証明書は、住民票と印鑑登録証明書で、現時点では戸籍関係のサービスを追加することはできません。

今後、自治体基盤クラウドシステムで戸籍の証明とかが交付可能となれば、市民のニーズや費用対効果などを勘案し、コンビニ交付サービスの追加メニューについて研究してまいりたいと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） そうなりますと、一宮市などはまた別のシステムと接続されているということでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員さんのおっしゃるとおり、システムが違っております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 成果報告書は58ページの住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費のところで、決算書のほうは133ページになります。

この記載のところで、一番最後のところなんですけれども、2月6日からサービスを開始したということで、転入転出のサービスですね、マイナポータルから引っ越し、ワンストップサービスを利用してオンラインで転出及び転入予約ができることにより来庁が不要になるということで、負担軽減されたということなんですけれども、どれぐらいの方が利用されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 2月6日よりサービスが始まったマイナンバーカードの所有者の転出転入ワンストップ事業の利用者につきましては、令和5年2月の利用状況は、転出で11件、転入予約が7件です。

また、3月は転出が28件、転入予約は43件で、令和4年度の合計で、転出

が39件、転入予約は50件となっております。

◎委員（鬼頭博和君） ありがとうございます。

令和5年の3月までということで、今後もうこういった形で負担が減っていくようにということで、また周知啓発のほうをよろしく願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） 今回のページ、成果報告書が58ページ、それから決算書のほうは138ページの関係なんですけど、人口の増減の内訳のほうで、特に成果報告書の中にある出生数、死亡者数、転入転出者の表があるわけですけども、その他がマイナス19の理由を教えてくださいたいです。

〔「133ですね」と呼ぶ者あり〕

◎委員（井上真砂美君） 133、ごめんなさい。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうのその他につきましては、外国人のビザ切れなどが主な要因となっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） そうしたら、最初に今の関連のところ、135ページにあります事務管理費のうちの自治体基盤クラウドシステムサービス利用料というところについてお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの証明書をコンビニで交付することの数字を見ると、ああ、そういうことなんだというふうに分かったんですけど、この利用料というのは1通当たり180円で、その件数を掛けた金額がJ-LISのほうに行くという流れになっているということでよろしいでしょうか。ですから、今後これが増えていけば、それなりにこの利用料が増えていくという流れになるということで、確認させてください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員さんの言うとおりの1件180円という形で、件数が増えれば、増える状況となっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ちょっと戻っていただいて、130、131ですね。徴収費のほうでお聞かせいただきたいと思います。

成果報告書の中の57ページにあります後段のところ、休日納付窓口についての記述がされているところです。収納方法が増えたということで、窓口での収納の機会を減らしたということですが、これをどう見るかというところなんですよね。

例えば令和3年度ですと、毎月やってきて、年間で80人の利用ということなんですけど、今後この体制をどうしていこうと考えているのかというところがあれば教えてくださいたいですし、減らしていくのかどうかというところ

るも含めて、ちょっと考えがありましたら教えてください。

◎**税務課統括主査（須田かおる君）** 5年度、今年度につきましては、年4回実施するんですけれども、それは国民健康保険証の短期証の更新時期に合わせて4回という設定にしましたので、その利用状況を踏まえながら今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎**委員長（水野忠三君）** よろしいですか。

◎**委員（木村冬樹君）** すみません、今のところで、今年度は国民健康保険の短期保険証の交付ということで、いわゆるその納税の相談なんかも含めてここでやっているという、そういう確認でよろしいでしょうか。体制とかは大丈夫なのかどうかも含めて、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎**税務課統括主査（須田かおる君）** 失礼しました。

そうですね、国民健康保険、やはり納税相談をして納付を勧奨していくということがあるものですから、相談も踏まえてというところなんですけれども、今後はそのことも踏まえてやっていって、体制としましては、確かに職員は2人と、あと外国人サポート1人、あと管理職1人で合計4人おりますけれども、今のところはその人数で対応し切れておると見ていますので、よろしく願いいたします。

◎**委員長（水野忠三君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎**委員（木村冬樹君）** 136ページ、137ページの関係で、これは愛知県知事選挙のことが書いてありますが、参議院選挙でも同じだったと思うんですけど、投票受付等業務人材派遣委託料というのがあって、いわゆる期日前投票だとか、当日投票なんかも含めて人材派遣を活用しているということになっています。

それで、それぞれ何人人材派遣で派遣してもらっているのかということが分かりましたら、愛知県知事選挙、参議院選挙、教えていただきたいというふうに思います。

◎**行政課長（佐野 剛君）** すみません、正確な数字は今持ち合わせておりませんが、1投票所3名の12投票所ございますので36名、プラス期日前投票のときにはもう少し多くの方が、延べ人数ですけれども見えますので、合計では、そうですね、45名ぐらいの方に今御協力をいただいているというふうに考えております。

◎**委員（木村冬樹君）** 分かりました。

だから、参議院選挙のほうが額が高いというのは、これは期日前投票の関係なんですか。その辺をちょっと教えてください。

◎行政課長（佐野 剛君） 参議院選挙の場合は期日前投票の期間が長いということで、委員がおっしゃられるとおりでございます。

◎委員（木村冬樹君） 137ページに選挙啓発費というのがあって、明るい選挙推進協議会でいろいろ投票率を高めるための意見交換がされたり、新しい取組がされたりというところだとか、投票所の投票しやすい環境を整備するだとか、いろいろ市のほうでは努力をいただいているところです。

根本的には、政治に対する信頼をどうやって政治に携わる者が回復していくのかというところだと思うんですけど、様々な投票率を増やす施策は、いろいろこれまでも、私たち議員も視察に出かけてそれを提案したりということをやっているわけですけど、その点について、例えばこれまで提案してきた子どもを連れて投票所へ行くことに何かインセンティブを与えて、子どもの頃から投票所に慣れ親しんでいただくだとかね。あるいは、これは新聞報道でありましたけど、稲沢市議会議員選挙前で選挙手帳というのを稲沢では発行して、18歳の市民に配付しているということで、生涯で100回分の投票を記録できるという投票手帳だそうです。

いろんな工夫した取組があるなあというふうに思っているんですけど、こういった投票に行くインセンティブだとか、そういうものが与えられるような、そういう取組というのは、この間の検討でどうなっているんでしょうか。何か進んだことがあれば、教えていただきたいと思います。

◎行政課長（佐野 剛君） そのインセンティブというところが、どこを目指すかというところになると思うんですけども、子どもに対する取組については、この間多くのことを取り組んできているつもりです。保育園の園児向けに塗り絵を配布、それは若いお父さん、お母さんに向けたものにもなりますけれども、そういったことも行っておりますし、小学校、中学校などの給食の献立などのお知らせを掲載する、こういった動機づけになることも取り組んでいます。

子どもが実際に投票所に来て、大人が投票する姿を見せるということが一番効果が高いというふうに考えておりますし、子どもの選挙に対する参加意識であったり、社会の参加意識というんですか、そういったものも高まるというふうに考えておりますので、そういった点も今後インセンティブというんですかね、動機づけとして取り組みたいなあというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） 決算書129ページ、成果報告書56ページ、下から7行目ぐらいですが、土地や家屋の状況を効率的に把握するため、航空写真の撮影を行ったと。航空写真の撮影については3市2町、犬山、江南、岩倉、大口、扶桑町で合同で行うとともに、都市計画基本図修正業務に活用できる

データを作成し、経費の削減を図りました。とても僕もいいことだと思いません。おおよそ別々に撮影するより、約何割ぐらい削減できたのでしょうか。

◎**税務課統括主査（水野珠美君）** 前回、平成28年に市単独で航空写真を撮影しておりまして、そのときの費用が199万8,544円でした。

今回、合同で撮影したことによって、前回より73万544円の削減になっております。

◎**委員長（水野忠三君）** よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎**委員長（水野忠三君）** 以上で、款2項2徴税費から項7災害救助費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑の途中ですが、休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎**委員長（水野忠三君）** 異議なしと認め、休憩をいたします。

休憩は午後2時40分まで、14時40分まで休憩したいと思っております。

それでは、休憩いたします。

(休憩)

◎**委員長（水野忠三君）** それでは時間になりましたので、休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

冒頭に繰り返しになりますが、まだちょっと一部声が聞き取りにくいことがあるという御意見をいただきましたので、委員の皆さん、職員の皆様もマイクのほうに向かって御発言をお願いいたします。

それでは、続きに入らせていただきたいと思います。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目7障害者医療費について質疑を許します。

決算事項別明細書は146ページから166ページまで、成果報告書は62ページから83ページまでです。

質疑はございませんか。

◎**委員（木村冬樹君）** 決算書154ページ、155ページの関係で、上のほうに事業名で高齢者地域見守り事業があります。それぞれいろいろ保険の負担をしたり、あるいは映画を上映したりというようなことで行われています。高齢者の見守りについては、この間、繰り返し一般質問や議案質疑で取り上げてきておりますし、過去からどんな見守りの方法があるかということで、多くの自治体の視察に出かけたりということもしてきたというふうに思ってい

ます。そういった中で、岩倉市としては緩やかな見守りのネットを重ねるといふことで、様々な事業者と協定を結んで見守りもされているというふうになっているところだと思います。

繰り返し言いますが、地域の住民の目による見守り、これをやっぱりこれから一つの課題としてやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうには思っています。

岩倉団地の取組になりますが、見守りサポート隊というのをつくって、40人ぐらいが百数十人の高齢者を見守っているという事業が進んできています。3月には、この意見交換会というのが行われまして、市の長寿介護課の職員の方にも来ていただいて、URの大家さんとしての参加だとか、あるいはそこにある介護事業所の参加、それから社会福祉協議会、東部包括支援センターの関係の参加ということで、非常に有意義な取組が行われたというふうには思っています。

そういった中で、様々な事例が紹介されたり、あるいは見守りをどこまでやるのかというようなことなんかもなかなか難しいところがあるんですけど、交流する中で地域としての緩やかな見守りというのはどういうものなのかということが理解し合えたりというような、そういうような取組が行われているところだと思います。これをやっぱり全市的にというところを思うわけですね。

集合住宅みたいなところは、やっぱりそういうような見守りしやすいというのはあるかと思いますが、例えば南新町もできてから結構たつもんですから、高齢化も進んでいるというふうにお聞きしていますし、そういったところも含めて全市的にこういう住民の目による見守りを広げていく必要があるんじゃないかなというふうには思っているんですけど、その点について何か動きがありましたら、教えていただきたいと思っています。

#### ◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

高齢者が安心して暮らしていくためには、身近な地域において近隣住民等の見守りへの協力がとても必要になると思っております。

住民が主体となつての見守りにつきましては、今後どのようにほかの地域にも広げていくか、岩倉団地の取組であったり、他の自治体の事例などを参考に研究してまいりたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） そうですね。なかなかどこかというふうにはならないと思いますので、参考にして研究してもらいたいですし、何かモデル的に進めるなんかも含めてやっていかなきゃいけないんじゃないかなあと思います。

やはりこれから住民自治の力というのは非常に大事だというふうには思います。行政が全て何でもというふうにはならないという時代でもあるというふう

うに思いますので、そういったことも含めまして、地域力を高めるということで、その見守り事業も一つの方法として検討していただきたいなというふうに思います。

次に、同じページの高齢者権利擁護事業についてもお聞かせください。

これも繰り返し聞いていますが、今回もお聞かせください。

成年後見人制度を活用するための様々な仕組みがありますので、その辺についてはだんだん権利擁護支援センターの取組も含めて進んできているというふうに思っています。

それで、今結構問題となっているのが、やはり独り暮らしだとか、いわゆる親族の関係がなかなか難しい、こういった方々の亡くなった後のいろんな相続の関係だとかも含めて処理しなきゃいけない事務がたくさんあるということで、そういったこともちょっと念頭に入れながら、この高齢者権利擁護事業については考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っているところです。

それで、お聞きするところによると、市内の葬祭事業者の中でもこういったことに取り組んでいるところがあるというふうにお聞きするところですので、ぜひそういう事業者との連携をしていくということも今回総合計画では大きな柱となっているところでありますので、そういった事業者とのまず話し合いをして、どういったところをどういった形で進めていくのかということを検討していくべきではないかと思いますが、この点について何か動きがありますでしょうか。

#### ◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

亡くなった後の様々なことをどなたかにお願いをするということで、一般的に死後事務委任といいますけれども、自分が亡くなった後の葬儀であったり、遺品整理であったり、死後に発生する手続を第三者が代わって行う契約となります。今後も身寄りのない高齢者等が増えていくということは予想はされておりますので、市としても取り組むべき課題というふうに捉えております。

死後事務委任につきましては、令和5年1月27日に尾張北部権利擁護支援センターが任意後見制度と死後事務委任契約について、愛知県司法書士会から講師を招いて、死後事務委任契約に対する知識を深めることを目的に研修を行っております。

権利擁護支援に係る課題の対応に向けて、他の自治体の取組をはじめ、民間企業等での取組など情報収集に努めるとともに、社会福祉協議会あたり、尾張北部権利擁護支援センターとも連携をしながら研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。



◎委員（木村冬樹君） よろしくお願ひします。本当にそういう取り組んでいる事業者の方も、ちょうど未来寄合でそういう話も出たんですよ。ですから、そういう方々と話をして、ぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、同じページです。緊急通報システムについても、これも何回も聞いているものですから大変申し訳ありませんけど、お聞かせいただきたいと思ひます。

緊急通報システムの設置人数というのが、毎年この成果報告書の71ページに載ります。令和元年から徐々に減ってきている。令和元年142人、それから10人ずつぐらい減ってきて、令和4年度は110人ということです。今は固定電話を置かない高齢者家庭もありますので、なかなか難しさも出てきたのかなと思ひていますが、そういった中で、この間言っているのは、これは設置するために要件がありまして、要件を満たした上でさらにアセスメントをして必要な方かどうかを検討しているというふうに思ひます。

それで、この間、地域の介護事業所の職員なんかからも話を聞く中で、非常にこのアセスメントが厳しいんじゃないかという話が出て、特に急変の可能性のある心疾患というものがなければ設置されないというようなことも言われていたところで、ただこの間の市とのこういうやり取りの中で、そんなことはないんだということで、ケアマネジャーさんに特にこのケアプランなんかはこの必要性を記述してもらうような取組が必要じゃないかというようなことも分かってきたわけですね。

そういった中で、件数は減ってきているんですけど、本当に必要な方に設置できているのかという、この状況について確認したいというふうに思ひます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

緊急通報システムの設置につきましては、申請者の状況把握と十分なアセスメントを行った上で利用の可否を決定しております。具体的には、要支援・要介護認定を受けていない人においては、地域包括支援センター職員による状況把握とアセスメントを実施いたしまして、その後、地域包括支援センター連絡調整会議でその必要性の有無を検討して、必要と認められる場合には設置をしている状況です。

また、要支援・要介護認定を受けている人につきましては、ケアマネジャーがケアプランに設置の必要性を記載し、その内容を確認し、必要と認める場合に設置をしている状況です。

ともに申請者の状況把握と十分なアセスメントを行うことで利用の可否を決定しておりまして、特定の疾患の有無のみで判断は行っておりませんので、

必要と認められる人については設置ができているものと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。例えば要介護認定を受けている人たちは、ケアマネジャーさんだとか介護事業所の接点があつてあれなんですけど、包括がどこまで把握するかというところが難しさがあるのかなというところで、引き続きちょっと状況を確認しながら議論してきたいなというふうに思っています。

続きまして、成果報告書の80ページになりますから、決算書でいうと160ページ、161ページからの関係になろうかというふうに思います。

165ページに尾張北部権利擁護支援センターの運営委託料ということで額が載っているところです。このところの取組について教えていただきたいということです。

成果報告書の80ページに障害者の権利擁護ということで、後段ですけど、成年後見制度利用促進計画というのが昨年度から令和8年度までの計画期間としてつくられていると。この進捗管理や各関係団体との連携を図るために協議会を設置しているという記載があります。これは令和4年度から新しくできたということだというふうに思いますが、この協議会の活動内容についてはどのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

◎福祉課長（石川文子君） まず、協議会の委員につきましては、成年後見制度利用促進計画の策定委員会と同様に、学識経験者、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職の方、また社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの高齢者や障害者等の事業所、地域関係団体、公募委員、行政職員などで構成のほうをされております。

令和4年度の活動状況ですけれども、6月と1月の2回、協議会のほうが開催されております。1回目は、成年後見制度利用促進計画についてと、その推進に向けた尾張北部権利擁護支援センターの事業計画等について、市民後見人事業についてを議題として、また2回目は、事業計画の進捗状況についてと令和5年度の事業計画の検討についてを議題として開催されました。

協議会のほうでは、専門職や関係機関、市民、行政職員等といったそれぞれの立場からの活発な意見のほうが出されたところがございます。

◎委員（木村冬樹君） 非常に学識経験者から医師、弁護士や専門職、社会福祉士だとか、いろいろ行政職員なんかも含めて参加しているんですけど、この協議会のメンバーというのは何人になるんでしょうか。

◎福祉課長（石川文子君） 全員で22名で構成されております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。特徴的なこの協議会で話し合われた内容なんかももしございましたら、これから全員協議会等でお示しいただき

たいなというふうに思っているところです。

あと、165ページの関係で、地域自殺対策事業についてもお聞かせください。

岩倉市における令和4年の自殺者数ということで、なかなかこの人数で傾向を見るのが難しいということはこれまでであったと思いますが、一応この10人の方の年代別、あるいは男女別の状況というのが分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎福祉課長（石川文子君） この10人の内訳でございますが、男性は8人、女性は2人となっております。年代別で申し上げますと、30歳代が2人、40歳代が2人、50歳代が2人、70歳代が1人、80歳以上が3人となっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

国の報告してくるいろんな自殺の状況の報告なんかを見ますと、やはり若い世代が非常に増えているということではありますが、全くそれとはちょっと当てはまらないかもしれませんけど、岩倉市のそういう男女比だとか、年代別の状況があると思います。

それで、ゲートキーパー研修がこの間ずうっと行われてきている中で、ゲートキーパーの研修を受けられた方が増えてきているというふうに思います。この人たちが何か組織的に何かやるというのはなかなか難しい問題だというふうに思いますけど、当面は、このゲートキーパー研修というのは、受講者の裾野を広げていくというか、そういう視点で進めていくという考えを持ってやっているということによろしいでしょうか。何かゲートキーパーの集団的な取組みたいなものを考えていらっしゃるのか、こういったところについて教えていただきたいと思います。

◎福祉課長（石川文子君） ゲートキーパーにつきましては、自殺対策として重要な取組の一つだと考えております。自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて医療機関等の支援機関につなげ、見守る役割を担うことができるよう毎年研修を行い、養成に努めております。少しでも、一人でも多くのゲートキーパーの方を育てるということで毎年養成のほうはやっております。

4年度には、この受講の機会を増やそうということで、これまで年1回だったものを年2回開催して、そのうちの1回をテーマを子どもに絞って、日頃子どもたちと接する機会が多い学校関係者ですとか事業所の方に参加していただけるよう、夏休み期間中に開催をするなど工夫をして進めております。

今年度は、高齢者の自殺が増えているというところがございますので、高

齢者に絞った形で1回は実施をさせていただき予定にしております。

身近なゲートキーパーを一人でも増やすということで、引き続きこの養成のほうを進めてまいりたいと思います。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 私も関連して自殺対策計画推進、自殺対策事業についてお聞かせください。

決算書165ページには、報酬として自殺対策計画推進委員会の委員の報酬が出ていますが、この成果報告書には対策計画の推進委員のことは書かれていないんですが、もう何年目かになるので、この4年度も前年度と同じ推進委員会の中でやっているのであえて書かれていないのかなとも思うわけですが、年1回やられる中で、また年度初めの3月20日にやられているんですが、年度の振り返りと次の年度の計画のようなものを立ててみえるのかなと思うんですが、その推進委員会での状況も含めてお聞かせいただければと思います。

◎福祉課長（石川文子君） 令和4年度の推進委員会の会議ですけれども、令和5年3月20日に開催をいたしました。内容といたしましては、岩倉市における自殺者の状況についてや、令和4年度の計画推進の進捗状況を、計画の項目ごとに関係部署による実施状況を報告いたしました。

また、令和5年度、今年度ですけれども、第2期の岩倉市自殺対策計画を策定することから、計画策定に係るアンケート案を提示して、御意見を伺いました。そういった内容で4年度は開催をいたしました。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） すみません、私も緊急通報システムと自殺のところでちょっと質問があって、質問させていただきます。

この緊急通報システムというシステムが、私ちょっとどういったものなのか分からないんですが、緊急要請があったときに、市職員の方がその場に駆けつけて対応しているようなことがあるのかどうかをお聞かせいただきたいです。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

緊急通報システムは、設置した方が体調不良であったり、救急車を呼んでもらいたいとかそんなような状況になったときに、ボタンを押すことでコールセンターに電話がつながりまして、そのコールセンターを通じて病院であったり、救急車の派遣要請であったり、警察だったり、あとはこういった状態

なのかお話を聞いたり、そんなような仕組みとなっておりまして、特に現時点では、その後の対応として市のほうで現地に行くような、そんな要請がかかるといった事例はございません。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（塚崎海緒君） ありがとうございます。

あと、自殺対策のほうで、自殺されている方が若者だと勝手に思い込んでいたので、高齢者の方でちょっと驚いているんですが、2点、若者に対してLINEや電話などで簡単に相談できる、そういうNPO法人などの活動につなげるような施策はないかということと、あと啓発物を配布されているんですけれども、その啓発物の啓発している内容を教えていただけたらと思います。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎福祉課長（石川文子君） LINEの相談ですとかは、広報に自殺予防の期間のときに載せてというか、その啓発で広報等でお知らせはしております。

啓発のものについては、今のゲートキーパーとはといったことですか、ほかのいろんな相談機関の案内ですとか、そういったものを配布しております。

◎委員（塚崎海緒君） ありがとうございます。

広報にLINEとか電話とか相談できるところを御案内いただいているということなんですけれども、若者はあまり多分広報を見られる方は少ないと思うので、SNSを活用していただけたらうれしいなというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） 質問ですか、要望ですか。

要望。答弁はなしでよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） すみません、執行率の関係で2点だけお願いします。

決算書は155ページの高齢者権利擁護事業であります。成果報告書は71ページであります。

執行率が32.3%でありますけど、その要因をお聞かせいただきたいと思えます。どの項目の予算と乖離があったのかというのがちょっと分からなかったもので、お願いできればと思えます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

高齢者権利擁護事業の予算につきましては、成年後見人等の市長による申立てに係る費用であったり、成年後見人等への報酬助成が主なものとなっております。

ります。

執行率が32.3%であったことにつきましては、成年後見人等の審判申立て後に、裁判所が必要と判断した場合に鑑定書を作成することになるのですが、3件分で15万円の予算計上をしておりましたが、令和4年度はその鑑定書作成の依頼がなく、執行がございませんでした。

また、後見人等報酬助成金として、月額上限2万8,000円の12か月分を4件分ということで、合わせて134万4,000円予算計上しておりましたが、報酬助成の申請が2件で、うち1件は施設入所ということで、報酬助成の上限が1万8,000円であったこともありまして、執行が44万7,000円であったと。そういったところが執行率が低かった要因となりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

もう一点ですが、決算書は161ページの在宅福祉事業です。成果報告書が76ページです。

執行率が52.1%でありますけれども、扶助費で計上されている様々なサービス事業の利用が少なかったということなのではないでしょうか。成果報告書の表にもいろんな事業、サービスはありますけれども、こういった事業の利用が少なかったということなのではないでしょうか。また、そもそもこの予算額のニーズは合っているのでしょうか。この辺りをお聞かせください。

◎福祉課長（石川文子君） 在宅福祉費において執行率が低かったという理由につきましては、心身障害者の福祉タクシーの利用が見込みより少なかったためでございます。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出控えやそれに伴う生活の変化のため、福祉タクシーの利用者が減っていますが、徐々に利用のほうも増えてくるのかなというところで、予算策定時には思い、計上をしておりました。ただ、それより低かったということになります。

令和5年度の予算については、近年の執行状況や今後の伸びを見込んで減額はさせていただいております。来年度以降の予算につきましても、このタクシー利用料金の助成は大切な外出支援のための必要な事業でございますので、見込みについては精査をして計上してまいりたいと思います。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（日比野 走君） 成果報告書が83ページ、決算書が167ページ。

心身に障害のある人の負担を軽減するというものなんですけど、受給者が令和4年で1,616名で、令和3年よりも94人の増加となっておりまして、特に

精神障害者が多く増えたと思うんですけれども、でもこれも恐らくまた年々増加傾向になってくるかと思うんですけれども、岩倉市としては、この受給者、おおよそ何人までが上限と見ていますでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 市としては、上限等は決めておりませんので、受給者の方に対して受給させていただくという形でよろしく願います。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3項1目1社会福祉総務費から目7障害者医療費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目8子ども発達支援施設費から目11多世代交流センター費までの質疑を許します。

決算事項別明細書は166ページから174ページまで、成果報告書は84ページから91ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この範囲では1点だけちょっとお聞かせください。

決算書の170ページ、171ページの後期高齢者医療費のうち、後期高齢者医療保健事業についてお聞かせください。

ここでいいますと委託料の健康診査業務委託料に入ってくるものだというふうに思いますが、この間、議員の中で一般質問で、聴力検査の実施を求めるといった一般質問があったというふうに思っています。それで、項目に入っていないということは分かるんですけど、やはり今の住民の状況だとかそういうのを考えますと、何らかのアクションが必要じゃないかなというふうに思っているところです。

聴力検査には特別な機器が要りますので、併せて特別な環境が必要なものですから、なかなか難しさもあろうかと思えますけど、聴力検査を項目に入れていくような意見を述べていくとか、そういったことは市のほうで考えてもらえないでしょうか。あるいは人間ドックの中で実施するだとか、そういうことも含めて関係医療機関に働きかけるとか、こういったことはできないでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらの聴力検査につきましては、委員さ

んもおっしゃられたとおり、特定健診等、健康診査等には、厚生労働省の統一見解されたものによって聴力検査のほうは含まれてはおりません。こういったことから聴力検査を特定健診に加える予定はありませんが、聴力検査は認知症や鬱病等のリスク等が高まるといったことも一因となっているため、早期発見・早期治療すること、対応することが重要と考えておりますし、そういった聞こえにくくなると感じた場合には、早めに耳鼻科等の専門医を受診するよう、保健センターのほうで、そういった各事業等で周知啓発をしておるところですので、そういったところを生かして今進めているところでありますので、よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） あくまでも要望の範囲になると思いますけど、どこからでもいいですから、例えば人間ドック中で、医療機関の中でそういうのを実施してもらえるところをちょっと状況を把握してみるだとか、そういうようなことからでもスタートしていただきたいなというふうに思っていますので、研究の一環としてよろしく申し上げます。

◎副委員長（梶谷規子君） 決算書166ページ、成果報告書85ページで、子ども発達支援施設管理費の85ページにたくさんの空白があるので、園児用机とか椅子、療育用遊具の備品を購入したというふうにあるので、できればこういうところに写真を載せていただければと思います。これは要望です。

もう一点、成果報告書89ページ、決算書170、171ページの多世代交流センターさくらの家ですが、ここの利用は、多世代交流センターということで、60歳以下では利用ができない、また市外は利用できないということで、非常に子どもルームはもちろん子どもさんと一緒に60歳以下でもいいんですが、施設利用がかなり制限が厳しいと市民の方からの声があります。やはり八剣会館とか東町会館では、2階にはエレベーターがないために、やはりバリアフリー化されたこういうさくらの家を利用しての催しなどを市民の利用ということで、やはり生涯学習センターや市民プラザのように市民の方がもうほとんどいて、1人、2人市外の方がいてもオーケーとか、60歳以下の方も1人、2人いても、ほとんどの人がもう60歳以上だったら利用可能とか、そういうもう少し利用の制限を緩やかにしていただけないかという要望があるわけですが、どうでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君） 多世代交流センターさくらの家につきましては、利用者の範囲ということで、市内に住所を有する者であって60歳以上の者、並びに小学生以下及び同行する保護者と定めております。

利用者の範囲につきましては、老人クラブ連合会の意見であったり、他の



自治体における同様の施設の状況などを参考に研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 決算書171ページの脳ドック等検査事業で、成果報告書は88ページでございます。

こちらも執行率の関係ですけど、61.4%で、定員が80人に対して応募者数62人、受診者数が49人ございました。過去から見ると定員数は100人であったり90人、年々減らして80人になっておりますけれども、この間徐々に減らしているんですが、この80人の定員設定は適切であるかどうかというところと、受診者が伸びなかった要因は何であるのかをお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 脳ドック等検査事業の受診者の状況を見ますと、毎年受診をされている方が少なく、二、三年置きに受診をされる方が多いというような状況になっているということもありまして、受診者は年度ごとに差が見られる状況となっております。毎年続けて受けられる方が少ないというところも理由の一つであると考えております。

予算に連動する定員につきましては、平成30年度は定員を100人と、委員の御紹介のとおりしてございましたが、応募状況、受診状況を見まして段階的に見直しを行っております。現在は80人というところでございますが、今後につきましても、実績を見ながら定員を設定してまいります。早期発見・早期治療というところがやはり必要であるというところがありますので、必要な方が受診をいただけるよう、当該事業の周知に努めていきたいというふうに考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3項1目8子ども発達支援施設費から目11多世代交流センター費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款3民生費、項2児童福祉費について質疑を許します。

決算事項別明細書は174ページから208ページまで、成果報告書は92ページから129ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） ファミリー・サポート事業について質問いたしま

す。民生費のほうの児童福祉総務費関係です。決算書は177ページです。そして、成果報告書は93ページのほうで、ファミリー・サポート事業がありますけれども、仕事と育児を両立できる環境づくりということで、保護者の方もいろいろ大変ありがたいことだなと思っております。習い事への送迎やら、放課後児童クラブから自宅への送りが増加したというふうなことが書いてあります。小学校への送りも2割ということも書いてあるわけですがけれども、これは通年事業なのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） こちらにつきましては、市内の公立小学校というわけではなく、少し個別な状況になりますけれども、市外のほうの少し障害を持たれている方が学校へ送迎バスで行かれる必要がある方がございまして、そのバス送迎所までの案内をファミリー・サポートで利用しているということでございますので、通年かということになりますと、比較的継続しての利用ということにはなっております。

◎委員（井上真砂美君） 結構子どもの送り、今障害者というふうに言われましたけれども、通常の学校への送迎というのは考えられるものなのかどうか、教えていただきたいと思えます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 基本的には、小学校の通学は分団で児童の皆様と一緒に通学しているところでございます。なので、考えられるというのは、終わった後の放課後児童クラブへ寄られた後、そこでのお迎えの時間が、どうしてもクラブの時間までにはお仕事が終わらない場合などは、ファミリー・サポートにお願いをしてお迎えに行ってくださいとか、そのような事情はあるかというふうには承知しております。

◎委員（井上真砂美君） ありがとうございます。

ただ、保護者の方の中に、通学班で登校する時間以前に仕事に行かれるということで、それまでの分団への送りか学校への送りかというのをちょっと相談を受けたことがあるんですけども、このファミリー・サポートというのは今までは例がない、そのようなものに相談に乗ってもらえるかどうかというようなこともちょっとお聞かせいただきたいんですが。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 朝の早い時間の相談もございますので、そのような場合は、ただ全てがマッチングできるかどうかというところは申込みのタイミングと時間にもよるところではあります。相談は当然お受けしているところではございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 決算書177ページの事務管理費で、成果報告書は92ページです。

幼児二人同乗用自転車購入補助金ですけど、また執行率で49.1%でしたので、その要因をお聞かせください。過去2年も執行率は50%台であります。予算設定は適切なのでしょうか、お聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） この事務管理費の予算のものは、報酬と今御案内いただきました自転車の補助金でございます。

委員報酬につきましては、子どもの権利救済委員会と子ども・子育て会議の予算がございしますが、それぞれ2回分の計上をさせていただいておりましたが、実際は各1回の執行であったということで、そちらについても執行率としては50%ということにはなっております。

また、自転車につきましても、予算62万5,000円に対しまして、執行は29万6,600円、47.5%ということで、台数といたしましては12台ということでございました。こちらは平成の終わりぐらいに19台、18台という20台前後で推移をしておった中で、令和2年度のときから令和3年にかけて一旦予算を下げしております。その後、令和3年あたりは10台の前半ということで推移をして3年たってございます。ですので、不足はしてはいけないということで少し多めの5台刻みという形の計上にはなっております。

予算の積算につきましては、実績を見ながら適正な形で計上していきたいと考えております。

◎委員（梅村 均君） 次に、決算書193ページの児童館施設管理費、成果報告書は110ページであります。

成果報告書の記述から、中高生専用タイムと名称を改めて実施をされたということです。専用タイムが30分間の設定でありましたので、こちらが有効なのかどうか気になっております。どういうふうに過ごしてもらうことを想定したものかというのがあれば、そういったところを教えていただけないでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 児童館の閉館時間ということにはなるんですけども、午後6時、18時なんですけれども、小学生の児童には、おおむね17時半、30分前には遊べる時間はここまでだよということで利用時間を周知しながら帰宅のほうを促しております。そうしただ中で、中高生については、その時間ではなく、閉館時間ぎりぎりまで利用できますよという意味での優位性を持たせているという意味で5時半から6時までが30分ということになるので、中高生専用タイムとしておりますが、基本的には5時半からしか使えないという意味ではなく、もっと前から利用しているんですけども、最後の時間帯を優遇しているんだよという意味合

いをこの時間に設定しているというものでございますので、30分だけ何かするというわけではないという意味合いですが、時間としてはそうなっているということでよろしく願いをいたします。

◎委員（梅村 均君） はい、分かりました。

次に、決算書195ページの児童館運営事業費で、成果報告書が112ページでございます。

記述のところより、南中ふれ愛フェスティバルのことと思うんですが、南部中学校での児童館ブースを出店して、中学生に加えて、参加した学区の小中学生親子にも児童館をPRすることができたとあるんですけど、この児童館の何をPRされたのかなというところをお聞かせいただけないでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 主な周知の内容といたしましては、中学生の皆さんにまだまだ児童館は使えるんだよと。児童館というのはゼロ歳から18歳までが通える施設なんだよというものは、掲示物等も張っておりました。その中で中学生のいわゆる文化祭、フェスティバルに参加させていただくということなので、まだまだ児童館に来てねということ周知していた中ではございますが、小学生の子たちが来て、18歳までなんだということ知らなかった子たちもいたりというところもありますので、本来の児童館というのはこういうものなんだよと。なので、卒業してからもまだまだ来てねというような話をさせていただいたりというようなことは、実際私もその場におりまして、そのようなことはやり取りはしております。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

次に、決算書197ページの放課後児童クラブ施設管理費です。成果報告書は114ページです。

こちらも執行率45.1%ということで、340万円ほど予算額と差がありますけれども、この要因をお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） こちらにつきましては、主なその340万の差というか、執行額の不用として消耗品が260万出ておりまして、その内訳が新型コロナウイルス感染症用の消耗品を買うということで、大きく285万円を計上しておった部分がございます。こちらにつきましては、いわゆる対策用品ということは10分の10の補助が得られるというところの上限が、一放課後クラブの単位当たり28万5,000円という額の上限が決まっておりました。なので、まずその上限分は一応全部申請をしたいという意味で計上はさせていただいておりましたが、実際には1年目、2年目のときから積み上げてきた消耗品であるとか、そういうものとか、運用方

法の中で実際にはそこまでの執行には至らなかったというところがございますが、当初にはそういう計上をさせていただいていたというものでございます。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

次に、決算書は同じ197ページの放課後児童クラブ運営事業費の件で、成果報告書115ページでちょっと表の見方が分からなかったのですが、通年利用の表の区分にあるA、B、Cとか、長期休業期間の表にある（A）（B）というのがどういう意味なのか教えてもらえないでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 説明がちょっと抜けておるようでしたら申し訳ございませんが、いわゆる支援単位という、放課後児童クラブとしては支援単位という表現を使っておりますが、クラスというような感覚を見ていただければよろしいかと思えます。いわゆる40人を1支援単位としてございますので、いわゆる岩倉北小学校は3支援単位でございますので、その区分をA、B、Cというところで、仕分のないところは1支援単位分というところがございます。

ですので、長期休業期間のところは、長期休業の人たちが通年の部分のこの支援単位の人たちと一緒に過ごしていたかなというような意味合いでAとBというふうな仕分になっているところがございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

次に、決算書199ページの放課後子ども環境整備事業でございます。成果報告書は116ページであります。

完成予想図を見ますと、建物がグラウンドの高さと同じように見えました。隣には五条川が流れておりまして、その小学校も恐らく五条川小学校と同じように、もしものときはグラウンドに水がたまるように、校舎が建っているところよりも少し低いところにグラウンド面があると思えます。

この設計では、このグラウンド面と同じレベルでの建設になるのでしょうか。何か水害を考慮した想定はあるのか、お聞かせをいただけないでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 御質問のとおり、建物の建設には浸水想定というものが必要になってまいります。市のほうでは、市内に大雨が降った際の洪水ですとか、あと内水によります浸水を想定したハザードマップというものを作成しております。こちらはその小学校がある位置ですけれども、そのハザードマップの中では、氾濫の想定区域図におきましても、浸水を

するという想定とは実はなっておりません。したがって、特に特段の水害、浸水対策というものは行っていないということです。

また、御質問の中で、グラウンド面と少し近いのではないかという御質問だと思いますけれども、設計はグラウンド面より30センチほど建物の基礎の部分を上げている計画としております。よろしく申し上げます。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

あと2点、すみません。決算書205ページの子ども会育成費です。成果報告書126ページです。

子ども会の関係でちょっと幾つか聞きますけど、単位子ども会が24になりましたけれども、減ったのは、まずどの子ども会か教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 令和3年度末で大市場子ども会様が解散をしております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

次のこの単位子ども会のカウントというのは、市子連に加盟しているか否かでの数値なのでしょう。例えば、市子連には加盟せずに、行政区では存在をして活動をしているというケースもあったりするんじゃないかと思うんですけど、どういったカウントの基準になっていますでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） こちらは岩倉市子ども会連絡協議会に加盟している団体数ということになりますので、今の御質問でいう行政区のほうでという皆様方というのは、今までの事例でも、いわゆる岩子連と言われておりますけど、この連合会を離脱してやっている場合というのは確かに存在している子ども会さんは幾つかございますが、この数字には入っていないというところがございます。

◎委員（梅村 均君） 次に、年少リーダー研修会の表がありますけれども、参加人数の内訳は分かりますでしょうか。純粋なリーダーとなるべく5年生の参加人数というのは何人なのでしょう。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 詳しい詳細の人数は、ちょっと今承知できておらんのですけれども、おおむね5年生の子は50名前後は参加していただいております。

◎委員（梅村 均君） 50名前後ということですね。分かりました。

あと、決算額は微減していますが、大きくは変わっておりません。事業の成果としては、各種行事や役員研修なんかに事業を支援したとありますけれども、この市からの助成金を使用した事業というのは、この記述以外には何かあるのでしょうか、教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 市からの助成金

は、先ほどの話の中で、岩倉子ども会連絡協議会という大きな市の母体のところと、そこから各単位子ども会に助成が幾らかずつ配分されておる分がございます。子ども会の連絡協議会本体のほうは、今ありましたリーダー研修会のほかには、子ども会大会であるとか、機関紙のたけのこの発行であるとか、各校区のスポーツ大会やホームページ制作費などに充てられておると。

また、単位子ども会の皆様におきましては、それぞれの子ども会でボウリング大会とかクリスマス会、また新1年生歓迎会など様々な行事を実施していただいているところでございます。

◎委員（梅村 均君） すみませんでした。

決算書207ページの地域交流センター運営費でお聞かせください。成果報告書は128ページになります。

図書貸出状況の表がありますけれども、やや少ない状況のようにも見えるんですが、貸し出した実人数というのが分かりましたらお聞かせいただけないでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 申し訳ありません。実人数のほうはちょっと承知できておらんのですけれども、延べ人数というところで申し上げますと110人というところですよ。1回が2冊ないし3冊というところかなというふうには思っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書177ページの病児・病後児保育事業についてお聞かせください。

この病児・病後児保育については、利用者数がちょっと下がって、少し議論があったところだと思います。しかし4年度、ここに来て病後児保育の利用がぐっと伸びたというふうに思っています。この病後児保育の利用者の増については、要因はどのようなものなんでしょうか。分かりましたら教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） コロナ禍も経まして、だんだん利用が増えてきたというところは、皆様方が社会にまた御復帰されていることの表れなのかなとは考えておる中でございます。

病後児保育の利用者数は、確かに制度開始以来、最多の利用者数となりましたが、これは令和4年度のときには、内覧会のような形で施設の見学をしながら、事業説明会というものもこの法人さんのほうでやっていただいております。そのような周知も図ったことがこの結果につながっているのではないかと考えておるところではございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

それぞれ病児・病後児ですみ分けがあるし、対象となるところが異なってくるというふうに思いますので、その辺の制度の周知を引き続きよろしくお願いします。

続きまして、193ページです。児童館施設管理費まで飛びます。すみません。

先ほど梅村委員のほうから、中高生専用タイムの状況というか、どういふふうかということなんですけど、私のほうからは、この30分ではありますが、利用が増えているというところの状況といいますか、多分そこに魅力があるからだというふうに思うんですけど、その時間帯にどういふことをこの中高生の人たちが行って過ごしているのか、こういった状況を少し教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 中高生専用タイム、成果報告書110ページの中では、特に第四児童館のほうの数字が大きくなっているところではございますが、ここにつきましても、もともと中高生専用タイムというところ、中学生になっても利用できるんだよという中で、小学校の高学年のときから、まだまだいれるんだよというような働きかけはしてきているところがございます。

そのような中で、中学に入っても引き続き来てこられている。例えば、部活動のない日などに来てみんなで遊んだり、例えばドッジボールをやったりというようなこともしていただいております。また、児童館の子どものやっている行事にも参加していただいたりというようなこともございます。

特に勉強室という部屋も設けておるところではございますけれども、どちらかというとなんか本当にくつろげる場所、安らげる場所というような形で来ていただいているのかなというふうには考えているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

南小学校なんかでは、特に働きかけが早くから行われてきてというところで、中学校になっても利用される方が一定増えてきたということでもあります。

それと関連するところだと思いますけど、195ページの児童館運営費の中でもお聞かせください。

にこにこシティいわくらがコロナ禍でやれなくて、3年ぶりの開催になったということで、よかったなあというふうに思います。112ページの成果報告書の記述の中で、集まった33人の実行委員のほとんどの子が参加経験のない状態から始まりましたということで、コロナ禍で実行委員をすることができなかった当時の小学校高学年だった児童が中学生になり、実行委員として



参加し、小学生たちのよい見本となり、子どもたちも回を重ねるごとに増えてきましたという、非常に心温まるような記述がされています。このにこにこシティいわくらに向けて、中学生たちの参加の、ここに書いてあることが全てだというふうに思うんですけど、具体的にどういういい影響を与えてきたのかなというところが少しありましたら、さらに深く教えていただきたいというふうに思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） ありがたいお言葉、痛みいります。

中学生の子で実行委員をやっていただけるような子というのは、先ほどの中高生専用タイムというところにもつながりまして、やっぱり日常から来て、小学生たちとも交流もしていただいているような生徒さんもいらっしゃいます。そういうような人たちと、また児童館の先生とも当然交流ができておりますので、そうした中で自らやりたいというところと、じゃあぜひ子どもたち、児童たちには教えてねというようなやり取りというところはあるのかなあというようなところかなと思います。よろしく願いをします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

中高生専用タイムがいい影響を及ぼして、こういう事業一つ一つにも中学生の参加があるということで、とてもいい取組だと思いますので、引き続きこういう輪を広げていただきますようお願いいたします。

それから、197ページの放課後児童クラブ運営事業費についてもお聞かせいただきたいと思います。ちょっと分からないものですから教えていただきたいんですが、報酬のところで会計年度任用職員の報酬が不足して、流用でカバーしているというふうに見えるわけですけど、これはどういった状況だったのか、特に放課後児童クラブの運営に支障がなかったのかどうか、こういった点について教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 放課後児童クラブに関するところというのは、少し予算の組み方が児童館の運営事業費と放課後児童クラブと、いわゆる児童館にも勤めていただきながら、そのまま放課後児童クラブにも入っていただくというところで、ある程度人数というか、人件費を割り振ってやっておる中でございます。

そうした中で、夏休み等、子どもさんが増えた中で、夏休み専用で少し会計年度任用職員さんとかを募集したりというところでお金が少しというところがございましたので、児童運営事業費のほうからのやりくりというところで、総枠の中ではやれているというようなイメージで思っただけだと思います。よろしく願いをします。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。また予算編成の中でしっかりやっていただきますようによろしくお願いします。

次に、201ページになります。

ひとり親家庭等福祉費の中で、201ページの上段のほうに高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金というので15万円が支給されています。

それで、こういう決算を見てきた中で、僕にとっては初めて見るものかなというふうに思いますけど、過去にはあったのかもしれませんが。見落としていたかもしれませんが、この受講というのはどういう内容のもので、どういふことに活用できるのかというところを少し教えていただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） これにつきましては、就労や資格を取得する際に、高校卒業以上の学歴が必要になるという場合に、御本人の学歴がいわゆる高校卒業の学歴がない、中学卒であるような方が高校卒業認定試験というものを取得すると、いわゆる高校卒業なんだよということになります。そのための講座を受講するための費用の一部を給付するものでございます。

従来からこの制度はございましたが、確かに今まで利用がなく、令和4年度初めて申請があったものでございまして、今回、この方は、いわゆる正看護師を目指している中で高校卒業以上の学歴が必要だということで、こちらを受けることによりそちらを得たというところでございます。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。非常に重要な制度だというふうに思います。

こういうものの周知といいますか、これは対象者に合わせて市のほうから提案をしたり、あるいは資料を渡したりという形で進められているんでしょうか。対象者を発見するのがなかなかどうなのかなというふうに思うんですけど、その辺の仕組みといいますか、手続はどのような形になっているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） こちらの予算はひとり親家庭等福祉費の中でございますので、ひとり親の方、毎年一度は現況調査ということで面会をしております。そのような中で、就労の相談とかで、成果報告書の117ページの中では、母子・父子自立支援員の相談実績というところがございますが、このような中でも常に声かけをしながら必要な情報は提供しているというところでございます。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。非常に重要なことだと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

私のほうからは最後です。207ページの地域交流センター運営費の中でお聞きしたいんですが、コロナ禍を経て、令和2年、令和3年といろいろ施設の利用が落ち込んだ、休館日があったということでありましたが、ここに来て少し増えてきているというような記述がされているところでもあります。まだまだコロナ前までには戻っていないというようなことになっておりますが、少しずつ戻ってきているというところだと思います。

ただ、みどりの家が、少し前年と比べても延べ利用者数は減っているというふうに見えるわけで、何か特殊な事情があるのかなというふうに思うんですけど、みどりの家の延べ利用者数の減少というのは何か要因があるのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） いわゆる他の児童館のところの大幅な減少というところは、放課後児童クラブが学校へ移設していったというところで、人数の集計上はどうしても減っているというところが出ておりました。

みどりの家につきましては、直接放課後児童クラブは実施していたわけではないというところでの利用状況の減少というところは、少し考えますには、児童の居場所や生活形態が変化してきているということが影響していると考えております。つまり、御両親が働く家庭が増えて、未就学児の方は保育園等の利用がすごい増えているというところでいくと、また児童館利用をしようとする小学生は主に放課後児童クラブを利用するという、そちらの保育でのニーズのほうすごい大幅に増えてきているというところで、未就学児の午前中であるとか、小学校の放課後の生活というのがすみ分けされてきているというところで、どうしてもこのような結果になってきているのかなというふうには考えております。

とは申しましても、指定管理者のほうには、新たな自主事業を行うなど、利用者の増加に向けての取組という話はしているところではございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 成果報告書の92ページで、2番で子ども条例があります。決算書では177ページで、子どもの権利救済委員の報酬で掲げられているんですが、その子どもの権利救済委員会の1回の記述はいいんですが、2つ目の段落でいきなり中高生の居場所づくりの取組としてということで記述があり、先ほど木村委員や梅村委員にもあったような児童館との問題や、居場所づくりの取組としてとかいう記述があるんですが、子ども条例というのは本当に幅広いので、平和を願うという記述も岩倉の子ども条例には入れたので、それこそ伊藤議員の一般質問のような平和派遣事業を岩倉が取

り組んでいるということなんかもこの中に含まれるだろうし、育つ権利、生きる権利、守られる権利というところで、保育園や児童館、放課後児童クラブでの丁寧な施策をやってもらっているということなんかも、全て子ども条例の中での、岩倉の中でどんなふうにというのをいろんなことを書かれると思うんですが、その中で4行だけ書かれている内容が、何か最初からの中高生の居場所づくりの取組としてというのが、非常に子ども条例の記述の中でちょっと首をかしげたんですが、それこそ112ページの、先ほど言われたような、子どもが主体的に参加して意見表明をすることを目的としたにこにこシティいわくら、こういうのもこの中により書かれるべきだろうし、子どもの参加する権利をうたっている中での具体的な事例の大きな一つだと思うんですが、居場所づくりというと、大人が与えるみたいところで、この言葉がどうなのかというのは置いておいて、子ども条例の記述のところに違和感を覚えたのは私だけなのかなあと思うんですが、どうお考えかお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） まず、ここに載せてあることの御説明ということにはなりますが、子ども条例ということにはなっておりますが、子ども条例は、子どもの権利を推進していくという中で、岩倉市子ども行動計画というものをこの子ども条例に基づき策定しており、その子ども行動計画による中で、先ほど少し言っていた権利表明であるとか、居場所とかということところは、その行動計画の中での主なそれぞれの事業ということになってございます。

ですから、実施した事業につきましては、それぞれの運営事業費の中では書いておるんですが、ここでは子ども条例に基づいて策定している子ども行動計画による事業の中の主な抜粋というか、今年度特にやれたものというところが少し総括として出ているという形にはなっているということでの、この記述をさせているところではございますので、今の御指摘を頂戴いたしますと、例えばその子ども計画による事業としてというような、例えば枕をつけるなりをして少し分かりやすいような表記には努められればなと思いますので、よろしく願いをいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） その一言があるとより分かりやすいと思いますので、子ども行動計画による事業だということと、先ほど言ったように、主体的に子どもたちが参加して意見表明することを目的とした事業というので、にこにこシティいわくらもこの中にも入れてもいいんじゃないかというところでは、どうお考えでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 先ほど申し上げ

たように、ここは少し総括で、例えば南中ふれ愛フェスティバルなどはこの令和4年度に初めて実施させていただいたものでございましたので、少し出させていただいたというところで、確かにこれを全てまた入れると同じような文面が全部盛り盛りになってしまいますので、少し分けさせていただいているというところがございますので、ピックアップできるものをちょっとこちらに代表的なものとして記載をさせていただいているという中では、確かに何年振りかにかできたというところではそうだったかもしれませんが、そこは運営事業費のほうでしっかりと書き込ませていただいたということによりよくお願いをいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） 子ども条例ができてもう何年目かになると思うんですが、権利救済員会はきちんと開催されているわけですが、子ども条例の推進状況というか、今の状況がどうなのかみたいな、検証委員会というような、条例の推進検証の委員会みたいなのは持たれないんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 子ども条例に対する取組の進捗状況という意味で申し上げますと、先ほど申し上げました子ども行動計画の中でそれぞれ事業がございますので、子ども行動計画の進捗状況というものを子どもの権利救済委員会で御報告をしてくれておりました。

今年度、来年度に向けまして、今この子ども行動計画と子ども子育て支援事業計画は併せた計画にしていきたいというような事業を今年度から取組をさせていただいておりますので、今年度につきましては、子ども・子育て会議のほうで内容は報告をさせていただいているというところがございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（大野慎治君） 予算書203ページ、成果報告書123ページの子ども医療費支給事業でお聞かせください。

令和4年度から、高校生世代を対象とした子ども医療費に変わったんですが、高校生世代の一番下に、入院及び通院で2,438万7,000円になっているんです。当初、議会への答弁では3,000万という予算計上だったというふうにお聞きして、計上のときには三千四、五百万必要だというふうになっておったんですが、実際は予想どおりというか、意外と少ないといったことで、まだ1年しか経過していないんですが、今後このような傾向にあると考えてられているのか、もう少し増えると見込んでいるのか、その辺の傾向をお聞かせください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうは予算を計上させていただきましたが、実際、実績見込みよりは少ない、1人当たりの実績よりは見込みが少ない状況でありました。

しかしながら、中学生以下につきましては、1人当たりのほうが、被保の人数は減っているんですが、1人当たりの医療費のほうは増えておりますので、やはりまた傾向としては増える傾向もあるかもしれませんが、そういった実績を見ながら、今後予算等を計上していきたいと思っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和4年度の実績につきましては、4月からの診療分ということでございましたので、実質10か月分でありましたので、よろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款3項2児童福祉費の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑の途中ではありますが、本日はこれをもって散会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。次回は、明日9月15日午前10時から再開いたします。お疲れさまでした。

財務常任委員会（令和5年9月15日）

◎委員長（水野忠三君） それでは、定刻になりましたので始めたいと思います。

皆様おはようございます。

ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

昨日に引き続きまして議案第65号「令和4年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

◎行政課長（佐野 剛君） 昨日の委員会において、私の発言に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

その内容につきましては、木村委員から愛知県知事選挙と参議院議員通常選挙における投票受付等事務人材派遣委託料の支出の額に差があるということで御質問をいただきました。その際、私からは、期日前投票の期間の違いによるためというような回答をさせていただきましたけれども、正しくは入札による落札額の差が大きな要因ということでございます。

県知事選挙と参議院議員通常選挙の期日前投票期間は、両選挙とも通常は16日間ということでございます。昨年度の参議院選挙につきましては、公示日が沖縄戦の犠牲者を追悼する慰霊の日に当たるのを避けるため、公示日が1日前倒しとなりまして、県知事選挙よりも1日長い17日間ということでございました。このような日数なども条件として入札を実施した結果、落札額に差が出たということでございますので、訂正をよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

◎委員長（水野忠三君） この件について質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、議案の審議のほうに入りたいと思います。

款3 民生費、項3 生活保護費の質疑を許します。決算事項別明細書は208ページから212ページまで、成果報告書は129ページから133ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の211ページの事務管理費の委託料で、ちょっと毎回聞いていて申し訳ありませんけど、生活保護等医療扶助レセプト点検業務委託料についてお聞かせください。

大阪の業者に委託をしてということで、様々な点検がされているというこ

とはいろいろお聞きをしているところです。そういった中で、大阪の業者でありますので、どのような形でこのレセプト点検を行っているのか、何かオンラインでやったりあるいはこちらに出向いてくるのか、こういったことも含めてちょっと点検の仕方を教えていただきたいと思います。

◎福祉課主幹（小南友彦君） 医療レセプト点検事業者の方の点検の内容なんですけれども、3か月に1度、年に4回市役所のほうにお越しをいただいて、データの抽出をしていただいております。

◎委員（木村冬樹君） こういった生活保護の関係の医療扶助のレセプト点検業務を請け負う会社というのは、そんなに多くないんですかね。大阪の業者に頼んでいるのでそういう状況があるのかなと思いますけど、例えば、愛知県にこの日は行くみたいな形で幾つかの自治体を回ったりという、そういうようなやり方をやっているんでしょうか。

◎福祉課主幹（小南友彦君） 委員おっしゃるとおり、愛知県内もこちらの業者に依頼をしている自治体が多くございます。先ほど言いました3か月に1度というスパンもほとんど変わっておりませんので、そういった予定を組んで訪問をしていただいております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書は130ページ、予算書は211ページの中の一番下の食料支援事業についてお聞かせください。

記載にもあるんですけれど、利用世帯が全然倍増以上に伸びてきている状態なんですけど、これを物価高の影響もあると見ているのか、どういった傾向で増加しているか、当局の見解をお聞かせください。

◎福祉課長（石川文子君） 利用される方につきましては、物価高の影響ということではなく、今後の収入の見込みがあるけれどもやりくりがうまくできず、一定期間ちょっと食料のほうが必要なくなるよといったようなケースが多くございました。

また、各相談機関からのつなぎ、御紹介、自立支援、生活支援相談室では食料支援をやっているよというような、そういったことを多くつなげていただいて、利用の増加につながったものと思っております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑は。

◎委員（木村冬樹君） すみません、もう一点だけ。

成果報告書の132ページで、決算書でいうと211ページですが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業についてお聞かせください。

この事業は、成果報告書に書かれているとおりで最大3か月間、生活困窮者に対して求職活動をするという、そういう要件がありますが、世帯人数に



よって金額が変わる形になりますが支給されるという事業です。私も相談を受けた方からこの事業を受けられた方がお見えになりますが、ちょっと分かりにくいのが、その下にある表なんですね。令和4年度の実績、それから令和3年、4年度の実績という形で書かれているものですから、この表をどういうふうに見ればいいのかというのが少し分かりづらいかないというふうに思いますが、説明をお願いしたいと思います。

◎福祉課長（石川文子君） この事業につきましては、令和3年度に開始した事業でございますが、申請期限のほうが令和4年12月31日まで延長されたことから、令和4年度も引き続き実施をしたものでございます。支給につきましては最大3か月間、また要件を満たせば再支給も可能といった事業でございます。

この表につきましては、分かりにくいという御指摘でありましたが、まず上段の表につきましては令和4年度予算における、再支給を含んだ自立支援金の支給額と延べ世帯数、支給月数というふうになっております。下段の表は、2か年で1つの事業として捉えた際に、実世帯数はどうなのかという視点でまとめた表になっております。具体的には、支給月数と支給額は令和3年度と4年度の合算ということになりますが、世帯数については2か年の延べ支給世帯数を合算して、そこから再支給分と年度をまたがって支給した世帯、これもダブルカウントになっておりますので、そこが重複計上されているため、その数を差し引いた実世帯数を表した表となっておりますのでよろしくお願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） 要するにこの表を出した意味というのは、令和4年度ではこんだけという数字だけではなしに、2か年度にわたる事業だもんだから実世帯数として下の表を出したと、そういう確認でよろしいでしょうか。

◎福祉課長（石川文子君） そのとおりでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で款3項3生活保護費の質疑を終結いたします。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1健康総務費から目4保健センター運営費までの質疑を許します。決算事項別明細書は212ページから226ページまで、成果報告書は134ページから155ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 成果報告書の134ページと、あと決算書の215ページ

で、骨髄提供者等の助成事業というところで、広報紙やホームページで周知のほか、商工会を通じて事業所にチラシを配布したことにより、骨髄提供者から1件、勤務事業所から1件の申請があり、助成金21万円を交付しましたとあります。毎年、広報紙にも載っているのを見ていたんですけれども、今回初めてじゃないかなと思うんですけれども、この内訳を教えてくださいですけど、お願いします。

◎健康課統括主査（井上佳奈君） こちらの助成金21万円の内訳になりますが、まず骨髄提供者には14万円、勤務事業所には7万円という内訳になっておるんですけれども、この試算の計算の仕方といたしましては、骨髄提供者においては骨髄等の提供のために通院や入院などをされた日数に2万円を掛けた金額になっております。日数については上限が7日間となっておりますので、今回の場合は2万円掛ける7日間で14万円、こちらが骨髄提供者に助成をした金額になります。

また、勤務事業所においては、骨髄提供者が骨髄等の提供のために休業した日数に1万円を掛けた金額になりますので、こちらの日数については7日間という上限がございますので1万円掛ける7日間で7万円、こちらを助成したものになります。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 私も同じ骨髄提供者等助成金についてまずお聞きしたいと思います。

この制度については非常に注目をしてきたところですが、議案質疑等でもこの間も話していますように、私も骨髄バンクに登録していたんですけれど、年齢が超えてしまっていて提供することなしに56歳を迎えてしまいました。

今、テレビを見ますと、骨髄バンクに登録する人がこの10年間で40代、50代が多いということだもんですからいなくなってしまう、半分ぐらいになってしまうということで、骨髄バンクへの登録を求めるというコマーシャルをよく目にするところでもあります。

この助成金事業は非常に大事、限られたものではあります非常に大事な事業だというふうに思っております、骨髄バンクのほうから何か、この助成金事業だけでなく骨髄バンクへ登録する人を増やすような、そんな働きかけというのは自治体にはあるんでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

◎健康課統括主査（井上佳奈君） 市としては、働きかけは特にはないんですけれども、市としましては市のホームページだったり広報に掲載するほか、商工会を通じて市内事業所に案内チラシを配布していただくように依頼して、

周知啓発に努めたところですが、令和5年度になります、今年度については、市役所で実施する献血においても案内チラシを配っていただくように赤十字のほうにお願いいたしまして、そういったことで周知を図っております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

非常に重要な事業だと思いますので、これを受給する人たちのこともありますので、やはり全体として骨髄バンクに登録する人たちを増やしていくということもひとつ念頭に入れながら進めていっていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

次に215ページと同じ事務管理費の中の保健推進員活動費交付金に関連してちょっとお聞かせいただきたいと思います。

先日の全員協議会で健幸づくりサポーター事業にこの保健推進員と食の健康づくり推進員の活動を移行していくという説明がありました。それで、そのときにお聞きすればよかったですけど、決算の中でもこの保健推進員の活動、食の健康づくり推進員の活動、成果報告書135ページに記載されていますので、そういった点で保健推進員や食の健康づくり推進員からこの健幸づくりサポーター事業に移していくというところの動きの中で、例えば団体や市内の事業所さんでそういう協力が得られるような動きがあるのかどうか、こういった点について教えていただきたいと思います。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 現在のところはまだ団体さんなどに御案内のほうはさせていただいていないところですが、この後、地域の保健推進員、行政区、そして様々な団体のほうに御協力をいただけるように周知啓発を行っていくように取組を進めていきたいと考えています。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

決算ですのであまり細かく聞くことはできませんので、そのぐらいにしたいと思います。また引き続き状況を教えていただきたいと思います。

続いて、217ページの健康増進事業についてもお聞かせください。

成果報告書は138ページに健康増進事業があります。それで、様々な取組が行われて、コロナ禍を経ていろいろ事業が、そのコロナ禍においてもですけれども、努力して保健センターのほうで様々な事業が行われたというふうには、そういう点では感謝しております。

それで、3番にあるウォーキング事業でポールウォーキングのことが書いてありますが、後半に新たな取組としてということで、日本各地を旅行気分でする楽しさを味わえるウォーキングコース表ということで、これを配布したということなんですけど、このウォーキングコース表というのは具体的にどういうふうなものなのか教えていただきたいと思います。

◎健康課専門員（城谷 睦君） このウオーキング記録表は、日本各地を旅行気分でする楽しさとゴールしたときの達成感を味わうことができる歩数のチェックシートになっております。令和4年度にお配りしたものは、忍者にゆかりのある戸隠から甲賀、伊賀を通り根来までのコースとなっております。1万歩を歩くごとに升を塗り潰していき、1日1万歩を歩くと2か月で完歩できるコース表となっております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

今の説明でいくと、令和4年度はそういうことだから、またほかのコースもいろいろ用意されているということですね。またその辺も期待しております。よろしく申し上げます。

続いて、決算書の223ページで新型コロナウイルスワクチン接種事業についてもお聞かせください。成果報告書151ページになりますかね。

その中でコールセンター業務の委託料があります。令和4年度7,000万円ぐらいの委託料を支払っているところであります。このことについては一般質問でも取り上げさせていただいて、問題なくいつているということですが、このコールセンター業務委託料の支払い方が令和4年度、3回に分けて支払われているというふうに思うんですけど、これはどういう形で1回目、2回目、3回目となっているんでしょうか。期間の問題なんでしょうか。教えていただきたいと思っております。

◎健康課統括主査（井上佳奈君） 支払いにつきましては、まず契約の中で委託料を前期、後期というような形でまず2回に分けるということで契約上そういった規定は設けて、支払い月を設けて契約を結んでおります。3回目については、年度で電話の通話料を精算するという形に契約でしておりますので、最後3回目については電話料金の精算ということで支払いをしております。

◎委員（木村冬樹君） 要は委託先が名古屋市内の一つのビルだということですかね、ですからこちらからはなかなか業務が見えないというところがありますので、やっぱりしっかり支払い時期だとかに体制だとか執務室の状況だとか、そういうものをちょっとチェックするのが重要だというふうに思いますが、その点について令和4年度はどうだったんでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） チェックすることが重要ではないかということですが、令和4年度につきましては、4月1日に契約をした後、変更契約を4回しております。そのときの状況に合わせてオペレーターの人数を増やしたり減らしたりというようなことで体制は整えさせていただきました。

そして、現地確認については、やはりこれは反省をしております。令和4年度は現地確認をすることをしなかったものですから、令和5年度においては、5月は行けなかったんですけれども毎月確認をして、事務所の状況、それからオペレーターの状態を確認しながらやっております。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 成果報告書144ページに記述してある出生数について伺います。

母子保健対策事業の冒頭に書かれてある出生数ですが、人口1,000人に対する出生数が7.9で、全国、愛知県の数字が書かれていますが、一般的に新聞報道などでは出生数というのは合計特殊出生率で表されるので、合計特殊出生率としてはどういう数値になるのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎健康課統括主査保健師（岡崎清美君） 合計特殊出生率の状況ですが、令和4年は国のほうが1.26、愛知県のほうが1.35、岩倉市のほうはまだ数値のほうが出せない状況にあります。令和3年については、全国のほうが1.3、愛知県のほうが1.41、岩倉市のほうが1.36になっております。ただし、岩倉市の合計特殊出生率については、各年に届けられた出生数、愛知県年報と15歳から49歳の女性の人口、国勢調査及び愛知県人口動態調査から独自に算出をしております。

◎副委員長（榎谷規子君） どの市町も今少子化の中で、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ということで、非常に岩倉市も力を入れてくださっていると思うんですが、昨年度については、全国平均よりは岩倉市の合計特殊出生率多いんですが、県よりはちょっと下がったというところで、他市町、そこら辺は難しいですよね。岩倉市が行ってきた切れ目のない支援というところでは、昨年度、これまでとの支援の具体的な違いというか、どう見ていらっしゃるか、どうでしょうか。

◎健康課統括主査保健師（岡崎清美君） 現状としては、コロナ禍であったため若干出生数が一時的にちょっと減っているような感じはいたしております。ただ、今年度の様子を見ていますと、徐々に前年度に戻ってきているような感じはしておりますので、またその状況を見ながら、切れ目のない支援のほうを力を入れてやっていきたいと思っております。

◎委員（大野慎治君） すみません、1点お聞かせください。大変申し訳ございません。

成果報告書149ページ、予防接種事業の関連でお聞かせください。

高齢者のインフルエンザ予防接種について、県の高齢者インフルエンザ予防接種補助金を活用して接種費用を無償化しましたと記載されているんです

が、令和5年度のはどのような、もうインフルエンザがはやっているというのは発表になって予約も始まっている状況ですが、今の県の体制、補助は今年もあるのかないのかお聞かせください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 令和5年度の県の補助はありません。

◎委員（木村冬樹君） すみません、もう一点だけお願いします。

本会議で決算書225ページにあります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について1点お聞かせいただいたわけですが、決算の証書類を見てちょっと分からないことがあるものですから教えていただきたいんですが、これは県からというか愛知県後期高齢者医療広域連合からの委託ということでやる事業なんですけど、この事業の歳出を見ますと、需用費と役務費だけで人件費がないわけですね。広域連合からの委託のお金というのは、民生費雑入で入っている後期高齢者医療広域連合受託事業収入ではないかというふうに思うんですけど、この部分について、人件費についても含まれているという見方でよろしいのでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎健康課専門員（城谷 睦君） お尋ねいただきました人件費ですけれども、委託事業収入の中に人件費も含まれております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4項1目1健康総務費から目4保健センター運営費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費から目7公害対策費までの質疑を許します。

決算事項別明細書は226ページから232ページまで、成果報告書は156ページから164ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 成果報告書の164ページなんですけれども、3番目の公害相談対応というところで、大気汚染、野焼きや騒音など29件の相談がありましたとあります。また、雑草やカラス、犬・猫のふんに関する相談もあったということなんですけれども、この雑草やカラス、犬・猫のふんの被害はどういった感じの被害なのか。また、もし分かれば何件あったのかを教

えていただきたいです。

◎環境保全課統括主査（今枝正継君） 雑草につきましては、空き家ですとか側溝ですとかそういったところに生えているものについて、実際に市役所のほうにお問合せをいただいて、そちらについて対応していったということになります。件数につきましては37件ございました。

続いてカラスですけれども、カラスについてはひなを育てているタイミングで人を襲うですとか、あるいは畑の野菜を食べてしまう、そんなような相談がございまして、そちらについては昨年度は2件ございました。

また犬・猫のふんに関しましては、そういった道路上ですとかそういったところに実際に犬・猫のふんがあるよといったところの御相談があって、そちらにつきましては昨年度は6件というような、このような状況になっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書229ページの五条川親水事業についてお聞かせください。

成果報告書160ページにアカミミガメ、外来種の捕獲調査ということで記載されています。この間ずっと取組が行われていて、一般質問でもやられた方がお見えになります。

そういう中で、この事業は岩倉市で捕獲をして、市内の川で捕獲をして、それで結果が出ているということなんですけど、やはり繰り返し申していますように上流域や下流域の自治体との連携がないと、これはやっぱりなかなか駆除をしてもなかなか難しいのではないかなというふうに思うんですけど、上流域、下流域の自治体の動きは何かあるんでしょうか、教えていただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 毎年お伺いされている、御質問いただいている内容かなというふうに思います。岩倉市ではこういった積極的な取組をさせていただいているんですけども、上流域、下流域の自治体についても、こちらのほうから問合せをして実態などは逐次調査をさせていただいておりますけれども、やはり河川に関してアカミミガメの駆除をするといった取組をできそうな団体だとか、そういったものの活動は今のところ見られないといったところなので、粘り強く調査をさせていただいて、きっかけがあれば声かけをしてノウハウなどの提供もさせていただきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

そうですね、そういう市民団体ができてくるのが本当に望ましいと思い

ますので、そういう形ができてこれば本当に連携ができていろいろ情報交流もできてということでもいいことかなと思いますので、ぜひ粘り強く問合せさせていただきますようによろしくお願いいたします。

もう一点だけ。231ページの地球温暖化対策推進事業の中で、成果報告書の中では163ページに省エネ家電製品購入促進補助金があります。これは国の交付金を活用してやられたということであります。抽せんの方法がどうなるのかなというところが少し聞きたいところなんですけど、要は500万円ぴったりの支出になっているものですから、何か調整が働いたのかなというふうに思います。証書類を見ますと、やはり5万円がみんな5万円というわけではなしに1万円台だとか4万円台だとかいろいろあるものですから、その辺はどのように抽せんを行ったのか。それから支出帳票が4回に分けて書いてありましたけど、この辺もどうしたのかなというふうに思いましたので、少し説明をお願いしたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 抽せんの方法でございますけれども、こちらは以前予算のときも少し御説明したかと思いますが、申請のいただいた方全員を表にしまして、パソコン上で乱数の表示をさせていただいて、1番から最後まで全部番号を振らせていただいています。その番号が乱数で入れ替わるような設定をさせていただいて、その上位から順番に交付対象とさせていただいたと。最後の方というんですかね、500万円ちょうどの方はちょうどの金額にならないものですから、その方については事情を御説明して申請額はこうですけれども予算の上限に達したのでこの限度額でお支払いしますというような御説明を差し上げたということになっております。

それから今のお話、回数を分けたというのはあくまでも財務の事務上のお話で、一遍に全ての方にお渡しするということは、お切りするということはできなかったの、財務上の処理の関係上ということで分けて支出のほうはさせていただいております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4項1目5環境衛生費から目7公害対策費までの質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款4衛生費、項2清掃費から項3上水道費までの質疑を許します。



決算事項別明細書は232ページから238ページまで、成果報告書は165ページから172ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書237ページになると思いますが、ごみ減量化推進事業の中で消耗品費に入ってくるのかな、成果報告書でいいますと166ページの10のごみ集積所環境整備事業についてです。

各区に対して1個という予算で始まって、14区からの申込みだったということですが、令和5年度の状況がどうなのかということと、今後このごみ収集容器の配付についてはどういう方向性を持っているのか、こういった点について教えていただきたいと思います。

◎環境保全課清掃事務所長（竹安 誠君） ごみの収集容器、5年度は各区に対して2分の1の補助という形で実施のほうをさせていただいております。現在のところ、8月末の段階で3区から申込みがありまして、全部で14個補助ということをさせていただいております。

こちらのところは、始まったばかりというところもありますので、基本的にはまず知っていただいて、各区のほうでごみ収集容器、これがカラス対策に非常に効果があるというところをまず熟知していただくところから始まるのかなと思ひまして、今後も一定この形で進めさせていただいて、またごみ収集容器の扱い方、考え方、地域でのやり方また変わってくるようであれば、またそれについて検討していくかなという形になっておりますので、現在のところは2分の1の補助というふうでさせていただきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

結構、だから1つの区で幾つかという、そういうやり方で2分の1の補助で受けられるところもあるということの確認ですが、そういう効果があるということで進めている行政区もあるという、そういうことを確認させていただきました。

次に、同じ237ページの塵芥処理費についてもお聞かせください。

成果報告書の167ページの関係になろうかと思ひますけど、この間ずっと要望していますし、一般質問でもお聞きしましたけど、いわゆるごみの戸別収集の問題です。なかなか、制度としてということはなかなか難しいという答弁がずっと続いていますけど、この戸別回収の検討についてはどのような状況なのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 今お話ありましたように、一定の制度をもってやっていく方法もありますし、現状をしっかりと確認をさせていただいて対応させていただくというケース、2つあるかなと思ひますけれども、私ど

もとしてはやはり市民の方の現状というのをしっかり把握をさせていただいて、その方の実情というものをしっかり酌み取った上で判断をしていくといった姿勢を今のところ考えておりますので、そういった意味では戸別回収についてはさせていただきます。必要な条件がそろえばさせていただくと。これはお一人でごみ出しをするのは無理だなというような判断があれば、確実に我々がやらせていただくという考えを持っておりますので、申し添えですがあれば御相談いただければと思っています。

◎委員（木村冬樹君） これも多分何回か紹介していると思いますけど、岩倉団地だとお助け隊という自治会の中の1つのグループをつくりまして、高齢者宅でごみが出せないところは玄関前とかに置いておいてもらって、それを同じ階段の人が出しに行くとか、そういうような取組もしています。

だから、清掃事務所に全部任せるんじゃないくて、やっぱりこれからの時代はそういう住民自治の力をしっかり発揮してもらおうということが大事だと思いますので、そういったところの働きかけというのは何かあるんでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 一つ制度にのっとって形式だけでやらないという、大きな一つの目的はそれです。木村委員言われるように、やはり地域のコミュニティーで区のほうに集積所の管理もお願いしていますし、そういった意味ではごみを考える上で地域のコミュニティーのモラルだとか意識づけというものは非常に重要になってくるというふうに思っておりますので今後とも、少しこういった方が見えればという啓発ということは少し今のところはできていませんけれども、機会があればこういう方が見えれば、まずは地域でどう考えていただくかということですね。区の役員だとか区長さんから御相談があれば、まずはそういうことを相談させていただいて、そこから先なかなか条件が調わない場合は、今言いましたように清掃事務所のほうで対応させていただくと、こういった考え方でやっていきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） その方向でぜひよろしくをお願いします。

成果報告書168ページの関係で、少し細かいところで1点だけお聞かせください。

令和3年度から羽毛布団が回収されて、再製品化されてというようなそういう流れになっているんじゃないかなというふうに思うんですけど、分別収集による回収状況の米の2のところに羽毛布団というものがあって、その他の中に分類されているわけですけど。令和4年度の羽毛布団の回収の枚数だとかそれによって得た収入だとか、こういった点について教えていただきたいと思っています。

◎環境保全課清掃事務所長（竹安 誠君） 羽毛布団の回収につきましては、令和4年度ですと207枚、売払いの金額につきましては6万8,340円というふうになっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） すみません。私も塵芥処理費の中の成果報告書168ページ、予算書は237ページでお聞かせください。

分別収集による回収状況が、アルミ缶、スチール缶、大幅に減っていると。スーパー等で回収していることも影響していたり、新聞や雑誌、ダンボール等は回収場所がどんどんあちこちにあるので、事前にそういうところにお持ちになる方も多いためこれぐらいの減少になっているのか。また、どうして乾電池だけこんなに増えたのかというのはちょっと分析できていないんですが、お聞かせいただければありがたいです。よろしくお願いします。

◎環境保全課清掃事務所長（竹安 誠君） 4年度の分別収集の回収につきましては、おっしゃられるように民間での回収が増えてきたということ、また紙類に対しましては、やはりペーパーレス化が進んできているというところもありまして、このところ分別の中の資源というのは全体的に減ってきております。

その中で乾電池については、極端に増えているというところが数字の中ではあるんですが、こちらにつきましては、この年度に回収した量ではなくて年度で処理した量という形になります。乾電池につきましては、令和3年度から回収を始めまして、いわゆる廃蛍光管と一緒に処理をします。一緒に持っていくという加減がありまして、そのタイミングで3年度は廃乾電池を処理したということがあります。そのために、早い段階で年度内にたまる前に回収処理をしたという形になります。その後、3年度の残りの期間の分とそれから4年度に入ってからの処理をしたというのが4年度に入ってからの形になって、また4年度も廃乾電池のほうの排出量が非常に増えたということもあったもんですから、年に1回の処理を2回に増やしまして、その関係で倍以上に増えたという形になって、4年度の処理量はかなり増えたという形になっております。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） 私も今の委員と同じような質問をしようと思ったんですが、e-ライフプラザの資源回収ステーションが常設されているので、これが非常に166ページの成果報告書でも利用が増えているという記述があります。それにもかかわらず、この168ページの分別収集、資源ごみ回収、子供会などのね、これも両方減っているという要因が、やはり民間の常設の分別収集が増えてきたということにあるんじゃないかなと思っています。

るわけですが、民間の常設の分別収集はもちろん市はタッチできないと思うんですが、あまりにも、特にダンボールやそのときによって古着などの収集場所からはみ出て道路の間際まではみ出ているような、市の美観を損ねるようなところも非常に見受けられるんですが、そういったところの対策というのは市でどのようにされる、難しいんでしょうかね、お聞かせください。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 民間の常設の収集場所については、やはりそのときの価格というんですかね、再利用のための価格によって左右されて、やはり古着だとかダンボールがなかなか回収されないというようなこともあります。ただ、それをなかなか規制をするだとか指導をするといったことについては、なかなかちょっと違う次元の話になるものですから、つながりなどをもって、常設の収集場所については民間の方とのつながりというか情報交換みたいなことはさせていただいているので、適正な管理をしてくださいねというような声かけといったことについては可能かなというふうに思っております。

◎副委員長（榎谷規子君） よろしくお願ひします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4項2清掃費から項3上水道費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ここで少し早いですが休憩を取りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、11時5分まで休憩にしたいと思ひます。  
11時5分まで休憩にいたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、時間になりましたので、休憩を閉じ質疑を再開いたします。

款5農林水産業費について質疑を許します。

決算事項別明細書は240ページから246ページまで、成果報告書は173ページから185ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） はい、ありがとうございます。

成果報告書173ページ、決算書は241ページでございます。

そこの中の農業委員会活動の中で、読んでいただきますといろいろ5月には農業経営基盤強化促進法が改正され、農地の集約等を加速するために地域の話合いを通じて目標、地図を含む地域計画を策定する、目標、地図の策定及び国の共同システム連携が可能なタブレット端末を導入して、事業の成果としては、ここからでございます、農業委員会、JA愛知北等と連携して、いわゆる耕作放棄地の発生防止と解消に取り組み、本市における農地利用の最適化に寄与したとなっておりますけど、実際どのような形でされたのか、その辺のことをちょっとお伺いいたします。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 耕作放棄地の解消に向けての取組についての御質問ということかと思えます。

耕作放棄地の発生状況については、農業委員、農地利用最適化推進委員が担当地区の農地を見回りながら把握をして、地権者の方とお話ができるような状況であれば適正な管理をお願いするということを、委員としての日々の活動の中で行っていただいているところです。

加えて、農業委員会としましては、例年8月から9月にかけて時期を定めて遊休農地調査を実施しています。調査の中で発見した遊休農地については、まず地区担当の委員が地権者に訪問し、期日を定めて草刈り等の適正な管理をお願いをしています。委員のほうに訪問しても会えなかったりですとか管理の状況が変わらないような場合につきましては、農業委員会から農地の利用意向調査を実施します。意向調査の中では、当該の農地について今後も自ら耕作をすとか、農地を貸したいだとか、そういった希望についてお答えをいただきます。お答えをいただいて貸出を希望するような場合につきましては、市の農地バンク等へとつなぐというような形での取組をいたしております。

◎委員（伊藤隆信君） ありがとうございます。

現実問題この、いわゆる放棄農地でございますけど、岩倉市内をずっと見渡しますと、私が見ておる限りではかなり多いと思えます。現実的に1年過ぎますと何が起きるかという、草が生えます、もちろん。その草がどういう草が生えるかという、いわゆるセイタカアワダチソウの非常に背の高い草が生えて、それが今何が起きているかという、交差点等の中でそういう農地がありますと、非常に交通の安全的にも非常に悪い、いわゆる安全性の悪い道路になるわけですけども、それは置いておいて、実際そういう地域が非常に私の地域の周りには多いわけですけど、仮にそういうことを農業委員から、また市から通知しても、実際になかなか改善されない場合はどうい

ふうに、先ほどお聞きしましたけどそれをやってもまだ改善されんという方も見えるんですけど、それ以降はどういう形で調査をされる、調査というかその人に通告というかをされるのか。

もう少し簡単に言いますと、木が生えて、いわゆる農地に最初は雑草だったやつが木がどんどん生えてきて、もう何ともならん農地になってしまったと。そういう場合はどうされますかということをお聞きします。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） その遊休農地が、耕作がなかなかされなくて、木等が生えてきてしまった場合についての対応ということなんですけれども、我々としましては、あくまでも地権者の方に御対応いただくことがまず第一義であるというふうに考えておりますので、引き続き粘り強く御指導させていただき、場合によってお目にかかれなければお電話とかお手紙を使って、そういった御認識をいただいて対応いただくようお願いをしていくという形になろうかと思っています。

◎委員（伊藤隆信君） そういう形でずうっと今実際やられて、その方もそうですけど、全く反応がないと。いわゆる通知を出してもそれに応えない方も見えると思うんですけど、実際そういう方は見えますかね、全く反応ない方が。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 地権者の方によっては、我々からのお知らせをさせていただくタイミングとかの問題もあるのかもしれませんが、なかなか御返答いただくことがない、現状としていただけていないという方もお見えになる状況ではございます。そういったことも認識をした上で、引き続き継続的な御指導をさせていただくという形であろうかと思えます。

◎委員（伊藤隆信君） 現実問題、そういう地域が僕の見え限りであるわけなんですけど、やはりこれは課税対象にも影響してくると思うんです。どういうことかというのと、これはもう農地じゃなくて雑種地というような現実そういう課税もされると思うんですけど、その辺についてのお考えをお聞きいたします。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） おっしゃるように耕作されていない農用地であれば雑種地という判断もあろうかと思えますけれども、課税については私どもには、縦割りと言われるとそうなんですけれども権限がないものですから、税務課ともしっかり話をしながら、適切な課税については実施していきたいと、そのように思います。以上です。

◎委員（伊藤隆信君） 農林水産業費ですが、これは課税は別のところでまた聞くとおもうんですけど、いずれにしてもそういう耕作放棄地というの

はかなり岩倉に多いもので、それについてはやはりきちっと対応していただいて、全くそれに反応ない場合はやっぱり雑種地とみなして課税の対象にして、少しでも税収入を上げるような対策を考えていただきたいと思います。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 決算書の245ページの水門管理謝礼にちょっと関連して質問させていただきます。

5月に鈴井の辺りで水がちょっとあふれてしまって、通学路にもなっている細い道なんですけど、市民の方からちょっと連絡をいただいて、水門管理の方に水の弁を閉めてもらって解決したということがあったんですけど、この水門の管理というのは、何かこういうふうだと閉めるとか開けるとかというのがルール化されているものなのか、それとも水門管理をされている方の判断でその弁を調整しているのかを教えてくださいたいです。

◎維持管理課長（田中伸行君） 5月の件はゴールデンウィークだったと思うんですけど、ちょうど私が行きました。あそこは単純に田んぼとして使っていないところが宅地として埋め立てられてしまっていたので、そこに水が流れてしまって行き止まりみたいになっちゃって、水が行き場がなかったということで、その上流のところでは戸板で締め切ることができましたので、そういう対応をしました。

水門管理として委託としてお金を払っているのは、本当にしっかり用水のところでせき止めをして田んぼに水を配るようなところで、大きな水門管理をやっています、そこは地元にお任せしているところがあります。要は地区によって田んぼに水が欲しい時期が重なりますと、水の量も決まっていますので一気に入らないということがありますので、それぞれ地元で調整してやっていただいているところがあります。あと、大雨が降ったりすると門を開けていただいたりだとか、我々も操作とかはするんですけども、そのようなことでやっておりますので、5月のところの話は、そういったことのもっと細かいところの話で、それは職員で対応いたしました。以上です。

◎委員（伊藤隆信君） 成果報告書178ページ、決算書243ページから245ページでございます。

特定外来種生物の駆除内容でございますが、ここに書いてあるのはアライグマ、ヌートリア、ジャンボタニシでございますけど、これは去年の経過と思うんですけど、現実これはどんだけ駆除しても切りがないと思うんですけど、大分減ってきておると思うんですけど、その辺の状況をお聞かせください。最近の状況です。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 特定外来生物の発生状況についてという御質問かと思えます。

令和4年度のヌートリアの捕獲実績のうち、捕獲された場所は大山寺町7匹、曾野町4匹でした。捕獲された場所は南部だったわけですがけれども、市内の至るところから目撃情報はいただいております。

ヌートリアは身の危険を感じると川を泳いで移動して住みかを変えるといった生態で、過去には八剣町、東町などでも捕獲されたことがありました。一時のピークに比べれば減少しつつあるとか、岩倉市内で見た場合には減少しつつあるのかなというところが現状だと思います。というのが最近の動向かというふうに思っております。

◎委員（伊藤隆信君） 今、アライグマはゼロになっていますけど、市内で結構アライグマ見たという人が耳に入るんですけど、実際にはそういう状況は、捕獲したというのは今年になってないですか。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） アライグマの状況につきましては、今年度、おりの設置のほうは何回かさせていただいておりますけど、捕獲をしたという形には至っておりません。アライグマ自体はこの捕獲のほうの委託をしている江南猟友会の担当者さんにお聞きをしますと、食料がなくなると移動をして、その移動範囲も広域にわたるといった特徴があるというふうにお聞きをしております。昨年度も12回おりの設置を実はしておるんですけども、捕獲には至らなかったというのが現状でございます。

◎委員（伊藤隆信君） ジャンボタニシもかなり減ってきておるんですけど、その辺の状況はどうですか。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） ジャンボタニシにつきましては、一斉駆除の実績を見ますと、ここ二、三年横ばいであった駆除実績のほうは令和4年度に減少しております。駆除数が減少しているということについては、発生数自体も減少しているのではないかなということも考えられます。その背景としましては、水稻病虫害共同防除事業という事業で、駆除剤の補助金を各申請のあった農家さんにしております。その対象となる薬剤のほうを、令和3年度から過去に実績のあった薬剤のほうに変更しました。そのことによって駆除の効率といいますか、駆除数が上がっているのではないかなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、私も特定外来生物等駆除費からお聞きしたいと思えます。

アライグマ、実は私も週に2回ぐらい、朝2時頃、車で市内を回ることがありますので、アライグマを見ました。大市場橋のすぐそばのところで、住



宅の真ん前で座って、車を止めてもびくともしないというか、ふてぶてしく座っている姿を見まして、写真を撮っておきゃよかったなと後で後悔しましたけど、そういう状況を見ました。

なかなかこのアライグマというのは捕獲が難しいのかなというふうに思っています。令和3年に箱わなを購入したり、令和4年はそのおりを12回も設置したけど全く捕まえないということなんですけど、何かほかの方法だとか何かというのは、その猟友会等で検討されているのかどうかというところはどうなんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 特定外来生物につきましては、市として防除計画というものを策定しております。その中で、捕獲対象となっている外来生物の中にアライグマは入っているんですけども、その捕獲の方法としましては箱わな猟という形で規定をしているものですから、なかなか別の方法というものを考えることが難しいのかなというふうに考えています。以上です。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

特定外来生物ではないものの、岩倉市内、かなり多くの今まで見なかったような生物がたくさん出ています。僕もさっき言った朝早く回るときは、岩倉団地内でキツネを見ましたし、イタチはもちろんよく見ますのでその辺はもう特定外来生物ではないもんですから、ただ伝染病だとかいろんな感染症の問題もあるもんですから注意しなきゃいけないなどは思っているんですけど、そういうような実態があると思います。引き続き努力してもらえないかなというふうに思っています。

それでジャンボタニシについてもお聞きしたいんですけど、ジャンボタニシもトラップのここには農地への影響、成果報告書の278ページには農地への影響の少ない駆除方法として、稲づくり農業体験で実施しているトラップの製作方法を農事組合長会に周知しましたということで、いろいろ全国農業新聞にも取り上げられてというところで工夫をしながら取り組んでいると思いますが、このトラップによる捕獲、駆除については、この間どのような取組がされてきたんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） ジャンボタニシ捕獲のためのトラップの取組についてということですけども、令和3年度から市のほうで主催をしております稲づくり農業体験という体験事業の中で、参加者の方にトラップを作っていただいて田んぼのほうに設置をするという形での、実証実験に近いような形のことを取り組ませていただいているところです。それが3年度から始まりまして、3年度、4年度と実施してきました。そのトラップ

の作り方等についても、広く農家の方にお知りいただきたいということで農事組合長会での御案内をさせていただいてというようなことを続けております。

直近の取組といたしまして、8月30日になるんですけれども、同様に今年度の稲づくり農業体験の中でもワークショップを実施しました。この際には、今までとはちょっとトラップの作り方を変えてみました。SDGsに配慮してペットボトルを再利用した形のトラップというものの製作方法をこちらのほうで調べていて見つけたので、そちらの製作を皆さんにさせていただくというようなワークショップをしております。

その中で併せて、田んぼの生き物についてというお話というものも岩倉ナチュラリストクラブの方にさせていただき、参加者の方にはジャンボタニシが害を与えているんだよということをお知りいただくというようなこともしながらという形で考えております。そういった形での取組のほうを進めさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） このトラップ、ジャンボタニシを捕獲するトラップについては、ずっと取組がされてきて、発展もしているんだなというところを理解しました。

薬剤を変えたことによって相当減ったというのがありますけど、やはり農地への影響や環境への影響なんかも配慮しながら、こういった安全な方法での捕獲というか、それもぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと戻っていただいて、243ページのもう少し上のほうの森林環境譲与税基金積立金についてもお聞かせください。

補正予算のときにお聞きをしましたが、8月18日の朝日新聞などではやはりこの森林環境税の見直しが検討されていくということが記事になっています。そのときも申し上げましたように、横浜市だとか大阪市だとか森林がほとんどないようなところでも数億円の森林環境譲与税があるということで、そういったところの問題を改善されていくのかなというふうに見ているわけです。

それで、ここでお聞きしたいのは、今回補正で修繕するところに木材が使われるということですが、いわゆる国産の木材の確保というのは、以前かなり厳しいというような状況があったというふうに思いますが、その後のような経過になっているのか教えていただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 木材の国産材の不足の状況についてというお尋ねだと思います。

国産材のほうの情報なんですけれども、もともといわゆるコロナ禍ですとかロシア・ウクライナ戦争などによって物流の停滞だとかそういったものがあって木材不足というのは生じているというような状況だというふうに認識をしております。

そういった中で、森林環境譲与税につきましては、国産材を活用してという形で進めていく事業という形でございます。こちらにつきましては、今年度活用のほうが予定されております子育て支援課の放課後児童クラブへの木製品の導入ですとか、自然生態園の直線橋の架け替えの修繕等につきましては、担当課のほうでその納入の状況について確認をさせていただいて、今年度問題なく対応ができるのではないかとというようなことをお答えいただいている状況であります。

◎委員（木村冬樹君） 担当課のほうでその分は確保できるよということなんですけど、全体としてやっぱり国産の木材の確保というのは厳しい状況が続いているのかどうかというのはどうなんでしょうか。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 以前、コロナ、それからウクライナ紛争などで停滞していた、しかも需要があるけれども供給できないために非常に高騰したというようなことがありました。そういうことがあって国産材へ逆に転嫁していくというんですか、そういったことに向けた日本での取組というのが一定功を奏し始めておるという情報もありまして、以前、非常に高かった木材も下落傾向があるというようなことでございます。ですから一定の、以前に比べれば大分よくなってきている、供給の状況がよくなってきているというふうに判断はできるけれども、ただ世界的な中で見れば、木材不足というのはまだまだ続いているというところで、影響も日本としても今後も受けていくだろうというようなところはあろうかと思えます。ただ、本当に3年、4年前に比べれば少しよくなってきているという状況だというふうに聞いております。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） まずもっておわびを申し上げます。

私、成果報告書と決算書のことを時々予算書と言っておるようでございますので、正しくは決算書でございますのでおわびを申し上げます。間違いがありましたのでおわび申し上げます。後ほど委員長、議事録等も修正していただきますようよろしくお願いいたします。おわび申し上げます。

決算書243ページ、成果報告書176ページの7の農地バンク事業についてお聞かせください。

所有者が耕作、管理することが困難になった農地を就農希望者や規模拡大

等で農地を探している人に紹介しましたということで、令和4年度は2筆1,283平米の農地をマッチングすることができましたとなっておりますが、この新しくマッチングした農地はどのように活用されているのかお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 令和4年度にマッチングをしました2筆の農地につきましては、市内の認定新規就農者の方にお使いをいただくという形でつなげさせていただいております。

◎委員（大野慎治君） 大変申し訳ありません。どのようなものを作っているかまでは把握をされていないと。把握されていなければ、特に問題はございませんので、結構でございますのでよろしくお願いします。

また、1点だけちょっと御指摘させていただきます。

農地情報をホームページ等で活用し、という中で、今最新の農地バンク情報になっていないので、ホームページ等は最新のほうに変えていただきますようよろしくお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） 答弁はよろしいですか。

◎委員（大野慎治君） もういいです。はい。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款5農林水産業費の質疑を終結します。

次に、款6商工費について質疑を許します。

決算事項別明細書は246ページから256ページまで、成果報告書は186ページから202ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） ビジネスサポートセンターについてお尋ねいたします。

ページは成果報告書が188ページ、それと決算書が251ページです。

このビジネスサポートセンターですけど、私も商工会に加入していますので応援をしていますので、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

この4年度のビジネスサポートセンターでの相談実績と、相談事業者数の数を教えてください。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） 令和4年度の相談件数ですけれども、418件の方が相談に来られました。事業所としては133事業所の方が来られまして、うち新規の御相談が58件ありました。

内容としては、創業の相談が38件、あとは販路拡大とか新商品開発に関する

る御相談が233件、あと持続的な経営支援に関する相談が13件、あと専門家の活用の御相談が33件、あと別で、がんばる応援補助金の活用支援もありまして、そちらが109件など御相談があったという状況になります。

◎委員（須藤智子君） 今おっしゃった、今年度はがんばる中小企業等応援補助金というものが出ていまして、やはり昨年と比べても業績というかビジネスサポートセンターの業績が上がっているんですけど、そのがんばる中小企業等応援補助金の内容ですか、何件が利用してということをお教えください。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） がんばる中小企業等応援補助金については、令和3年度は2件の利用でしたけれども、令和4年度は全部で24件ですね、販路拡大に関する御利用が12件、新商品開発が12件となっております。

まず、販路拡大については、いわゆる展示会とか見本市への出店に御利用をされております。新商品開発については、飲食店の方がいっぱい多いんですけども、例えば食品のメニューと新規の開発とか、あとは何かパウチをして使うみたいな新たな製造方法の開発、あとは製造業の方ですと、機器の新規開発のテストみたいなものとか試作のものを御利用いただいております。以上です。

◎委員（須藤智子君） これはやっぱり補助金ですので、今後の補助金をもらって商工会の業者の人が頑張るといことですので、今後この補助金をもらって来年以降の調査というんですか、実績調査とかそういうことはなさるのでしょうか。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） 調査ということは予定をしておりますけれども、お話を商工会を通じてお聞きしているところ、そういった新商品開発によって売上げが実際上がったとかいう話も聞いておりますので、そこは商工会を通じてニーズを図っていきたいと思います。以上です。

◎委員（須藤智子君） はい、お願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 決算書が251ページから253ページ、成果報告書が194ページでございます。

市民ふれ愛まつり事業の中でございますけど、この農業フェア、非常に市民の皆さん、毎年楽しみにしてみえるわけでございますけど、最近、農作物、非常に夏が暑いわけでございます。高温障害も影響しておりますけど、出品者の状況が非常に数が減ってきておると思うんですけど、その辺のことはどんな状況かお聞きをいたします。

◎商工農政課統括主査（水谷正樹君） 市民ふれ愛まつりということでしたが、農業フェアの内容ということなので、私のほうでお答えをさせていただきます。

農業フェアの行事として実施しています農業総合品評会につきましては、例年まつりの開催される11月の時期に収穫できる作物を準備を始める時期として考えられる7月頃に、農事組合長会を通して品評会への出品に向けた作付の準備をお願いしています。しかしながら令和4年度につきましては、コロナ禍の状況の中でふれ愛まつり全体としての規模縮小の動きがあり、場合によっては中止の可能性もあるのではないかなという状況でありました。また、農作物を育て収穫するには一定の期間は必要なものですから、例年出品をされている方でも、出品の御準備をお願いした7月の時点では先行きが不透明で品評会用の作付をされなかった方もおありになったというふうに聞いております。こういったことから出品数が少なくなったということに関しては、作付をする時期にまつりが開催されるかどうかはまだ分からないような状況があって、農家さんとしても作付をしなかったよというようなことが主因ではないかなというふうに考えています。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の255ページで、観光振興事業の中の観光まちづくり事業委託料についてお聞かせください。

ちょっといろいろ話をする中で大体説明ができたんですけど、この観光まちづくり事業委託料をNPO法人に委託をしてということになっています。NPO法人の事業報告書というのがネット上に明らかになっているものですから、ここで見たときに岩倉市が委託事業として出した分で、それが余った分が戻入されるわけですけど、この戻入の金額が年度のもの合わないということで、少しお聞きしたところです。

そのことについて、ちょっとどういうふうになっているのかという点について、まずお答えいただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） 公開されているNPO法人いわくら観光振興会の事業報告書については、年単位での報告となっており、1月から12月までの報告となっており、本市と当該団体との委託契約につきましては、年度単位、4月から3月までになっております。なので、当該事業報告書の戻入額の中に令和3年度に実施した戻入額が一部含まれていることから、令和4年度の決算額とは合いませんけれども、令和3年度の決算額を置き換えると決算額は一致しているという状況です。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

もちろんそのNPO法人、岩倉市が委託料、これは観光まちづくり事業だけじゃなくて夏まつりなんかでも委託事業がありますけど、そういったものもきちんと事業報告書などについても担当課でチェックしているという状況にあるということによろしいでしょうか。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） おっしゃるとおり、担当課におきましてもしっかりとしたチェックをさせていただいているといったものでございます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 次に255ページのもう少し下にあります消費生活センター運営事業についてもお聞かせください。

成果報告書の中で122件の相談があったということ、それから外国人住民が多いということで、いろいろ工夫しながら消費生活センターを周知するためのマグネットをこの間作成させていただいていると思います。

それで、このマグネットについては、この間聞いておりますけど、いろいろな言語について必要ではないかなというふうに思うわけですけど、作成の今後の方向性といいますか、様々な言語に対応する形で、切りがありませんけどね、大体どの辺まで考えているのか。

またこの配布について、やっぱりここに外国人住民が多い地域での配布ということが書いてありますので、そういったところの行政区とよく話合いの場を持ちながら把握していただきたいなというふうに思いますが、そういった取組についてどのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思ます。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） まず外国語を今後どういうふうに進めていくかというところですが、令和4年度については英語版のマグネットを作成させていただきました。今年度はポルトガル語のマグネットを、今ちょうど出来上がったところなので、それを今後配布等していきたいと思っております。

今後につきましては、定住外国人の言語に応じて引き続き、先ほどお話あったどこまでもというのもありますけれども、作成はちょっと考えていきたいと思っております。あと、配布に関しましては、令和4年度につきましては外国人住民の多い岩倉団地自治会のほうに配布の御依頼をさせていただいて進めております。

あと、転入された外国人の方にもマグネットについては配布をさせていただいているという状況ですので、今年度につきましても同様に、団地の自治会の皆さんの御協力とか、転入された外国人等、配布に努めていきたいと思ますのでよろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

引き続きどこまでやるかというのはありますけど、状況を見ていきたいというふうに思います。

私からは最後ですけど、その下257ページにあります企業立地推進事業についてお聞かせください。

ほぼ整備が進められてきているという状況もあり、きているというふうに思います。それでちょっと気になるのが、工業団地の真ん中を東西に走る道がありますが、この出口、西側も東口もそれぞれ交通量が増えてくるとちょっと気になるところでありますが、ここの出口についての安全対策だとか、こういったことについては何か検討がされているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 川井野寄工業団地につきましては、今立地企業のほうが建設工事のほうに入っているという形になっておりまして、早ければ今年度中から操業も開始されるかなというところでございます。

今回の工業団地のほうに入られる企業につきましては、基本的には岩倉西春線を使っていただくということで、西側の野寄新道線について基本的には使わないようにということでお願いのほうはさせていただいているところであります。

今後の交通安全対策ということにつきましては、今後、立地企業が操業を始めまして、その操業後の状況を見させていただきながら、どういった対策が必要かということを検討しながら、何かこういった対策が必要であれば、そのときに施行、実施をしていきたいというふうに現在のところは考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 成果報告書の197ページ、さくら基金積立金のところですか。決算書は253ページになります。

今回、基金の取崩し867万539円ということで取崩しをしています。桜並木の保全事業に充当するという事だと思っておりますけれども、主にどんなものに充当したのか教えていただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） さくら基金積立金ですけれども、令和3年度に創設されて、3年度に積まれたものを4年度に取り崩して五条川並木保全事業のほうに充当させていただきました。実際、基金の細かいところ、どこに使ったかということはありませんけれども、さくら並木保全事業全体の桜の剪定とか保全とかいうところに使わせていただいたというところでございます。



◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 全体的なものに使われたということなんですけど、台風とか豪雨があって桜が結構流れたとか、そういったものには今回のこれは充当はしていないということでしょうか。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 部分的に充てるということではなくて保全事業全てに充当しているものですから、おっしゃるように水害による被害対応の業務ですとか、毎年行っている、例年行っている剪定作業ですとか、そういったものにもこれらの費用というのは使わせていただいているといったところになります。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（日比野 走君） 決算書が250ページで成果報告書が191ページの5番の働き方改革無料相談会のことなんですけれども、今回利用者はなかったということなんですけれども、またこれは今後も継続してやっていくのかどうかお聞かせいただいてもよいでしょうか。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） 働き方改革無料相談ですけれども、こちらのほうは令和4年度については利用はありませんでした。ただ、こういったものは商工会でも同様に働き方改革に取り組む専門家を派遣した個別相談とかも行っておりますので、市としてはありませんでしたけれども、市内事業者としては御利用があったということもありますので、利用については愛知県の働き方改革推進センターの人ともこの前少しお話ししましたけれども、全体としてはそんなにはやはり県としては多くないという話も聞いておりますけれども、やはり進めていかないといけないことではありますので、引き続き実施はしていきたいと思っております。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 成果報告書の200ページの消費生活モニターのもので、商品量目試買検査というのがあって教えていただきたいんですけれども、市内のスーパー何店舗かでお肉とか野菜とかが購入されていて、レシートが貼ってあったんですが、これは商品の量を見るだけの検査なんですか。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） おっしゃるとおり、量り売りで売られているものについて、モニターさんに御協力いただきながら市内のスーパーとかで適正にその量で売られているかということを確認するものになります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（塚崎海緒君） これは毎年やられていて、前年と比較してどういふふうかというのを調査しているのでしょうか。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） 毎年実施しております。昨年度と比較ということではないですけれども、その年度、その年度、実際の数量を毎年確認をするということになります。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 今の量目検査についてですけど、実施して、数量チェックの報告義務というのはどこにあるんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（夫馬拓也君） 結果については、県に報告をさせていただきます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款6商工費についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑の途中ではありますが、休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御意義なしと認めます。

それでは、休憩をいたします。

午後は13時10分、午後1時10分から再開いたします。

それでは休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、定刻になりましたので再開いたします。  
ただいまから財務常任委員会を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案第65号「令和4年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

款7土木費の質疑を許します。

決算事項別明細書は256ページから272ページまで、成果報告書は203ページから222ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） 土木費ですね。成果報告書が207ページです。決算書は263ページとなります。

この問題、五条川右岸堤防道路整備事業についてお尋ねいたします。

これは毎年私のほうがお尋ねしているんですが、地元の問題ですのでちょっとお聞きしたいと思います。

今年度の予算では、5月ぐらいから整備事業が始まるようなことを言ってみえたんですけど、現状全然動いていないんですが、なぜなのか、ちょっと状況をお尋ねいたします。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今御質問がありました五条川右岸堤防道路整備事業についてですが、当初、今、委員さんおっしゃったとおり5月ぐらいから実際工事が始まるのではないかということで、こちらも計画はしていたところなんですけど、事業施行者が愛知県になりまして、愛知県に確認しましたところ、昨年度の補正予算でつけさせていただきました詳細設計業務の負担金なんですけど、今、県のほうで詳細設計業務をやっているというところで、昨年度から今年度に少し繰越しをさせていただきましたして、今、護岸の設計とか堤防道路の設計をしていただいているというところがございます。県に確認しまして、今のところ11月頃から護岸工事を始めるというところがございます。

工事に先立って、地元住民の方々に、多分10月ぐらいになると思うんですが、住民説明会のほうを開催させていただいて、詳細な工事内容とかを少し説明させていただくということと、あと工事内容もまだ県のほうに確認を取っていないもんですから、詳細につきましては10月の市議会の全員協議会で御報告させていただく予定としております。

◎委員（須藤智子君） ちょっと設計が変わるようなことも聞いたんですけど、どうでしょうか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今のところ、護岸の設計に当たって市民団体の方々とかいろいろ意見を聞きながらやらせていただいております。

例えば、階段護岸をつけるとか、護岸を設置するとか、そういうところを設計しているというふうにお聞きしております。お願いします。

◎委員（須藤智子君） この整備事業はもう10年ぐらい前からかかっていますので、なるべく早く行っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 2点ほどお伺いいたします。

まず1点目です。成果報告書210ページ、決算書263ページです。

市道南427号線の道路改良事業についてお尋ねをいたします。

昨年工事完了しまして、長年この近隣住民の方たちの問題となっていました行き止まりの件が解消しまして利便性が上がったのと、緊急車両等通れるようになりましたので安心も向上したのかなというふうに思っておりますが、当初、この工事を行う前の住民説明では、この写真で申しますと奥から手前

に向けた一方通行を規制するというお話でしたが、現状としてはまだ一方通行にはなっていないようでございます。

近隣の住民の方にも了承は得ていると思っておりますけれども、警察との調整、どのようになっているかお尋ねをいたします。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 市道南427号線につきましては、事前に公安協議を行いまして、今は両方向から通れる形になっておるところなんですけど、今年の3月に稲荷区さんからこちらの北方面への、今、委員さんおっしゃられた一方通行化の要望を受けておりまして、今江南警察と協議を行っているところです。

江南警察としては、今、県警本部と話を詰めているところで、前向きに今のところは検討しておるというところで、また改めて結果が分かりましたら御報告させていただきます。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

当初の予定では、この写真の奥から手前への一方通行ということで住民の方たちも了承をしていると思っております。安全面においてもそのようにしたほうがいいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

続きまして、成果報告書216ページ、決算書は267ページ、名神高速道路スマートインターチェンジの設計検討事業についてお伺いいたします。

令和4年度は1,500万円ほどの決算額で、様々な協議をして関係機関と調整をしたというふうに報告書には記載をされております。証書類でも、令和4年4月にコンサルタントの会社と締結されたということで、それ以降約1年間、どのようなコンサル会社を通じてどのような協議をしてきたか、設計をしてきたか、今言える範囲あるかと思っておりますけど、可能な限りの進捗状況をお伺いしたいと思っております。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 昨年度のこの主要施策でも御報告させていただいているところなんですけど、広域的検討業務というのを行いまして、検討区間でありますこのスマートインターチェンジの検討区間、名神高速道路の岩倉市域及び一宮市域においてスマートインターチェンジをどこか設置できないかというところで、周辺の地形とか、土地利用とか、高速道路の構造上の課題等を抽出した上で、あと周辺道路の渋滞緩和等の交通課題の解消とか、産業活動の支援とか、防災機能の強化とか、観光振興とか、利便性の向上等の整備効果のほうを全体的に整理しまして、スマートインターチェンジの必要性の整理をした上で、事業共同体である一宮市と岩倉市の2市にとって期待される整備効果を満足し得る経済的・合理的な候補地として、昨年の10月に全員協議会で御報告させていただきました尾張一宮パーキングエリ

アを優先検討箇所として決定をさせていただきました。

この業務につきましては、取りあえず尾張一宮パーキングエリアを優先検討箇所というところで決めましたので、まだ10月というところでございますので、残り下半期につきましては、少し予算の残がありましたので、少し前倒して概略検討業務の一部というところで、スマートインターチェンジとか、あと周辺道路の概略設計ですね、どのように道路を通すかということころの設計業務を変更契約で行いまして、昨年度の業務のほうは一通りさせていただいたところでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書214ページ、決算書267ページ、空き家等対策事業について、関連でお聞かせください。

空き家の調査、私の記憶が定かであれば平成27年度に実施されていて、もう8年経過されているんですね。本来ならば5年とか、定期的に調査するべきだと思うんですが、もうそろそろ調査するべきでないかと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 空き家の調査でございますけれども、大野委員が言われたとおり平成27年に実施しておりまして、それ以降まだやっていないというところになります。

調査の必要性というのは認識をしておりますけれども、限りある予算ですので、市の全体的な事業を考えながら実施の方向に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） よろしくお願いします。

委員長、もう一点、成果報告書217ページ、決算書は267ページそのままです。桜通線街路改良事業ですね。

私の記憶が定かであれば、令和8年度完成見込みということで工事を進めていらっしゃると思うんですけど、もう建設部の御担当の方も、権利者との協議、一生懸命頑張っていると思うんですけど、私もよく分かっておりますが、ちょっとやっぱり令和8年度の完成が、もう現時点ではかなり厳しいのかなと、遅れるのかなと。

僕、そのことについては責めるつもりも全くございませんが、やっぱり皆さん期待している道路ですので、遅れるなら遅れるということをしてできるだけ早い段階で公表するべきではないかと考えますが、ちょっと僕の考えですけども、御見解をお聞かせください。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 御意見ありがとうございます。

少し状況を御説明させていただきますと、桜通線につきましては、現地を御覧になられた皆様は分かるかと思えますけど、西側の物件が少し残ったような、駅前広場に近い側ですが、状況です。

令和8年度の供用開始ということで向けて進んできたわけなんですけれども、先月末までの用地交渉をしておいた状況の中では、西側の皆様の移転先がなかなか決まらないう。具体的に申すわけにはいきませんが、御商売をやったりやられている方が多いということもある関係と、あと御高齢の方のおひとり住まいとか、そういう方々の移転先につきましては少し簡単になかなか決まらないうということがございまして、現時点では令和8年度というのはいさぎよいのかなという、今ちょっと見通しを立てております。

正式に、これはもう確実に難しいという状況が来ましたら、また議会のほうで御報告はさせていただきますが、引き続き権利者の方とは、交渉のほうは粘り強く続けていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございせんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書259ページ、駅前広場・地下連絡道路等管理費の関係でお聞かせいただきたいと思ひます。

この駅東のバスの降り場から地下連絡道に行くところが、結構人が朝通ります。また、駅に見送りに来た車がそこに止まってといふところで、実は統一地方選挙の関係で私、あそこら辺によく朝立っていたもんですからちょっと気になるんですけど、あそこは少し小さいポット式の花壇みたいなものがある、あとチェーンが、鎖でこうなっている状態だと思ひます。

どういふふうに通線をしたいのかなといふのは分かるんですけど、やはり朝急いでいる人たちといふのは鎖をまたいで行く人たちが非常に多いといふことで、前も多分話したと思ひんですけど、そこに引っかかって転ぶ人が選挙中でもお見えになって、そのまま病院へ行ったといふ人もちょっと見かけたもんだから、ちょっと何か手を打たないかなと思ひているところなんですけど、あそこの管理といひますか、少し検討が必要だと思ひますが、市の考えをお聞かせください。

◎維持管理課長（田中伸行君） そのお話はもう本当に以前からお話は聞いているところで、例えば円い花壇をそういう鎖の前に置いたりだとか、なるべく人が通りやすいような通線のところにはそのようなものを置いて通らないといふような対策もしてきたところなんですけれども、鎖を別の、例えば柵とかに換えるにしても、ある一定やはり予算がかかるものですから、それは今後の検討課題といふことで認識はしております。

鎖だけ換えるといふてもそれなりの予算がかかるといふことで、まだあれ

ができてから10年ちょっとたつと思うんですけれども、あの形になってから。ただし、今おっしゃるようなことは以前から御指摘を受けているところもありますので、安全面に関しても考える必要があると思いますので、一定どのようなものかというのはいずれ研究していきたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

なかなか、やっぱりロータリーを横切ってきて、途中から鎖をまたいで入るといふ、そういう動線はやっぱりかえって危険なこともあるかと思いますが、1か所ぐらい開けたほうが本当は安全なんじゃないかなと思ったりもするわけです。ですから、ちょっとその辺も含めて検討していただきますようによろしく願いいたします。

次に、265ページで、都市計画費の中の事務管理費のうちの緑化推進事業補助金があります。

これは時々使われて、その内容を聞くわけですが、令和4年度のこの1件の申請について、どのような内容なのか、教えていただきたいと思えます。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） こちらのほうの補助金、令和4年度につきましては、泉町地内の個人宅の空地緑化というところが整備されまして、そちらのほうに対しての補助金という形になります。

◎委員（木村冬樹君） ちょっとまだ現場というか、なかなか個人宅だもんで簡単に見に行くことはできないかもしれませんが、やっぱりこの緑化推進事業で使われるというところでいけば、泉町地内に住んでいる方が通って緑があるなという、そういうつくりになっているという、そういう感覚でよろしいでしょうか。ちょっとすみません、質問の仕方が変ですけど、どうでしょうか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） そうですね、道路を、そのおうちの前に行けば、どういった形になっているかというのはいずれ確認できるかというふうに思えます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

次に、決算書だとなかなか出てこないところですけど、成果報告書211ページの違反屋外広告物除却があります。

市民の団体や市の職員で除去しているというふうに思えます。なかなか市民のボランティア団体というのが継続するのが難しく、高齢になってくると回るのも大変だし危険もありますので、なかなかできなくなってしまう団体もあるということで思いますが、最近の傾向として、ほとんどなくなったというふうには思っているんですけど、電信柱とかそういうところじゃなくて、ガードレールにそういう貼り紙が見られるというのが少し交差点なんか

で感じているところです。そういった点については、市はどのように捉えているのでしょうか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） すみません、木村委員の御指摘につきましては、市のほうではちょっと把握のほうはしておりませんので、またちょっとこの後教えていただければというふうに思います。

基本的に、違反広告物については都市整備課のほうで所管をしておるわけですがけれども、維持管理課も現場に入れることもございますので、そういうところと、ほかの職員とも協力しながら、そういった日頃のパトロールについてもこれまで以上に強化をしていって、そういったものがあれば適宜除去していきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ガードレールですから、車側に貼られると、やっぱりそこに出てボランティア団体が外すというのはちょっと危険がありますので、ちょっとよく見ていただいて、場所も後でお伝えしますのでよろしくお願いします。

もう一点です。

私からは最後ですけど、269ページの下水道事業費についてもお聞かせください。

成果報告書218ページにある記述について、ちょっとどうなのかなということで確認したくて質疑するわけですけど、五条川右岸浄化センターの水処理施設建設工事に伴い、五条川右岸浄化センター暫定運動広場の利用は令和4年12月末で終了というふうになっています。

それで、随分前ですけど、私、硬式野球をやっている少年団の人たちからも要望もあって、なかなか硬式野球がやれるグラウンドがないということで、ここを活用したりということでしたというふうに思うんですけど、硬式野球が子どもたちにとっていいかどうかということは別としまして、こういう定期で利用している人たちがどういうふうになったのかなという、ここが使えなくなったことによって、きちんとそういう活動をする場所が確保できているのかどうか、こういった点について、県の関係でありますので市が把握している範囲で教えていただきたいというふうに思います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 五条川右岸浄化センター暫定運動広場につきましては、定期に利用していた団体が3団体ありました。令和3年度の9月頃に利用中止の案内を行いまして、各団体で代替グラウンドの確保をお願いしてきておりました。

硬式野球の団体につきましては、当初から代替グラウンドの確保に苦労しておりましたが、現在は一宮市の団体と合同で、一宮市内で活動をしている



というふうにお伺いしておりますので、特に問題なく活動できているというふうに聞いております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 決算書の263ページです。

道路維持費の中にあります五条川堤防道路等除草委託料についてであります。

成果報告書は、道路維持費でいきますと205ページになります。

この五条川堤防道路等除草委託料の決算額が上昇傾向が見られます。令和元年では858万円で、令和2年に少し下がっておりますが、令和3年に903万円、令和4年は1,095万円となったわけですけど、決算額が上がっているのはなぜなのかをお聞かせください。何か頻度とか、作業内容が変わっているんでしょうか、お尋ねいたします。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） 令和2年から令和3年度にかけてなんですけど、こちらの上昇理由につきましては人件費等が高騰していることとございますけど、令和3年度から令和4年度の上り率が結構幅があると思うんですけど、そちらにつきましては、人件費等の高騰理由のほかに、シルバー人材センターに委託しております幹線道路の草刈りなんですけど、そちらのうちの2路線が会員不足によってできないというふうな申出がありまして、そちらを本業務のほうに付け替えたことによって決算額が大幅に増しております。

なお、作業内容とか頻度は変わりございません。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

もう一つ、決算書は261ページの委託料にある道路整備委託料の中で、証書類を見させていただいたんですけど、産業廃棄物処理委託という項目、名目というんですかね、その産業廃棄物処理委託の単価が業者によって違いがちょっと見られたので、それがなぜなのかなということでお聞きしたいです。

4万1,000円の業者もあれば、2万6,000円そこそこの業者もあるんですけど、こういう単価の違いというのはなぜ発生するのかお願いいたします。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） まず、こちらの産業廃棄物処理委託の単価の件なんですけど、これは何かといいますと、地元区で側溝清掃をやっていただきました後に土のう袋にヘドロを入れていただくんですけど、その汚泥を、まず収集運搬を市内の業者に単価契約で委託しているんですけど、で行って、その後処分場のほうに持っていくんですけど、そちらで処理をすると流れである中で、2万6,432円といいますのは、地元区で仮置きしていただいた場所から汚泥処理場への収集運搬に関わる1トン当たりの契約単

価でございます。その後の4万1,000円という話がありましたけど、そちらにつきましては、処分業者のほうと1トン当たりの契約単価で契約しております単価でございます、そちらの違いでございます。

◎委員（梅村 均君） すみません、ちょっと、両方1トン当たり……、もうちょっと、ちょっと分からなかったもので、もう一回お願いしていいですか。すみません。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） 要するに、運搬業務の1トン当たりの契約単価と、処分費用の、処理場でその汚泥を処分する、脱水処理とかするんですけど、その費用の違いでございます。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

あともう一点だけ、すみません。

決算書は269から271ページですけど、公園施設管理費のところ、成果報告書は218ページでございます。

記述の中に、市内19か所の公園内を恒常的にきれいな状態に保つことによりということ、恒常的に保たれたということ、記述がありますけど、辻田公園は、これは都市公園ということで確認はしましたんですけど、辻田公園において、今年8月20日ぐらいの時点では山になった部分に草の繁茂が見られたんですけど、こういった草の繁茂についてはどのような対応になっているのかを確認させてください。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） すみません、まず、ちょっと草刈り、当該場所における草刈りの実績なんですけど、令和4年度なんですけど、業者が年2回、直営の作業員によって年1回行っております。

今年度につきましては、本日現在でございますけど、業者が年2回、直営の作業員で年2回行っておりますけど、それでも市民の声であったり、苦情は多々いただいておりますけど、ちょっとほかの公園とのバランスもありますので、なかなか追いついていないのが現状でございます。

今後につきましては、草の繁茂の状況によりまして適宜草刈りのほうを実施し、なるべく良好な状況を保っていこうと思っております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

今朝見たときはもう刈られた後できれいになっていたもので、やっぱり業者に頼んでいて、そのタイミングによってどうしてもそういう状態が見られるときもあるんだなということでは分かりました。

なるべく子どもたちも結構駆け回りたいと思いますので、御答弁のとおり何かいい方法がありましたらよろしく願いいたします。ありがとうございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） すみません、1点だけ。

成果報告書の212ページの保護樹のところ、木が88本ある、8か所あるというところで、大切な木だと思うんですけど、私、男の子の育児をしております、子どもたちがこの大事な木を知らずに登ったりとか、傷つけたりするようなことがあると怖いなと思っています。これが保護する木なんだよということを周知するようなものってあるのでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 御質問いただいたことは、これまで私ども、保護樹の指定解除については、環境審議会というものを通して指定を認められたり、解除も認められているということです。その中で、今、塚崎委員さんが言われたような同じような御意見が実はありまして、やはり子どもさんに知っていただくということはすごい大事じゃないかと、そういった大事な木が自分たちの学区の中にあるということが、やはり知られていないというのは残念だという御意見がございました。

少し今、都市整備課のほうで学区ごとの保護樹マップというのを少し作りまして、それを学校に一度、こういったものがこの学区にあるんだよということをお示しをしようということで、対象の学年が1年生から6年生まで例えばありますので、どういう形でやったら分かりやすいだとか、その辺少し中でもみながら、そういったものを学校のほうにまず掲示していただくかなと思っています。

もし可能であれば、少しこういったことをやっているんですよ、こういったものありますよというお話を学校でさせていただけるとまたいいなと思っていますので、少し取組については、また御報告なりさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） すみません、先ほどの保護樹については、一本一本木にはどういう木でという、一本一本の木には名前が書いて、きちんと提示されているのではないかと思うんですが、全ての木にそういうふうにされているんじゃないですか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 基本的には、その保護樹についてはプレートがついてございますけれども、例えば、保護樹林等々ですと場所で指定をしていますので、一本一本にはついていないというところもございます。

結構大きいところはそういった神社等々が多いですので、なかなかそういった神社とかに行かないと保護樹自体が分からないというところもあるのか

なというところがありまして、それで今、課長が申したとおり、子どもたちに一応少し知っていただくということで、今そういったマップのほうを作って、今、学校と少し内容について詰めさせてもらっている形で準備のほうを進めておって、これから少しずつでも子どもたちに岩倉の大切な保護樹について周知のほうを図れたらなというふうに考えております。

◎副委員長（榊谷規子君） ありがとうございます。そういう取組はいい取り組みだと思しますのでお願いします。

私が思っていたのは、一本一本にはついていないんじゃないかなと思ったんですけど、保護樹林というのがあるんですね。ありがとうございます。

1点、お願いします。

成果報告書215ページ、決算書267ページの、これは毎年聞いているんですが、定住促進事業についてです。

昨年度も同居で10件、近居で6件というふうに補助をされているんですが、定住促進というのが、やはり親の世代に岩倉にいらっしゃる人しか補助ができないという同居・近居の補助金なので、岩倉がいいと思って来てくださったような人たちも、岩倉に定住したいと思われる人たちも、若い世代で何人が聞いているところですが、そういう、やはりこの定住促進事業の同居・近居の補助は今後も続けていくという……。これ何年、かなりになると思うんですけど、5年か。去年は、ちょっと見直していくというような御答弁があったと思うんですが、どうなんでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 榊谷委員さんから毎年同じ御質問をいただき、私が同じような検討しますという御答弁をさせていただきだけで申し訳ありません。

3世代の同居・近居につきましてですが、これまで平成30年から令和4年度までの5年間で、市内の転居による、市内の中で転居された同居が33件123人、市外から転居していただいた方が45件161人ということでございます。

やはり10歳未満の子どもさんと30代、40代の年齢層の転入者の方が非常に多いということでありまして、この成果報告書にもありますけれども、ほぼ毎年同じような件数の申込みがあって、毎年年内でもう締め切るといような状況で、比較的この補助金については、そういった定住促進の一助にはなっているんじゃないかなというふうに考えています。

また、これ以上の定住に資する住宅政策というものについては、いろいろと担当課でも話はするんですけども、他市を見ても、そうこれ以上のものがないのかなというのが実情でありまして、一方、今お話しいただいた転入者の方に補助金を渡していくと、3世代に限定しないという部分ですけれど

も、その辺りというものについても検討はかけておるんですけれども、やはりそういった目的を持って、この3世代でやっぱり同居いただくというのが、子育て世代への負担軽減につながるんじゃないかという辺りは持ちながら、この補助金というものについては、引き続き来年度以降も少し予算化させていただいて、またそれに代わるものが出てくる、私どもの中で検討してきた結果出てこれば、少しそれもまた変更のほうを考えていければなというふうに、すみません、ちょっと歯切れが悪い答弁ですけれども、考えております。よろしく願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） ちょっと聞きそびれたんですが、市外から来られた人が45件161人というのは分かったんですが、33件というのは、市内の中でという人が33件と何人と言われましたか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 33件と123人です。

◎副委員長（榎谷規子君） 123人。はい、ありがとうございました。

何か来年度も考えていらっしゃるのと、いつも申込みが年内で申請があるのでということですが、やはりほかの若い世代が岩倉を選んでくださるという転入者についても何かと思いがらいるところですが、また新たな検討も併せてよろしく願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですかね。  
〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款7土木費の質疑を終結します。  
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款8消防費について質疑を許します。

決算事項別明細書は272ページから284ページまで、成果報告書は223ページから233ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） よろしく願いします。

成果報告書224ページ、救急業務に関して3点ほどお伺いしたいと思いません。決算書は272ページ以降ということになりますと思います。

救急業務の成果報告として、まず1つ目の質問として、救命講習の件が記載されております。昨年度、令和4年度から小学5年生を対象にした救命入門コースを始めていただいたということで、たしか2年ぐらい前、私も一般質問させていただいて、小学5年生を対象にということで御提案させていただいたと思うんですけれども、昨年が初めてということで、下の表を見ます

と、5校全てでやっていただいたのかなというふうに見受けられますが、どんな内容で、あと生徒たちはどんな様子だったかというのと、あと、今後も続けられていくかというところを併せてお聞きしたいと思います。

◎消防署主幹（伊藤直樹君） 昨年度実施しました小学5年生を対象とした救命入門コースについては、簡易心肺蘇生トレーニングキットを使用しての指導を行いました。また、有効な胸骨圧迫の確認ができたと考えております。

また、生徒からは、命の現場で働く消防士から直接話を聞き、事業を通して貴重な体験ができたとの声があり、興味を持っていただけたと感じております。

先生からは、生徒が命の大切さを知り、継続的に心肺蘇生を学び、いざというときに行動できる人になってもらうことができる大切な講習だと聞いており、今後については、継続した講習を行っていきたいと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

小学5年生で1回、そして中学2年生で1回やっていただけるということで、小さいときからそういった意識をつけていただく非常に有効な講習だと思いますので、今後もよろしくお願いします。

2つ目の質問です。AEDについてお伺いします。

AEDを市内の公共施設に12施設、新たに設置されたということで記載があります。

ホームページに公開されています設置の情報を見ますと、外部、要は建物の外に設置してあるものと内部に設置してあるものと2通りあるんですけども、例えばですけども、児童館でも外についているところがあったり、中についているものがあったりという違いがあります。

基本的に私は、やはり外にないと、児童館が開いていないときにはその近隣住民の方に対しての有効な活用にはならないと思っていて、外部設置を進めるべきだと思うんですけども、その辺のお考え、今後どういった方針で外部・内部というのを考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎消防署長（伊藤 徹君） AEDの設置につきまして、屋内設置がある中、外部の環境など可能な限り考えていき、更新のタイミングに合わせて研究していきたいと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） ぜひ更新のタイミングなどを見計らって、つけられるところ、つけられないところあると思うんですけども、極力やはり外部での設置をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

私からは最後の質問です。

同じくAEDに関してですけども、保育園等と児童館等にはほぼついて

いると思います。ただ、私立の幼稚園に関してはまだ一個もついていない状況が見受けられます。私立の幼稚園の方からは直接お聞きしているんですけども、つきたいという要望もあるようです。この私立の幼稚園等に関するAEDの設置に関してのお考えをお聞きしたいと思います。

◎消防署長（伊藤 徹君） 私立の幼稚園のAEDの設置につきまして、応急手当等の講習会にてAEDの必要性を伝えているところではございますが、民間の幼稚園施設であり、園内施設の利用ということでAEDの設置を私立の幼稚園様のほうにも促していきたいと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） よろしくお願いたします。

子どもたちの安全を守るという意味合いでも私立の幼稚園への設置も検討をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願います。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 1点だけなんですけど、決算書の277ページの常備消防事業の需用費の修繕費の中にオゾン発生装置の修繕というのが入っていたんですが、コロナがあって、多分消毒するのにオゾンが有効だからということで使われていたと思うんですけども、今もオゾンでやっぱり消毒をされている状況でしょうか。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎消防署長（伊藤 徹君） 先ほどの御質問に関しまして、オゾン発生装置本体の取っ手部分の修繕はあったということで、今、担当から確認を取りました。以上です。

◎委員（塚崎海緒君） すみません、まだその消毒はされている。

◎消防署長（伊藤 徹君） はい、運用はしています。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書でいうと275ページの常備消防事業の関連になると思います。

成果報告書の223ページの予防業務についてお聞かせください。

毎回この決算のたびにお聞きしているものですからちょっと申し訳ありませんけど、住宅用火災警報器の設置状況、これはいろいろ調査をされてパーセンテージを出すということで、お聞きしたいのは、ここに書いてある訪問調査及びアンケート調査を実施したということで、これの調査件数がどれぐらいあったのかということ、それからパーセンテージについても全国平均、

県平均、それぞれ設置率や条例適合率についてどのぐらいなのか、参考にまでしかならないという数字だと思いますけど、一応教えていただきたいというふうに思います。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 住宅用火災警報器についての設置率ということで、まず全国の状況でございますけど、設置率が84.3%、条例適合率が67.2%、愛知県におきましては、設置率84.3%、条例適合率が63.7%という状況でありますから、当市は若干高い設置率であるかなというふうに認識しています。

それから、調査件数につきましては、訪問調査が100件、アンケート調査は1,049件実施しております、1,049件のアンケート調査のうち、小学校でのアンケートが87件、独居の高齢者が719件、あと残りが講習会等で243件のアンケートを得たものでございます。

◎委員（木村冬樹君） この調査はなかなか大変だというふうに思います。学校の協力も得ながら、ただ、独居高齢者の調査719件ですかね、これは本当に重要なところだと思います。

この間、火災で亡くなっているケースも高齢者の中で出ていますので、そういった点で、やはりしっかりした調査を行っていただいて、設置を進めていただきたいというふうに思います。

大型量販店において、職員と共に機能別団員が来客者に直接PRしたということも書かれていますので、新たな取組で消防団員がそこに出てやるということも非常に大事なことだなというふうに思いました。引き続きの努力をよろしくお願いいたします。

次に決算書の277ページ、委託料の中で、一番最後にPFOS処理委託料というのがあります。これは消火剤の関係かなというふうに思うんですけど、この間問題になっているPFASをどうやって処分してくのかというところが大きな課題であるというふうに思いますが、このPFOS処理委託料というのは具体的にどういう流れで行われたのかお聞かせいただきたいとします。

◎消防署主幹（伊藤直樹君） PFOSの処分につきましては、PFOSを含まれる泡消火剤を20リッター保有しておりましたが、国からの通知により処分期限が定められていたため、令和4年8月1日に処分委託契約を締結し、令和4年8月16日に業者が回収、マニフェスト等を受領し、令和4年9月12日をもって処分完了となっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

国の全体でこういう、いわゆるPFASが含まれているものについては全



て処分していこうということがやられたというふうに思います。

これによって、岩倉の消防の中でP F O Sを含んでいる泡消火剤なんかはなしということによろしいですか。

◎消防署主幹（伊藤直樹君） 現在使用しております泡消火剤につきましては、規制対象外であると確認しております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

続きまして、281ページからの非常備消防費のほうに移っていきます。成果報告書では231ページになります。

先ほど機能別団員の取組のことも少し触れさせていただきましたが、機能別団員の制度が令和4年度からできたということで、この団員の確保といえますか、令和4年度が5人だったと思いますが、その後どうなっているのか、どのぐらいの定員で確保していこうと考えているのか。

実は、初年度は各分団にいました女性の分団員がそちらに全て行ってしまって、非常に分団としては貴重な人材が行ってしまったというふうに思っていたわけですが、そういう点でも苦勞しているわけですが、機能別団員の状況について教えていただきたいと思います。

◎消防本部総務課主幹（小川 薫君） 令和4年度に機能別消防団員を創設したときは女性消防団員が5名でありましたが、この令和5年度につきましては10名となっております。

それと、活動につきましては先ほどちょっとお話もありましたけど、大量販店での住宅用火災警報器の設置PRだとか、各種イベント会場で啓発活動を今実施しておるところであります。

◎委員（木村冬樹君） 消防団の活動、今のテレビのドラマでもありまして、こういうドラマがきっかけとなって団員を志す人たちが増えないかなというふうに思っているところではありますが、学生消防団員認証制度というのも以前つくっていただいたところでもあります。それで、学生消防団員の現状がどうなっているのか、またこの認証制度を何か使った事例があるのかどうか、こういったところについて教えていただきたいと思います。

◎消防本部総務課主幹（小川 薫君） 令和4年度の学生消防団員につきましては6名でありまして、そのうち新規入団につきましては3名となっております。

学生消防団の活動認証制度の活用実績につきましては、現在のところございません。こちらの制度を積極的に活用していただけるように、消防団の総会だとか定例会などで周知は図って、各分団長を通じて対象の学生団員へ制度の活用を働きかけているところでもあります。

◎委員（木村冬樹君） 非常に重要な認証制度だと思います。

地域貢献をしてきたという、学生時代に、そのことを認証するということで、就職とかに有利に働くということもありますので、ぜひ周知に努めていただいて、活用できるように進めていただきたいというふうに思います。

最後に、私から1つです。

283ページの下のほうに消防施設費があります。

その消防施設費の施設修繕の中で、辻田公園西の防火水槽が繰り返し繰り返し、令和3年度に続いて漏水の修繕が繰り返されているわけではありますが、ちょっとこの辻田公園西の防火水槽の状況というのはどのようになっているのか、少し説明をお願いしたいと思います。

◎消防本部総務課主幹（小川 薫君） 令和3年度の修繕につきましては、近隣住民の方からも辻田公園西側の防火水槽から水があふれているという通報がございまして、調査を実施したところ、給水配管からの漏水を確認いたしましたので、配管の修繕を行いました。

それで、令和4年度にもここの修繕をやっておるんですが、同様に漏水の通報がございましたので、署員のほうで確認したところ、今度は止水栓からの漏水がございましたので、止水栓を新たに設置するという修繕を実施したものであります。

◎委員（木村冬樹君） それで、この令和4年度でこの問題は解消できたという、そういう認識でよろしいでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（小川 薫君） 令和5年度、現在に至るまで、そこでの漏水というのはございません。

◎委員（大野慎治君） すみません、1点だけお聞かせください。

私も成果報告書231ページ、決算書281ページ、ちょっと関連でお聞かせください。

多分、消防の皆さんに聞くことなのか、協働安全課の皆さんに聞くことなのかちょっとよく分かりませんが、軽可搬ポンプ、各行政区でお持ちなんですけど、これが老朽化するときに更新された行政区から、当然全部出してくれると思ったら補助制度だったというのがあって、行政区に対する軽可搬ポンプというのは、どのように消防というのは考えられているのかというのを、見解があればお聞かせください。

◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長（加藤正人君） 各地区が保有する各行政区の軽可搬ポンプにおきましては、各行政区の管理の下で整備・更新等をしていただくものと考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 成果報告書223ページに記述されている予防業務に関連してお聞かせいただきたいと思います。

防火対象物への予防査察など、福祉や介護施設などでも小規模のところも増えてやっていたいているということをお聞きしていますが、小規模の喫茶店とか飲食店なども行ってもらっていると思うんですが、今まで一回もなかったというところで、オーナーが替わって、お店は一緒なんだけれど、そこを知らなかった方だと思っんですが、消防署じゃなくて専門業者に年2回点検に来てもらうようにという指導を受けたということで、小規模な飲食店って、コロナやいろんなことで大変なので、年に8,800円ぐらいもするという専門業者に来てもらうのがすごい大変だけれど、消防署の検査と自分自身の消火器の点検とか、そういうのだけでは駄目なんだろうかというような、大変苦しい状況をお聞きしたんですが、この点については、どのような検査をされながら、どのような指導をされているのかお聞かせいただきたいと思っます。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 消防用設備等の点検につきましては、消防関係法令に基づいて設置された消防用設備等については、全て定期点検の義務プラス消防署への報告が義務づけられています。

それで、お聞きした内容からすれば、業者が必ずやるものなのか、関係者がやっていいのかということかなというふうに受け取りさせていただきましたけれども、基本的には、その建物の関係者自らが点検をして報告しなければならないというふうに、法令上の規定はそうなっているんですけども、現実、誰しもが、例えば消火器の点検をする際にいろいろな項目、細かいところまで項目が決まっているんですけども、その項目を落とさず、間違いなく点検をできるのかというところを現実的に考えると、なかなか皆さん難しいよというお話を立入検査に行くたびにお伺いしております、そういうことであれば、防災業者さん、専門業者さんに御相談いただいてというお話はさせてはいただいておりますが、例えば、消火器であったり非常警報器具という、例えばメガホンが必要なところというところも施設としてあるわけですけれども、そういったところ、どっちかといえば簡易的な設備、これについては、今スマホのアプリを使って自ら点検をしていただいて、報告書まで作成ができるというふうなアプリがございまして、それを紹介させていただいて、こういうふうに進めたらできますよというふうにお話をさせていただくんですけども、やはりちょっと、そもそもスマホをお持ちでない方とか、お年を召した方だとアプリって何というお話すらいただくもんですから、なかなかそういったところも難しいなというところで、我々としては、

もうそういった場合は業者さんに御相談くださいというようにお話をさせていただいておる中で、費用負担があるよということは当然我々も承知の上でお話をさせていただいておるわけですが、ただやっぱり、自らの点検が困難だよという方にはそういうようなお話をさせていただいているというところがございます。

◎副委員長（榎谷規子君） 丁寧ありがとうございました。

市内、小規模な飲食店や喫茶店なども数多いと思うんですが、年1回の報告義務があるというところで、報告をきちんとしてもらっているところが、ほぼどれぐらいの割合であるんでしょうか。ほとんどされている状況ですか。

◎消防本部総務課主幹（伊藤孝夫君） 正確に何%の施設から点検をいただいていますというところはちょっと今申し上げることができないわけですが、ほとんどのところが我々からお話をさせていただければ報告をいただいているという状況にあるというふうには認識しています。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

◎消防署長（伊藤 徹君） 先ほど片岡委員のほうから御質問がありました私立の幼稚園のAEDの設置につきまして、補足なんです、私立の幼稚園のAEDの設置につきましては、私立の幼稚園のほうで設置をしていただくということですので、ちょっと言葉足らずなところがありましたので、よろしくお願いします。以上です。

◎消防長（岡本康弘君） 少しまた補足をさせていただきます。

AEDの設置につきましては、市の施設につきましては、これで一辺り設置が済んで、あとは例外として、コンビニエンスストアのほうには市のほうで設置をさせていただいておりますけれども、基本的に事業者の方のところでは、それぞれのお客様、利用者の方のために自前でつけていただくというのが原則だというふうに考えております。

AEDを設置しますと、その後経常的にコストもかかってくることとなりますので、そこのところは有用性を丁寧にお話ししまして、自発的に設置をしていただけるようお願いをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ただいまの件について質疑はございますか。よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） その他質問等ある方いらっしゃいませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款8消防費についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ここで休憩を取りたいと思いますが御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） それでは休憩のほうを取りたいと思います。

2時30分、14時30分まで休憩をしたいと思います。

2時30分まで休憩をいたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 定刻になりましたので、休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第65号の質疑を行います。

款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を許します。

決算事項別明細書は284ページから308ページまで、成果報告書は234ページから265ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点、成果報告書235ページ、多分決算書は287ページだと思うんですけど、土曜学習等についてお聞かせください。

土曜学習等で岩倉中学校は24回開催して72人、南部中学校は32回開催して182人、トワイライト学習について、岩倉中学校で6回開催して191人、1回30人強の参加で、南部中学校では20回開催し延べ1,275人、1回当たり60名ほど参加されております。

どうして岩倉中学校は6回で南部中学校は20回なのか、この開催回数の違いというのはどうしてこのようなことが起こっているのかお聞かせください。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） トワイライト学習につきましては、岩倉中学校につきましては事前予約制、当日でもオーケーというのはありますが、基本的には事前予約制、それから南部中は自由参加というふうにしております。あと、トワイライト学習については、もともと南部中学校のほうから始まった学習活動ということもありまして、そういったことで南部中学校のほうの利用人数が多いというのもございます。

ただ最近、今年度になりまして、これまで岩倉中学校は少ない状態でしたけれども、今年度の7月末までなんですけど、トワイライト学習の参加者につきましては、岩中が計4回の190人と、南中のほうが同じ4回で264人ということで、両校とも近い状況にはなってきております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 成果報告書248ページ、決算書は293ページです。  
中学生海外派遣事業についてお尋ねをいたします。

令和4年度も令和3年度に引き続きということで、コロナウイルス感染症の影響でということでオンラインになったんですけども、今年度もまだオンラインでどうもやっているようです。

来年度以降なんですけれども、基本的にはやっぱり実際の目で見て体験するということが重要なと思います。来年度以降のこの海外派遣事業について、基本的には対面でやっていくというお考えでよろしいか、そこの確認をさせていただきたいと思います。

◎学校教育課長（兼松英知君） まず、令和5年度につきましても団体での海外渡航が難しいという理由で、モンゴルの新モンゴル高等学校の中学生とオンライン交流を実施しました。今後は、コロナ禍以前と同様の海外派遣事業とする方針としており、これまでの委託先であります岩倉市国際交流協会と協議をしてみたいと思っております。

なお、前回実施した令和元年度からは、物価や燃料費の高騰など渡航費用も大きく変わっていますため、事業費など令和6年度の当初予算の編成に向けて検討をしてみたいと思っております。

◎委員（片岡健一郎君） よろしくお願ひします。

せっかくこのオンラインでやるということを経験されたものですから、今後の考え方としては、行く方も見えるし、オンラインだったら参加できるよという方もひょっとしたら中学生の中にいるかもしれないので、ハイブリッド的な方法というのも少し検討する価値はあるのかなというふうに思いますので、また今後ともよろしくお願ひします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 私からは3点、お尋ねいたします。

1点目は成果報告書の241ページ、決算書のほうは291ページになります。

こちらの決算書のほうを見ていただくと、部活動指導者謝礼というふうな項目があるんですが、これは学校の先生は基本的に県の職員の方のような気がするんですが、これはどういった意図でお支払いをされているのかお聞かせください。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 部活動のサポーターにつきましては、県の先生……。

◎委員（堀江珠恵君） 部活動指導者の謝礼のほうです。学校の先生は県の職員の先生だと思われるんですけど、市からこういった謝礼をお支払いされ

ているのはどうしてかということの一つ教えていただいでよろしいでしょうか。

◎**学校教育課主幹（酒井 寿君）** 部活動指導者の謝礼につきましては県費の学校の先生がもちろん部活の顧問をしているわけなんですけれども、一定、休日の何時間以上というところは手当が出るんですが、それ以外のところというのは平日も含めて手当がないというところで、年度末の最後のところに、その1年間の顧問の先生が、1回当たり100円なんですけど、その回数分を両中学校のほうに報告をもらった上で、謝礼として県費の先生にお支払いしているというようなお支払いになります。

◎**委員（堀江珠恵君）** ありがとうございます。

あと2点目ですけれども、この下の部活動指導サポーターの方についてなんですけど、サポーター数のほうは岩倉中学校と南部中学校合わせて11人お見えになるかと思うんですが、こちらのほうは1日どれぐらいの方がこうやって、サポーター数はいますけど、どれぐらいの人数関わっていて、あと平均的にどれぐらいの時間というふうにサポーターとして関わっていらっしゃるのか教えてください。

◎**学校教育課主幹（酒井 寿君）** こちらの主要施策のほうにも書かせていただいでおりますけれども、4年度の対象部活動としては、岩中ではソフト部、吹奏楽部、茶華道部、それから南中のほうでは、ソフトテニス部、バレーボール部、茶華道、剣道部を対象としております。

部活動にもよりますが、月に2回程度、例えば吹奏楽とか剣道等ですと月に2回程度、それが多い部活になりますと10回以上ということで、例えばソフトボール、バレーボール、そういったところになりますと10回以上ということで、それも部活によって様々になります。

サポーターの方は、平日はおおむね1回当たり1時間から2時間程度、それから休日につきましては3時間から4時間程度で、学校から報告をもらった上で1回につき3,000円の謝礼をお支払いしています。

◎**委員（堀江珠恵君）** ありがとうございます。

今後、多分部活のほうも外部のほうにシフトされていくかと思うんですが、またこういったのを少しずつ教えていただけたらと思います。

あと私からはもう一点、最後になりますが、成果報告書のほうが250ページ、決算書のほうが295ページになります。

この魅力ある学びづくり支援事業ということについてなんですけれども、各学校で行われているかと思うんですが、おおよそでいいので大体時期とかというのが市から決められて決まっているのか、それとも学校ごとなのか、

どれぐらい実施されているかという、その概要を教えてくださいたいと思います。お願いします。

◎学校教育課長（兼松英知君） 内容といたしましては、学校ごとに様々でございます。目指す学校像を掲げまして、経験を通して生きる力を育むため、外部講師の招聘や体験的活動、地域との交流など創意工夫に富んだ、特色ある教育を実施しております。年度ごとに重点事業を変更するなど、ある程度学校の裁量により柔軟に取り組める事業としております。

◎委員（堀江珠恵君） ありがとうございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書は289ページの適応指導推進事業についてお聞かせください。

成果報告書の238ページに不登校児童数が書いてあって、これは全国的な傾向ということで、コロナを経て不登校児童・生徒数が増えているというのがあると思います。

それで、そのことを大きな問題というふうに捉えているわけではないんですけど、やはり一人一人の子どもさんたちのなぜ学校に行けないかというところの状況の把握について、学校ではどのようにされているのかなというところが少し教えていただきたいところで、理由としましては、この間言われているように無気力だったり不安だったり、生活習慣の乱れだとかいろいろ理由はあるということなんですけど、こういう理由をしっかりと把握した上で、その子どもたちに合ったような対応がされているということを確認したいと思うんですけど、学校の実態はどうなんでしょうか。

◎学校教育課長（兼松英知君） 長期欠席児童生徒連絡票が毎月、各学校から報告書として上がります。そこに記載してある情報を教育委員会でも把握し、要因について検討しております。内容によっては、子育て支援課や福祉課とも連携を取りながら要因の対策を考えております。

最近の要因として増加傾向にあるのは、無気力型によるものです。また発達段階など要因もあり、各校で現職教育などを行い、不登校児童・生徒一人一人の要因について考える機会をつくっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

学校だけでなく教育委員会でまず把握されて、学校教育課だけでなく各課とも連携しながら対応されているという状況であると思います。ありがとうございました。引き続き、これはちょっと長い目で見えていかなきゃいけない問題なのかなというふうに思っているところです。

続いて、291ページの教育指導費の中の人権教育推進事業委託料について



も少し教えていただきたいと思います。

成果報告書は241ページの10のところにありますが、非常に興味を引くような事業が行われたんじゃないかなというふうに思います。小学校ではホスピタルクラウンの方ということで、心をケアする、病院なんかでやる道化師の方なんですけど、こういう人たちの話を聞いたり、あるいは中学校ではフォトジャーナリストということで、非常に今の世界の問題点、戦争だとかあるいは環境問題、貧困問題、こういったことを撮られてきたジャーナリストの方の講演を聞いたということで、非常にいい取組ではなかったかなと思うんですけど、こういうことを受けた児童・生徒の反応はどんなのかなというところを少し教えていただければありがたいなと思うんですが。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 今御紹介いただきましたけれども、全校、小学校では12月にホスピタルクラウンの大棟耕介氏を招きまして、「今を大切に」ということをテーマに、実際に病院などで心のケアをする道化師の格好をして、その活動内容を芸や冗談を交えながら講演していただきまして、会場的には本当に大盛り上がりになっていました。

中学校のほう、両校ですが、こちらについては11月にフォトジャーナリストの安田菜津紀さんをお招きしまして「ともに生きるとは何か。難民の声、家族の歴史から考えた多様性」というのをテーマに、差別や戦争に対する話を直接生徒側に投げかける、問いかけるような講演で、考えさせられるような講演になっていました。

どちらの講演も分かりやすく、児童・生徒に対して様々な手法で疑問を投げかけまして、考えさせる内容で、児童・生徒が集中して参加していたのが印象的で、2時限があつという間に過ぎていました。

講演を聞いた児童・生徒の反応ということで、講演後の児童・生徒からは、代表的な感想になりますけれども、小学校のほうでは、今までずっと悩んでいたことがあったが失敗してもいいから挑戦しようと思ったとか、毎日友達と会えることは当たり前ではないということを知り、学校に行けない子の分まで友達や学校にいる時間を大切にしたいと思います、そういったこと。それから、入院をして寂しい思いをしたので、今度は私が周りの人を笑顔にしたいというような、小学校の子からは代表的な意見がありました。

それから中学生からの代表的な感想としましては、自分たちがふだん何げなく生活しているときも世界のどこかで戦争が起きていて、勉強したくてもできない人たちがいることに気づくとともに、今普通に生活できていることの大切さ、幸せさに改めて気づくことができましたとか、今起きている差別や戦争は決して私たちとは無関係なものではないことが分かりました。現状

を知ろうとすることが、困っている人たちを助けたり、励ましたりすることにつながると思いました。それから、世界には報道すらされていない問題が数え切れないほどあることを実感しました。ささいなことでも周りに知らせる、広めることがどれだけ大切かが分かりましたなどの意見がございました。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 本当に自分も聞きたかったなと思うような内容でした。非常にいい内容であり、さらに児童・生徒の反応もすばらしい受け止めであったなというふうに思います。

この事業というのは単年度なんですかね。毎年あって、この講演の依頼なんかは各教育委員会で決めることができるというそういうような内容になっているものなんでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） こちらにつきましては、市から学校のほうに委託をしている事業、毎年委託している事業になりまして、一定学校のほうで自由に講演者を呼んだりということのできるような事業になっております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。ぜひ引き続き、またすばらしい内容を期待しております。

次に、295ページからの小学校施設管理費についてお聞かせいただきたいと思えます。

ちょっと岩倉団地の自治会のメンバーの方が何人か学校評議員だとか、あるいは清掃のボランティアに行ったりして、東小学校に行く機会が結構あるわけです。そういう方々から話を聞きますと、非常に学校の備品類がちょっと不備が目につくという指摘がございました。

具体的には、教室等のカーテンが非常にぼろぼろであったり、あるいは掃除道具なんかがあるんですけども、非常にぼろぼろで使いにくい、使えないような状況になっている。しかし、多分学校のほうではなるべく経費をかけないということも考えられて、それほど、そういう意識の下で、なかなか購入したり修繕したりということがためらわれているんじゃないかなという、そういうことを感じるわけですけど、このような学校の施設の管理に関するいろんな備品の問題についてはどのように捉えているんでしょうか。

◎学校教育課長（兼松英知君） 学校ごとに消耗品費を配当しておりまして、そのうち使用目的に合わせまして授業用、施設管理用、事務用と分けて予算を配分しておりますので、学校の判断で必要により購入、修繕をしていただくというところを行っております。

今回いただきましたお話につきましては、学校にもお伝えさせていただき

ますのでよろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 東小学校だけじゃないというふうに思います。恐らくどこもやっぱりなるべくお金をかけないという意識が先生たちの中に働いているんじゃないかなという、だけど、それはやっぱり子どもたちにとっては本当にいいことなのかというのがありますので、その辺はよく先生たちとお話をしていただいて、必要なものはすぐに取り替えて修繕していくという、そういう対応を取っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

私からはあと一点ですけど、301ページまで飛びます。小学校の情報教育推進事業、これは中学校費にもありますので、併せてお聞きするわけです。

そのうちの備品修繕というところを見ますと、タブレットの修繕、あるいはノートパソコンというのは先生たちが使うものも含めてだというふうに思いますけど、修繕料が結構かかってきております。以前、この問題をお聞きしたときには、中学校ではほとんどそういう修繕になるようなものはないよというふうに答弁があったと思いますけど、中学校費の中でも数件タブレットの修繕が出てきているというふうに思いますが、これからは修繕料なんかが増えてくるんじゃないかなと思いますし、一定の期間たてば更新も必要になってくる。しかし、国からの財源はどうなるか不明であるというふうに思いますので、状況はそういうふうだと思いますけど、この修繕の状況だとか、今年度も含めてその修繕がどうなっているのか、こういった点について少し教えていただきたいと思います。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 小・中学校の情報教育推進事業で機器修繕ということで予算を見ております。

内訳としましては、先ほどお話しいただいたように、児童・生徒用のタブレット、今 iPad を使っておりますが、こちらのほかにも教員用のタブレットというのも一部 Windows であります。それから校務用のノートパソコン、それから周辺機器ということで、そういったものの修繕費が全てこちらのほうの予算で計上しております。

お話のありました中学校の iPad につきましては、令和4年度は3件、故障による修繕ということでございました。今後というか、特に iPad についてはまだ3年以内ぐらいのところなんですけど、特に教員用のノートパソコンにつきましては来年更新時期が来ますけれども、導入後5年以上経過してきておまして、今年度も少しその点については故障が少し多いということなので、修繕費が増えてきているというような状況になっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

児童・生徒に配られているタブレットについても、一定故障があるけど、今のところ別にそんなに大きな問題になっていないという、そういう認識でよろしいでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 全体の修繕費から見れば、先ほどお話しさせてもらったんですが、小学校がiPadで4年度が14台ほど故障、1校平均にすると2台、3台ないぐらいのところだと思います。中学校のiPadについては3件ということで、2校で3件ということなものですから、そこまで多いという状況ではないかなというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） もう一点だけお願いします。

成果報告書254ページ、決算書297ページ、小学校施設改良費で事業内容がいろいろ書いてございます。小学校の屋内運動場の窓ガラスの飛散防止工事や五条川小学校の屋内運動場屋上防水改修工事、これって多分僕たち見に行くことがなかなか難しいので、写真ぐらい入れていただくと、ちょっと全般的に教育費になった瞬間から写真が、生涯学習課も学校教育課もイベント等もいろいろいいこと、すばらしいことをやっているんだけど、写真がないと伝わりづらくなるので、やっぱり写真をもうちょっと多めに入れていただくと、全般的に事業が分かりやすくなりますので、できましたら教育部のところでもうちょっと写真を増やしていただけるとうれしいんですが、特に工事のところは、僕たち見に行くことができないものは完成した写真等々を入れていただけるとうれしいんですが、いかがでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 次回作成の検討に加えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 成果報告書の252ページ、小学校管理運営費ということで、決算書では297ページになります。

成果報告書の中で、教員の働き方改革ということで、勤務時間を意識した働き方改革を進めるとともに、長時間勤務の抑制を図ることができましたということで、小学校も中学校も同じような記述があるんですけども、どれぐらい時間が抑制されたのかということをお聞きしたいと思います。

◎学校教育課長（兼松英知君） 教職員の在校時間につきましては、毎月各学校から報告を受け、県へ調査報告書を提出しております。

令和4年度は令和3年度に比べまして、小学校では5校の平均となりますが、5校合わせて年平均45時間以上の割合が35.4%から30.4%へ、中学校では2校合わせて63.9%から61.9%へ減少いたしました。さらに80時間超えの割合につきましては、小学校が5.8%から3.4%へ、中学校が26%から17.1%

へ減少いたしました。

減少要因につきましては、タイムレコーダーの設置もありますし、さらに行事の見直しや改善、また昨今の働き方改革への意識の向上によるものではないかと考えております。

◎委員（鬼頭博和君） かなり削減はされてきているとは思いますが、まだ80時間以上の方が若干見えるということで、小学校で3.4%、中学校で17.1%ということで、本当に大変な中頑張ってみえると思いますので、こういった形をしっかりと整備していただいて、勤務時間の抑制に努めていただきたいなというふうに思っております。

また、やっぱり先生の余裕ができてこないと、授業のほうにもやっぱり身が入っていかないと思いますので、そういった形でしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（日比野 走君） 成果報告書が258ページ、決算書が300ページ、4番の水泳指導支援事業のことなんですけれども、学校の老朽化したプールの代わりに民間のプールで実施していると聞いたんですけれども、その民間プールが小牧市のものだと伺っております、なぜ岩倉駅付近のスイミングスクールのプールではなく他市町のプールになったのか、そのいきさつをお伺いしてもよろしいでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 民間のプール事業ということで、現状は御紹介いただきました小牧のコパンという会社をお願いしているところでございます。

市内にも民間のプールはございますが、一番大きかったのは送迎バスが用意できるかどうかというところでございます。徒歩でというところもあるかもしれないんですけれども、やっぱりプールに行くまでの交通安全の確保だとか、炎天下の児童・生徒のそういったことも検討に加えた上で、今はその送迎バスの面で、併せて費用面で今は小牧のコパンが有利というところをお願いしている、今は小学校4校お願いしているところでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 質問というかお願いといふかなんですけれど、成果報告書の244、245のところ、ことばの教室、すずらん教室で3に南風教室というのがあって、最後に2行事業の成果が書かれているんですけど、1と2のところは児童などに対しという表現と、あと個々の特性に応じた指導とか個々の特性に応じた自立活動という表現がされているんですけど、3の南風

教室から障害のある生徒というふうに分けられていて、最後の事業成果のところにもそれぞれの障害の特性というふうに言い切られているところがあって、本人がこれを見ることはないと思うんですけど、うちもちょっとなかなか息子がいろいろ大変なので、この表現に少し引っかかりがありました。できれば、それぞれの障害の特性ではなくて、個々の特性というふうにしていただくとありがたいと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（水野忠三君） 答弁は必要ですか。

◎委員（塚崎海緒君） 要らないです。

◎委員長（水野忠三君） 要らないですね。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 成果報告書の259ページでお願いします。

1人1台タブレットを生徒・児童が持つようになって、これまでコンピューター室を、タブレットがないときはコンピューター室のパソコンで授業を交代でという形でやっていたと思うんですが、現在のコンピューター整備事業のところにある教育用の全部で合計210台、このコンピューター室の210台は現在はどうな使用状況になっているのでしょうか、お聞かせください。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） コンピューター教室につきましては、1人1台タブレットが導入されたということで、次の更新時にはもうその機器は導入しない、更新しないということになっております。

今現状、北小学校はもちろんコンピューター教室、もう今体育館が新しくできたというところで、旧西館にありましたのでそちらはありませんし、南小学校、五条川小学校も空き教室等の状況によって、今現状ではコンピューター教室はない状況というところがございます。

1人1台タブレットが導入されたのはあくまでも児童・生徒なものですから、教員のタブレットというのが今、現状数が限られておりますので、もともとコンピューター教室にあったパソコンが取り外しのできるようなタブレットタイプのものということで、Windowsなんですけど、そういったものがあるので、今は学校によっては教員が授業でそのタブレットを活用しながら授業をしているというような、そういった運用をしております。

◎副委員長（榎谷規子君） ありがとうございます。

将来的には、今Windowsのほうでと言われましたけど、コンピューター室にあったタブレットを教員のほうも新しく整備するという、今後の状況はあるのでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 学校のパソコン環境につきましては、来年度の夏に全て入替えというところになっております。また、今度5年間の

リースをする予定としておりますけれども、そのときには、今、児童・生徒が iPad、タブレットを使っておりますけれども、それと同型の iPad を先生方も導入するという予定にしております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款 9 教育費、項 1 教育総務費から項 3 中学校費までの質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款 9 教育費、項 4 社会教育費から項 6 給食センター費について質疑を許します。

決算事項別明細書は308ページから332ページまで、成果報告書は266ページから293ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 成果報告書の292ページ、あと決算書は331ページで、給食センター費のところで、全国の学校給食週間ということで、「いわくらをたっぷり味わおう週間」を実施しましたということで、児童・生徒から献立のアイデアということで、味つけのりのパッケージイラストを募集したところ、献立のアイデアが206件、そのアイデアがこの右側の293ページのほうに7つぐらい載っていますけれども、あと味つけのりのパッケージイラストが241件の応募がありましたとありますけれども、206件とこっこのパッケージのほうが下のほうに8件、8件がこれね、かわいらしいのが、これに決まったということなんですけれども、どういう感じでこれをたくさん応募があった中で決められたかをお聞きします。

◎学校教育課学校給食センター所長（田島勝己君） 今の委員の御質問でございますが、メニューについては、献立のアイデアということで206件、イラストは241件ということで今おっしゃってみえていましたが、まずのりのイラストについては241件のうち8件の、8人の子の応募のものを選定させていただきました。

こちらについては、まずこの事業は、6月に市内の小・中学校の児童・生徒に対して、学校を通じてのりのイラストと献立メニューのアイデアの募集を行いまして、それぞれの2つのものについては7月の1学期の終わりを目途に提出をいただきましたが、イラストについては8月に入ってから教育委員会内部で選定のほうをさせていただきました。

それからメニューのアイデアについては、1月の学校給食週間の時期に合わせた献立に入れ込むということで、9月にこのアイデアを基に献立にどの日にどのメニューを取り込むかということを検討させていただきました。給食の献立というのは、1日の献立をつくるのに当たって、例えば毎日毎日いろんな献立があるんですが、カロリーとか栄養とかもありますので、1日つくるだけではなくて1週間単位だとか1か月単位でバランスよく、例えば洋食ものが偏ったりだとか中華関係とかが偏ったりすることのないように、そういうのを見ながら選定をしまして、その後子どもたちのアイデアを、例えばメニューの中に例えば岩倉の名古屋コーチンを入れてほしいだとか、ちっチャイ菜を入れてほしいだとかのアイデアが出ていますので、できる限りそのアイデアを基に献立のほうも選定をさせていただいております。よろしくお願いたします。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

あと、生徒からの声はどういう声が上がっているのか、ちょっとお聞かせください。

◎学校教育課学校給食センター所長（田島勝己君） 今の御質問でございますが、やはり8種類の、まずのりのほうなんです、8種類ということで、どのパッケージが自分のところに届くかとか、やはり採用された子どもからすれば自分の描いたものが形になっているということでクラスが盛り上がっていたりだとか、あとメニューについても、個人や学級単位、それからグループ単位で応募いただいているということで、やはり自分たちが考えたものが目の前に形になって現れるとすごく反響があったり、すごく喜んでいたという声はお聞きしております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 2点ほどお伺いします。

成果報告書280ページ、決算書は323ページになります。生涯学習講座についてお尋ねをいたします。

説明文の中、中ほどに初めてオンライン開催をされたということで、281ページと282ページに実際に開催された学習講座がありますけれども、それぞれ1回ずつオンラインということで記載があります。

まず、このオンライン開催するに当たって、機材等はどのように準備されたのかをお尋ねいたします。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆君） オンライン講座を開催するに当たりましては、機材をこちらで準備したということではなく、技術的な部分につきましては、生涯学習センターの



指定管理者のほうから外部業者、具体的にはNPO法人のローカルワイドウェブいわくら、こちらのほうに委託して実施いたしております。

◎委員（片岡健一郎君） 分かりました。

毎年言っているんですけども、281ページ、282ページの申込状況を見ますと、やはり9割以上の講座が定員に対して申込みが、定員以上の申込みがあるという状況でございます。講座の内容によると思うんですけども、やはりこういったオンラインを積極的に今後、できる講座、できない講座あると思うんですが、導入していただきたいなというふうに思います。

それにはやっぱり機材も準備しなければいけないと思うんですけども、今後、オンラインと対面と、講座によってできる、できないはありますが、今後のオンライン講座に対しての市としての考え方をお尋ねいたします。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野隆君） 現状はコロナ禍きっかけでオンラインということをはじめたわけですけども、コロナ禍は現状落ち着きを見せておりまして、住民の方の間ではリアルな触れ合いを求める機運が復活している状況となっております。

オンラインの講座については、できるだけ参加していただくために、講座の中でもオンラインでの参加は無料としたり、あとオンラインに慣れていただくためのZOOM講座を開催するなど、オンライン講座の受講者を増やす工夫をしましたが、前期、後期ともに、そちらのオンライン枠は定員に届かない状況でした。やはり受講者層に高齢者が多いこと、あとまたじかに講師の先生の声を聞きたいとか、外に出かけたいというような方も多くて、昨年度はちょっと受講者は伸び悩んだ状況でした。

とはいえオンライン講座については、遠方の講師による開催が可能となったり、あと人気講座に当選しなかった人がオンラインでなら受講することができるものもあるということで、オンラインならではの可能性があると思いますので、オンライン講座については市民のニーズの把握に努めながら、あとまた他の自治体の例など参考にしながら研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点お聞かせください。給食センターの施設管理費のことで、ちょっと分からないのでちょっと教えてください。

排水処理施設液中膜取替や脱水機本体部取替修繕、脱臭装置ファンモーター取替修繕で、排水処理施設で1,100万ぐらいの修繕があるんですが、完成してからまだ8年もたっていないくて、これって定期的に、こういうものは6年、7年ごとに修繕していくものなのかどうなのかということだけお聞かせ

ください。

◎**学校教育課学校給食センター所長（田島勝己君）** 今の御質問でございますが、学校給食センターは平成28年の9月から業務を行っておりますが、給食の残菜を液化してきれいにするために幾つかの排水処理の部品とか設備が入っております、やはり部品によって5年だとか6年だとか10年だとかによって換えていくものがございますので、安定稼働のために必要なものについては順次修繕をしていくということで、今の御質問のとおり必要に応じてやっているというところでございます。お願いいたします。

◎**委員（木村冬樹君）** 決算書の311ページになろうかと思えます。

監査委員による決算審査意見書の結びというところで、本会議でも代表監査委員にはお聞きしたんですけど、ここで指摘されているところが、社会教育関係団体育成補助金において実績報告書で不備があったと。補助対象経費と補助対象外経費の区分がある様式を用いられていないというようなことで指摘があったところです。また、要綱についても指摘があったところでありますが、担当課のほうにお聞きしますが、この問題について、ここ数年間指摘されてきている問題であります。担当課の認識としてはどういう認識なんでしょうか。

◎**生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆君）** 昨年度、監査委員さんから指摘のありましたこのことにつきましては、昨年度中に本来改善すべきでしたけれども、それには至りませんでした。

担当課としましても、また補助団体においても、何が補助対象経費で何が補助対象経費でないのかについては、これまでも認識してきましたが、収支予算書等においてそれが区分されて記載されていれば、交付目的に合致しているか、あるいは補助金の公益性の判断が容易になることは意見書で監査委員さんが指摘しているとおりでというふうに考えます。

今回の指摘を踏まえまして、速やかに要綱を改正し、補助対象経費と補助対象外経費を区分した様式に改めさせていただきます。また、補助団体に対しましても、様式の変更については、変更する趣旨とともにお伝えしたいというふうに思っております。

◎**委員（木村冬樹君）** 分かりました。じゃあ、改善をお願いいたします。

次に、同じページの（仮称）二十歳のつどい事業についてお聞かせください。

成果報告書267ページには、民法の改正によるものだもんですから名称を変えたということと、併せて成年年齢が18歳からになったもんですから、18歳、19歳の人に対して市長からお祝い状を送付したということで、決算では

郵送料が支出されているところではありますが、このお祝い状というのはどういう内容のものなんでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆君） 昨年度、今委員さんが言われたように、民法改正に伴いまして、18歳、19歳の人に対してお祝い状を送付しましたが、その内容としましては、まずは成人になったことについての市長からのお祝いの言葉、それから成人としての自覚を促すため、選挙それから消費生活についての呼びかけ、あと20歳のときに式典がありますので、改めてその年度に案内させていただくというお知らせ、これらを記載させていただいております。

◎委員（木村冬樹君） これ郵送料だけだもんだから、今言ったような内容を1つのはがきみたいな形で郵送したということによろしいでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆君） そのとおりでございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。なかなかぎっしりはがきに書かれているのを受け取った18歳、19歳の人たちがどういうふうな感想を持ったか、ちょっと考えなきゃいけないところがあるんじゃないかなというふうに思います。しっかり興味を引くような内容を、できるだけしていただきますようお願いいたします。

次に、313ページからの図書館費の関係でもお聞かせください。

図書館でもコロナ禍でやれなかった事業が復活してきているということが記述されているというふうに思います。

そういった中で、新しい取組も様々行われている、毎年工夫された取組が図書館では行われてきていて、非常にありがたいなというふうに思っているところではありますが、今回お聞きしたいのは、成果報告書の271ページの利用しやすい図書館づくりという中で、お気に入りの本を子どもたちが紹介するみんなの本棚を新たに開設したということで、以前私も市民が紹介したいという本を、そういうポップを作ってつけたらどうかというような提案もしたことがあるんですけど、そういうのの一つかなというふうには思っているところではありますが、このみんなの本棚の具体的な内容はどのようなものなのか。

また、備品購入の中で、下の図書館施設管理費の中で展示用の書架を購入したということで、これもまた特徴的なことなのかなというふうに思いますが、この展示用の書架をどのように活用しているのか、こういった2点について教えていただきたいと思っております。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆

君) まず、みんなの本棚につきましては、児童コーナー北側のステンドグラスがあると思うんです、その横に掲示板を設けまして、そこに用紙と鉛筆を置きまして、児童さんが読んだ本のお勧めのタイトルですとか内容を記載してもらって、投稿ポストに入れてもらうようにしてあります。それを定期的に回収しまして、図書館の職員が表紙ですとか資料コードを記載して掲示をします。ほかの児童がその掲示カードを読みまして、いいねと思った場合は、赤丸のシールを貼ってもらうようにしております。毎週、数枚の投稿がありまして、昨年1年間で約120冊の紹介ができました。

それから、購入した書架の活用についてなんですけれども、昨年度、成果報告書にも書いてありますが、移動式プラネタリウムという催しをやったときに、その際に宇宙、星に関する絵本など関連する書籍を展示したり、あと読み聞かせ講座などでは本を紹介する際に利用しております。

また、1階のカウンター近くですとか、あと児童コーナー、そちらでの企画展示のほうでも利用をさせていただいております。

◎委員(木村冬樹君) みんなの本棚では、自分たちが読んだ本の中でお勧めのものを投稿するというところで、数枚、毎日投稿が入っているということで、120冊の本を紹介したということで非常にいい取組だなというふうに思います。

以前、私たちも厚生・文教常任委員会で群馬県の高崎市に視察、図書館を見せてもらったんですけど、そのときは給食とのコラボということで見せていただきまして、図書館で読む例えばディズニーの本だとかそういうのを、そこに出てくる食事を給食で作るという取組で、例えば101匹ワンちゃんに最後にスパゲッティを食べて最後に犬同士がキスをするというシーンがあるんですけど、そういうスパゲッティだとか、あるいはルパン三世のカリオストロの城というやつで、何かすごいもりもり食うところがありますよね。ああいうのを作ったりということで非常にいい取組だというふうに思います。

こういうのも参考にしながら、子どもたちが図書館で本に親しむのを本当に広げていく、そういう活動を引き続きいろいろ創意工夫しながらやっていただきたいと思います。これは要望です。

続きまして、323ページの生涯学習センター施設管理費についてお聞かせください。

生涯学習センター施設管理費のうちの修繕料が執行されなかったということで、これは自動ドアの修繕をやるという予定だったと思います。たしか以前の委員会か何かで聞いたときは、外部の自動ドアをまずやって、次に階段を上ったところの内部の自動ドアをやるというような、そういうことだっ

たと思いますが、一方では令和5年度に新しい自動ドアの修繕の予算もついているわけで、ちょっとそこの生涯学習センターの自動ドアの修繕についてどういうふうな計画になっているのか、改めて説明をお願いしたいと思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆君） 生涯学習センターの自動ドアが、おっしゃるとおり北側の入り口の内と外に2か所、それから南側の入り口の内と外に2か所、計4か所設置されております。令和元年度に南側の外側のドア、それから令和3年度は北側のドアの修繕を行いまして、令和4年度は北側の内ドアの修繕を予算計上しておりました。それで、令和5年度に順番として南側の入り口の内ドアの修繕を予算計上しております。

去年、北側の内ドアが修繕できなかつたその理由なんですけれども、昨年度、ちょっと今の状況からだと思出しにくいかもしれませんが、令和4年度の前半、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する中国でのロックダウンがありまして、自動ドアのメーカーからの部品調達に見通しが立たない状況となって、部品の調達が困難ということになりました。そのため、ちょっと修繕ができなかつたんですが、こちらの自動ドアについては、今年度はもともとその南側のドアの内ドアが予定で入っておりましたので、その次の年、令和6年度に修繕することを予定しております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

補正だとかいろんな方法があつて、議会にも伝える方法はあつたというふうに思いますので、ちょっとその辺はこれからは工夫していただいて、何となく執行がゼロという形になるのはどうかなというふうに思っていますので、御配慮をお願いしたいなと思います。

次に、329ページの総合体育文化センター施設管理費についてお聞かせください。

成果報告書287ページになりますが、中段の辺りに総合体育文化センターで開催する行事等を動画配信するためのビデオカメラや場内映像視聴用の液晶テレビ、プロジェクターなどを購入したということでやられたというふうに思います。補正予算で組まれたのかな。

それで、これらのものについての令和4年度内、あるいは今年度も含めて、どのような活用がされてきているのかという点についてお聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆君） 令和4年度補正になりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用しまして、Wi-Fi機器等の整備をい

たしました。これはフリーW i - F i という位置づけではなくて、多目的ホールなどで動画配信をしたりですとか、あと館内のほかの場所でも映像を流したい、そのような場合などに対応が可能なものとなっております。

利用実績としましては、これはちょっとW i - F i ではないんですけども、今年の1月に開催しました二十歳のつどいのときにモニターを使って会場に入ることのできない親御さんなどのために中の様子を映し出すということをしております。

それから、動画配信につきましては、4年度中の実績はないんですけども、今年度に入ってからには一部大きな会議が多目的ホールで開催されるようなときには活用され始めております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

これからまた行事が総合体育文化センターの中でいろいろ行われると思いますので、ぜひ、せっかく購入したものですから、積極的に活用して外部の人たちが見られるような、そういう環境を整えてほしいと思います。以上で終わります。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 成果報告書284ページ、決算書325ページで、スポーツ振興事業についてお伺いします。

今、本当に多様化するスポーツ需要に応えるためということで、いろんなスポーツがあって、本当はかなり前ですと障害を持った人たちが参加するスポーツがなかなかなかったところを、今ボッチャが、いろんな視覚障害の人も肢体不自由の方もいろんな人たちがいろんな形で参加できるボッチャなんかを中心に、今スポーツ推進委員の方たちが非常に活躍してくださっていると思うんですが、いろいろ勝敗を決める場合の判定の仕方だとか、非常にどこがどういうふうになってどうなのかという、みんな全然分からないところを、すごく分かりやすく楽しく判定の説明とかをしていただいて、そういう技術向上なんかは非常にいっぱい資格を取ったりとか、そういったので支援が必要だと思うんですが、どのような支援の仕方をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆君） 本市でのスポーツ推進のため指導者としての技術ですとか、あと資格を身につけていただくことも必要です。ですので、市のほうでは、その指導者養成講習会、そちらの受講料ですとか、あと資格保有者としての登録料、そちらについては市が負担しております。

また、指導者養成のための講習を開くときの講師さんですね、そちらを招

くためのその講師謝礼も市のほうで負担することとしております。

◎副委員長（榎谷規子君） すみません、決算書325ページには、スポーツ指導者養成講習会の講師謝礼がゼロになっているんですが、たまたまこのときがゼロだったのか、ほかのところにその講師の分があるのか、すみません、教えてください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（佐野 隆君） 指導者養成のための講習会というような形では、ちょっと昨年度はお招きしてそういった講習会をすることができなかったので、そちらの執行のほうはちょっとゼロとなっておりますけれども、今年度以降、ますますスポーツのイベントとかも広がってまいりますので、その辺りもしっかりと、そのような講座も開けるようにやっていきたいというふうに思っております。

◎副委員長（榎谷規子君） よろしく申し上げます。

もう一点、すみません。成果報告書290ページの給食センター費のところ、学校給食は本当に地産地消や、先ほどのいろんな子どもたちのアイデアを入れた楽しいネーミングなど頑張っていたのは十分分かっているんですが、乳、卵のアレルギー対応の除去を14回提供しましたと記述がありますが、除去だけでなく代替食を今いろんな学校給食、全国でも取り組まれていると思うんですが、除去だけじゃなくて代替食のこれからの提供というのはどのような状況でしょうか、やはりちょっと難しいでしょうか。

◎学校教育課学校給食センター所長（田島勝己君） 今の御質問でございますが、今御質問のように乳と卵のアレルギーの方の除去食の提供をやっておりますが、代替食は今のところ実施はしておりません。

代替食について研究などもさせていただいておりますが、代替食を実施する場所ですが、アレルギーの原因食品が今子どもたちにとって多様となっているところがございます。全ての児童・生徒の子たちに個々に対応した代替食というのを提供することとなりまして、学校と私ども学校給食センターの中でそれぞれの管理と個々への対応とかいろいろ考えながら、作業とかがだんだん複雑になるということも考えられまして、まず給食提供の部分で安全をまず考えるとちょっとリスクが高くて難しい状況というところがありますので、今のところは、まず除去食のほうを引き続き対応をさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 款9項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款10災害復旧費から款12予備費について質疑を許します。

暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

次に、款10災害復旧費から款12予備費について質疑を許します。

決算事項別明細書は332ページから334ページまでです。成果報告書についてはページの指定はございません。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款10災害復旧費から款12予備費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑の途中ではありますが、本日はこれをもって散会したいと思います、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認めます。本日はこれをもって散会いたします。

次回は、来週9月19日火曜日午前10時から再開いたします。お疲れさまでした。



## 財務常任委員会（令和5年9月19日）

◎委員長（水野忠三君） 定刻になりましたので、始めたいと思います。

皆様、おはようございます。

ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

前回に引き続きまして、議案第65号「令和4年度岩倉市一般会員歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

前回で歳出のほうの質疑は終結いたしましたので、歳入のほうに入りたいと思います。

初めに、款1市税から款13使用料及び手数料までの質疑を許します。

決算事項別明細書は52ページから62ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 市税について質問させていただきます。

先週の金曜日におきまして、農林水産業費の中におきまして農業委員会の耕作放棄地ということで農業委員会、JA愛知北等と連携し、耕作放棄地の解消に取り組んで農地の利用の最適化に寄与してまいりましたという記述がございました。そこで質問したんですけど、どうもかみ合わなくて、ここで市税との関連がございますので、あえて質問をさせていただきます。

耕作放棄地の発生防止と解消は、これはなかなか難しいものがあるわけがございます。耕作放棄地のいわゆる国の定義とするのは、こんなようなことが定義されていまして。

所有されている農地のうち過去1年以上作付されておらず、この数年の間に再び作付をする考えのないものというのが国の定義でございます。耕作放棄地をほかっておくとどうなるかというのは、もう皆さん御承知のとおりでございます。周りの環境に様々な悪影響を与えるおそれがあります。また、一度耕作をやめて数年たてば、農地の原形を失うほど荒れてしまいます。この耕作放棄地が及ぼす周辺地域の環境への悪影響といたしましては、病虫害、いわゆる鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水路施設の管の管理への支障等が考えられます。

そこで質問でございます。

平成29年度から耕作放棄地である農地の固定資産税が、通常であれば農地として比較すると約1.8倍かかるとしております。この耕作放棄地を所有している場合、固定資産税の負担が増えると思っておりますけど、本市はこの耕作放棄地の課税に対して現状どのようにされているのか、お聞きをいたします。

◎税務課長（古田佳代子君） おっしゃられた平成29年から耕作放棄されて

いる土地、1.8倍の税金になっているというのは遊休農地という形になると思いますが、遊休農地の勧告をされている土地は今ありません。

◎委員（伊藤隆信君）　ということは、1.8倍の課税をされている土地はないということですね。

◎税務課長（古田佳代子君）　はい。1.8倍の課税をされている土地はないです。

続けて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

耕作が全くされていなくて雑草が生い茂っていたり、容易に農地に戻せないような状態が続いている場合、固定資産税は現況に基づいて課税をさせていただきますので、調査の上、雑種地として課税をさせていただきます。

◎委員（伊藤隆信君）　そういうところはないということで、それ以外につきましては、いわゆる雑種地として課税される場合もあるということだと思います。

それでは、2番目でございます。

本市の面積は10.47平方キロメートルということで、半分が市街化区域で家が建つというところでございます。そして、また半分は調整区域でいわゆる農地を含んでいるわけでございます。それぞれの土地に公平・公正に課せられる税金でございます。岩倉市の貴重な財源になっていると思うわけでございます。

今回、耕作放棄地を問題に取り上げる理由というのは、やはり今現状、税収もそうでございますけど、農地の景観が非常に悪化しているから今回あえて質問をさせていただきます。

実際問題といたしまして、私の住んでいる地域では、20年ぐらいいちよっと前には、その畑は250坪前後だと思います。この畑をおばあさんが耕作をされていましたが、病気になられまして、その後息子さんが引き継いで管理をされていましたが、少し過ぎるとその畑を人に貸してしまい、その畑には今現在その貸した人も来なくなってしまうました。

となるとどうなるかと申しますと、いわゆる畑に来なくなるということは、最初は雑草が畑を覆いまして、その後どうなるかという、数年過ぎると鳥のふんが原因で木の種から芽が出て木が生えてきます。そしてどうなるかという、そこの面積、大きい畑がどうなるかと申しますと、今では木が非常に大きく育ち、誰が見ても雑木林、これは言い過ぎかもしれませんが、実際見ればそのとおりです。雑木林になっております。そんなような状況に、荒れた土地に今なっている現状があります。

そして調べてみますと、その土地の地目は畑ということになっておりまし

て、これは非常にショックでした。雑草が生えている、毎年草を刈ってあげれば、それなりに管理をしてあげれば、木も切って、そんなふうにはならんと思うんですけど、今ではこの畑は誰が見ても人の手には負えません。恐らく機械が入ってやらないと手に負えないぐらい、もうもうと木が生い茂っております。現実にはその木が生い茂ることによって、電線も覆いかぶさっております。非常に危険な状況になっております。私もこの問題は、過去には一般質問をしました。管理が問題だということをしてきましたが、なかなか現状は手に負えない畑があります。

国も対策を考え、固定資産税の見直し等、今考えておりますけど、その問題につきましては、やはり岩倉市は環境問題に対して非常に先進的な取組をしております。本市にも今後いろんな影響がありますので、あえて今回質問をさせていただきました。

地目が畑となっている土地、実際には市内にもたくさんございますけど、現状木が生い茂って、これは誰が見ても畑じゃないような土地、公平・公正という立場から、どのように当局は課税について考えてみえるのか、お聞かせください。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 市内の土地の現況については、職員が毎年調査をすることになっております。もし行き届いていない面があるのでしたら、徹底を今後させていただきますので、よろしくお願ひします。

◎**委員（伊藤隆信君）** もっと質問したいんですけど、ここはあくまでも決算ですから、これで止めておきます。

現実には、その後はどうなるかという、課税は雑種地というような課税が考えられるということをお聞きしましたが、なかなかそこまで至るには、かなりハードルが高いということもお聞きをいたしました。それでいいです。終わります。

◎**委員（木村冬樹君）** 決算書57ページになります。

地方消費税交付金についてお聞かせください。

令和4年度地方消費税交付金11億3,839万円ということで、この消費税というのは社会保障の財源ということで導入されて、あるいは増税されてきたということですが、成果報告書の311ページには、この地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費という一覧表も出ております。

それで、この11億余りのお金のうち、社会保障財源分として6億7,000万円ほどが充当されているというふうに見えるわけですけど、この社会保障財源分というのは、今さら聞いて申し訳ありませんけど、どういう形で額が決まってくるのか、教えていただきたいと思ひます。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 現在、地方消費税の税率というのは2.2%なんですけれども、制度ができた当初は1%でした。税率を1%から2.2%に引き上げたことによる増収分、1.2%相当分になりますが、こちらは社会保障財源として人口に応じて交付をされています。なので、その額がこちらの主要施策成果報告書の311ページに書いてある金額となっています。もともとの1%相当分というのは一般財源として交付されておりますので、よろしくをお願いします。

◎**委員（木村冬樹君）** 分かりました。

仕組みは分かったんですけど、政府の言い分については物すごく言いたいことはいっぱいありますけど、1%のときですら、やはり社会保障、福祉の財源というふうに言っていたと思いますけど、そういうところから考えてどうなのかなというふうに思います。

結局は、消費税というのは法人税等の減税で全部消えていく、国の財源としては消えていってしまっていたわけで、そういった意味では、社会保障の財源として使えということで地方に来ることは大事なことだというふうに思いますが、制度としては非常に問題がある制度だというふうに思います。以上です。

◎**委員長（水野忠三君）** ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎**委員長（水野忠三君）** 以上で、款1市税から款13使用料及び手数料までの質疑を終結いたします。

次に、款14国庫支出金から款15県支出金までの質疑を許します。

決算事項別明細書は62ページから76ページまでです。

質疑はございませんか。

◎**委員（木村冬樹君）** 決算書の71ページ、県補助金のうちの元気な愛知の市町村づくり補助金についてお聞かせください。

この補助金というのは、従来枠とチャレンジ枠、そのほかにも何とか枠というのがあるのかもしれませんが、従前は従来枠ということで防犯灯の管理事業に100万円充てられていたというふうに思います。

今回、チャレンジ枠ということで、追加で100万円あったというふうに思うんですけど、これが充当された事業というのはどういうものだったのか、教えていただきたいと思います。

◎**秘書企画課長（秋田伸裕君）** チャレンジ枠につきましては、愛知県でありちビジョン2030、こういった計画を持っているんですけど、それに沿った

市町村が行う先進的な新規事業に補助金を出すということになっています。

今回、本市のほうで補助金の申請を出したのが、にぎわい広場整備基本構想策定業務委託、こちらの事業を対象として出しまして、認められたというものになります。

◎委員（木村冬樹君） これは補正ではされていないのかなというふうに思っていますけど、補正であったら何月補正で出たものでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） それは、にぎわい広場の整備基本構想のことが当初でということですか。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 歳入のほうは、補正は特にしておりません。補助金のほうの二次募集が実はありまして、そこで出したものになりますので、当初の予算のときでは従来の防犯灯のみしか想定していませんので、100万円で当初予算としては上げておったということになります。

◎委員（木村冬樹君） 最終的に決算で分かるわけで、いいんですけど、正当な方法としては、やはり補正をして歳入の分も何を充てるかというのが分かるような、年度途中で議会にも教えていただきたかったなというふうに思っています。

それで、この補助金というのは今年度も県に申請して認められてという形になっていると思いますが、様々な枠があるのでしょうか。それとも、この従来枠とチャレンジ枠というのが2つあって、それぞれ申請すれば、県の計画に基づいたものであれば認められるという中身になっているのでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） こちらの補助金は、先ほどおっしゃられたとおり、従来枠とチャレンジ枠、それからDX推進枠というのが3つございます。いずれも申請して認められれば補助金はもらえることになっています。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款14国庫支出金から款15県支出金までの質疑を終結します。

次に、款16財産収入から款21市債までの質疑を許します。

決算事項別明細書は76ページから88ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 雑入の関係で、証書類のほうからちょっと確認したものでいろいろお聞きしたいんですけど。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎委員（梅村 均君） まず1つ、決算書85ページの小学校の給食費でありますけど、確認ですけど、給食費、令和4年度の単価240円かと思うところ、証書類の中で曾野小学校において184円という単価のものがあったんですけど、まずこれがどういったものかを確認させてください。

◎学校教育課長（兼松英知君） アレルギーの理由により牛乳を提供しない場合、牛乳の代金を減額しているものでございます。56円はその差額でございます。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。ちなみに、仕入れのほうからしっかり減額されているということでしょうか。

◎学校教育課長（兼松英知君） 事前に申出をいただいておりますので、その分の牛乳の購入はいたしておりません。

◎委員（梅村 均君） 次に、ちょっと見方がよく分からなかったのかもしれませんが、市民試食会におきまして、募集定員は20人の告知でありましたけれども、証書類を見たところ22人とか23人というケースがありました。定員オーバーの分がちょっとどうなった分なのかなというところとか、また12人の起票で参加者が6人というのもあったんですけど、ちょっとこの辺りの状況を教えてください。

◎学校教育課学校給食センター所長（田島勝己君） ただいまの御質問でございますが、2名ないし、多いという件でございますが、この試食会は5回にかけて開催をさせていただきまして、学校給食センターの職員以外に派遣で会計年度任用職員にも従事していただきました。その分の試食分と、あと取材に来た広報の担当職員の分の試食分ということで、若干数字が多いということとなっております。

また、12人の分があつて参加者が6人ということですが、このときは市制50周年の担当をしております秘書企画課の職員や教育委員会の職員も同席をさせていただいて、試食の様子を見ながら参加者からお話を聞いたりだとか、そういうところで試食分ということで実績としてやっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

次、決算書87ページの行政課の雑入であります。

弔電の利用料におきまして、証書類から、ちょっとこれ外部じゃないかなというようなスポーツ協会の利用が見られたんですけれども、これを利用できる対象の取決めというのはあるかをお尋ねいたします。

◎行政課長（佐野 剛君） スポーツ協会の弔電の利用料の件なんですけれども、スポーツ協会につきましては市の職員がスポーツ協会の事務局を兼ねております。いわゆる公務でその職務を行っているといったことになっております。

今回、弔電をスポーツ協会の会長名で送っているということでございまして、支出のほうは通信運搬費から支出をし、それに係る歳入の分は雑入で受け入れるということになっております。こういった団体の事務局を職員がやっているものについては、一つのこういったところが基準になっているというふうに考えております。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

同じく87ページで、協働安全課雑入ですけど、放置自転車の関係でしょうか。この雑入5万7,170円のうち5万2,210円ですけど、放置自転車売却代金の繰入れというものがありません。ただ、その期間が年度ではなくて、この金額の期間が令和3年10月から令和4年9月となっていたんですけど、なぜ年度じゃなくて、この期間なのかなというところで、分かりましたらお聞かせください。

◎総務部長（中村定秋君） 放置自転車につきましては、一定放置自転車の保管場所で保管するんですけども、さらに日にちがたってくると、それをいろいろと告知をした上で最終的には売却をします。その場合に、一定ある程度たまってから一括して売却をするものですから、年度で切っているわけではなくて、たまり具合によって切っているというようなこととございます。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

もう一つ、私、最後雑入の関係ですが、同じ87ページで子育て支援課の雑入です。保育園実習費の関係で、1人1万円のと看とか2万円のと看が見られたんですけど、実習期間が2週間ぐらいから、長いと7か月ぐらいというケ一スもあるのかなあというふうにも取れたんですけど、この実習における受入れ期間ですとか、費用のルール決めというのはあるのでしょうか、確認をさせてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） その金額と期間というのは、まず実習の内容によるというところとございませう。

説明をさせていただきますと、通常いわゆる1万円とおっしゃられているところのおおむね2週間の期間に当たるものというの、保育士の資格を取

得するための保育実習というところで、これは保育実習1、保育実習2とありますので、おおむね1人は今年1回やったら、1年生のときに1回やったら2年生のときに1回とか、2回ぐらい受けるんですけども、それはまだ保育士の資格を持っていない、取得するための資格のための講習でございます。

今御指摘いただきました長い期間のものというのは、2万円という期間でやっているんですが、これはワーキングスタディという制度を我々は大学さんと協定しております、これは専攻課程になられた方、一旦保育士の資格を取った後にさらなる次の課程ということで、既に保育士の資格を取得している方がいわゆる3年目、4年目というところで新たな単位専攻、取得のための実習というのがございまして、それはその大学によりますと、おおむね40日ぐらいの実務が要ると。そうすると長い期間が要ということになります、生徒さんによりますと、その期間が終わったら、そのまま学業に専念される方と、このまま経験が続けたいということで会計年度任用職員という形で年度末までやっていただいている方もいるというような状況でございまして、その専攻科を目指している方につきましては2万円の金額を徴収しているというところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 83ページの総務費雑入のうち、下から2番目の愛知県市長会財政調整基金還付金というものがあります。86万2,000円。ちょっとこれはどういうものなのか、どういうときに還付されるのか、こういったところを少し教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） こちらは、愛知県の市長会からの還付金になっております。令和4年度の単年度限りの還付金となっております、愛知県の市長会の財政調整基金という基金がありまして、こちらは大規模災害とかに使用する基金とお聞きしております。こちらの基金に積立金が約4,000万円以上余剰に積み立てられておりましたので、そちらを38市に還付されたという内容になっております。

◎委員（木村冬樹君） 令和4年度単年度のみということですね。そういう事情で還付されたということですか。分かりました。

次に、89ページの臨時財政対策債についてもお聞かせください。

本会議でも質疑をさせていただきましたが、地方交付税については、地方財政計画なんかの関係もあって、地方交付税が増額になっているのは基準財政需要額がDX関係で大きく伸びてというところで分かるわけなんですけど、この臨時財政対策債の減額という形になってきている国の考えといたしますか、



また今後の見通しについて少し説明をしていただきたいと思います。

◎行政課主幹（井手上豊彦君） 臨時財政対策債につきましては、御承知のことと思いますが、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、普通交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして地方公共団体が自ら地方債を発行し、財源不足を補うといった仕組みになっております。

木村委員の御質問のとおり、3年度の当市の決算額は8億円ということで、4年度に関しては2億6,080万円と大幅に減額をしておりますが、これは国の景気がよくなり、国のほうが増収となったことに伴って地方交付税として交付すべき財源の不足額が減少されたため、臨時財政対策債が減ったものということになります。

今後の見込みにつきましては、国のほうが8月30日に発表したものになりますが、令和6年度の地方財政の課題というのですが、これの仮試算では令和6年度の臨時財政対策債の総額は7,000億円となっております。令和5年度と比較して3,000億円の減、割合では29%の減ということで、来年度も減額になる見込みではないかというのが発表されております。以上です。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） それでは、私のほうから質問したいと思っておりますので、委員長を交代したいと思います。

それでは、質問させていただきます。

決算書でいうと、86ページの下から市債が書いてあります。ただ、ちょっと分かりにくいと思しますので、成果報告書の304ページ、令和4年度市債の借入状況、こちらを参考にしながら質問等させていただきたいと思っております。

まず、この令和4年度市債の借入状況、成果報告書の304ページを見させていただきますと、借入先、それから借入額とか年利が書いてあるんですが、もちろん借入れでございますから、一般論としては年利、利息がなるべく安いところから借りるとというのが原則だと考えております。臨時財政対策債の場合、0.5%年利となっておりますが、これはちょっと別として、例えば総合体育文化センター外壁等改修事業などでは、借入先は財務省になっていて年利が0.3%になっております。それ以外の事業、上のほうは全て愛知県市町村振興協会から借り入れて、年利が0.1%というふうになっております。

この総合体育文化センター外壁等改修事業だけ、年利0.3%のやつで借入れをされている。なぜここで借入れをされているのか。そして、この市債の借入状況等について、ちょっと総論的なところも含めて状況をお伺いしたい

と思います。

◎行政課主幹（井手上豊彦君） 市債を借り入れる際は、愛知県市町村振興協会などの金利の安いものを優先的に借り入れるということにしておりますが、総合体育文化センターの外壁等改修工事につきましては、国の学校施設環境改善交付金というものを受けて実施した事業となっております。この学校施設環境改善交付金を受けた場合は、国の地方債同意等基準運用要綱というものがありますが、その中において資金については財政融資資金であることというのが規定されておりますので、財務省から借り入れたということになっております。よろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） 今の御説明で理解しました。

ただ、なるべく安いところから借りられれば借りていったほうが良いという思いがあります。

成果報告書でいうと隣のページ、305ページのほうには年度末地方債現在高ということで、一番下にその合計が出ております。令和4年度末現在高の合計ということで107億4,233万5,000円ということで、この107億円余りの令和4年度末の現在高で合計があるわけですが、こちらのほうについても、もし借換え等ができるのであれば、なるべく金利の安いものに借り換えていく。これは途中で解約等ができるかどうか、ちょっとそこら辺もどうなのかというのはあると思いますが、なるべく期間が来たものについては安いものに借り換えていくべきだと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

◎行政課主幹（井手上豊彦君） 財務省の財政融資であるとか、愛知県市町村振興協会の市債につきましては、残債を一括償還する場合については今年度分の利子相当額を補償金として支払う必要がございます。なので、あまり得策ではないかなと思います。

また、銀行などの民間資金につきましても、原則手数料や利息を払う必要があるということで、借入金融機関との調整や承諾というものが必要になってきますので、ともにすぐに安い金利のものに借り換えるということとはできないという事情がありますが、今委員のほうからおっしゃられたように、低い金利のものに借り入れることができれば、市の財政にとっても大きなことだというふうに思いますので、今後の検討課題として調査・研究させていただきたいというふうに思います。

◎委員長（水野忠三君） 金額が大きくなってくると、0.何%の違いでも大きな違いになってくると思いますので、研究等よろしく願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） では、委員長を交代します。

◎委員長（水野忠三君） それでは、ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款16財産収入から款21市債までの質疑を終結いたします。

以上で、歳入の質疑を終結いたします。

続いて、その他土地開発基金運用状況調書など、資金運用等も含めて全般について質疑を許します。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

決算事項別明細書は425ページ以降になります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 質問しますので、委員長を交代させていただきます。

それでは、質問させていただきます。

決算書のほうでは、425ページは土地のほうの話だけかと思っておりますので、こちらの成果報告書のほうで見ていただきたいと思います。成果報告書のほうが306ページ、令和4年度基金の状況等の表になっております。

それで、この基金の状況が書いてあるんですけども、基金の運用状況、運用方法についてお伺いをしたいと思います。

まず1つ目でございますけれども、これらの基金の運用方法についてどのようになっているか。例えば現金とか普通預金、あるいは定期預金、あるいは債券というふうに分かれますと思いますが、定期預金等、それから現金とか普通預金等、それから債券等の割合、現状などをお伺いしたいと思います。

◎会計管理者兼会計課長（若森豊子君） 基金については、普通預金、定期預金、債券により運用しています。その割合ですが、令和4年度末現在高合計のうち、普通預金が約14%、定期預金は約71%、債券は約15%となっています。定期預金での運用は、1年ごとに各金融機関と利率の交渉をして、より有利な利率の提示があった金融機関に預け入れをしています。債券での運用については、資産の安全性を最優先して、国債や地方債など元本の償還や利息の支払いが確実な公共性の高い債券での運用としております。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

より有利な利率の提示があったような金融機関に定期預金などは預けられ

ているということ、それからあと債券などについては資金の安全性というものを最優先されているということを理解させていただきました。

ただ、債券等が約15%ということですが、将来的にこの基金の運用のうち、債券での運用の割合を増やす予定があるかどうか。また、保有されている債券を例えば中途、途中で解約などして売却して、その売却益を得るとか、そういうことを考えておられないか。これは、普通預金は言うに及ばず、定期預金も非常に今現在金利が安い状態で、昔だったらちょっと考えられないぐらい定期預金でも非常に利息といいますか、利率が非常に低いということがありますので、公債等の比率を上げていくべきではないのか。あるいは、場合によってはということになりますが、売買等の積極的な活用で売却益を得ていく。つまり、基金のまさに運用ということになってくるわけですが、もちろん元本割れとか、そういうリスクは負えないということは重々承知しているつもりではございますが、将来的に債券での運用の割合を増やす予定があるかどうか。繰り返しになりますが、売買等を通して売却益を得るとか、そういうことは考えておられないか、お伺いをしたいと思います。

◎会計管理者兼会計課長（若森豊子君） 債券での運用の割合を増やすことにより、より多くの利息収入を見込むことができるんですけど、現在のところ、安定して効率よく利息収入を見込むことができる債券の償還日というのが10年、20年ととても長くて、また各基金の積立てや取崩しなどの長期の見通しを立てることが容易ではないため、運用については慎重に検討したいと考えています。

そして、中途売却をして売却益を得ることについては、債券は償還日まで保有することを基本としています。ただし、市場の状況に注視しながら、安全性を確保した上で収益性・効率性を向上させるための債券の買換えについては、今後研究していきたいと考えています。

◎委員長（水野忠三君） おおむね慎重に検討ということでありましてけれども、ほかの自治体などで基金のまさに運用というようなことをされているような自治体もあるように仄聞しております。民間企業みたいなディーラーさんがやるとか、そういうようなことは難しいのかもしれませんが、将来的に御検討もお願いしたいというふうに思っております。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） ほかにありませんか。

じゃあ、委員長を交代します。

◎委員長（水野忠三君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、これをもって全ての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第65号「令和4年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第65号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号「令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

決算事項別明細書は337ページから366ページまで、成果報告書は294ページから296ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちよっと何点かありますが、お願いします。

まず、345ページの国民健康保険税の収入未済額の関係でお聞かせください。

国民健康保険税を滞納いたしますと、1年滞納すると短期保険証になって、さらに1年滞納すると資格証明書ということで、そういう動きになっていると思います。短期保険証というのは、通常国民健康保険だと2年が保険証の更新ということになりますけど、6か月ぐらいの期間でという形になってくる。資格証明書ですと、資格を証明するだけですから、医療費の10割を支払わなきゃいけないという仕組みになっていると思います。

それで、直近の短期保険証、資格証明書のそれぞれの対象者、それから交付者数、未交付になった件数、そういったことを世帯や人数別でちょっと分かれば教えていただきたいというふうに思います。

**◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君）** 令和5年7月末時点でお答えをさせていただきますが、短期被保険者証の発行状況につきましては198世帯306人が対象で、交付済みが97世帯167人、未交付が101世帯139人といった状況です。資格証明書につきましては、対象が18世帯19人、交付済みが13世帯14人、未交付が5世帯5人という状況でございます。

**◎委員（木村冬樹君）** 少し数を見ると、短期保険証の未交付が多いかなあというふうに思います。短期保険証というのは、受け取りに来てもらって、基本はそのときに納税の相談を行うという仕組みになっているというふうに思いますが、この未交付という人たちというのは、ほぼ連絡が取れない状態になっている。居所が不明だとか、そういう状態になっているのか、また、もちろん医療が必要な状況になってきたら、そういう方たちも来て、保険証を受け取って医療機関にかかるのかなと思いますけど、そういった場合の対応だとか、こういった実情がどうなっているのかという点についてお聞かせください。

**◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君）** 資格証明書や短期被保険者証が未交付となっている方につきましては、市が送付する納付相談の勧奨通知や催告書の通知に反応がなく、またお電話や御来庁していただけない状態となっているものとなります。いずれの場合も、未交付の方が医療機関で受診をされているかどうかについては把握ができておりませんが、これまでも全くお話ができず未交付となっていた方が、医療受診が必要となったことで窓口にお越しに御相談に来ていただき、今後の納付計画について御相談をさせていただき、短期被保険者証を交付したというケースは複数あるところでございます。

**◎委員（木村冬樹君）** 一人一人、一世帯一世帯の生活状況も把握しながら、的確な適切な対応をお願いしたいと思います。

次に、347ページの県負担金のうちの保険給付費等交付金で保険者努力支援分というものがあります。これは財政的インセンティブの付与ということ

で、様々な国の政策に合致したようなことをやっていれば、点数化されてプラスアルファでついてくるというものであります。この間、コロナ禍で健康診査の数が減ったということで減額がされてきたというふうに思っています、令和3年度少し一定回復して、令和4年度もさらに回復しているのかなというふうに思いますけど、この保険者努力支援分のチェック項目といたしますか、その辺の変更があるのかどうか。さらには、今後この努力支援分がどういふふうな見通しを持っているのか、こういった点について教えていただきたいと思っております。

**◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君）** 令和4年度の保険者努力支援制度につきましては、歳入としては1,260万9,000円ということで、令和3年度の1,064万8,000円より200万円ほど増加をしておるところです。

増加の理由については、歯科健診受診率の項目や生活習慣病の発症予防、また糖尿病重症化予防の取組に対する項目において、令和3年度より獲得点数が多くなっているというところで、本市の獲得した合計点数の全市町村に対する割合が令和3年度より高くなっているというところで、歳入が増加したものととなります。

こちらの努力支援につきましては、毎年項目が見直しはされているところで、保健事業の取組に対してとか、見直しが特に重点的に項目が変更となっているところでもあります。

なお、特定健診自体は、令和4年度の努力支援については令和元年度の実績が対象で評価されているというところで、一定過去の状況も見ながら影響するというところでございます。

**◎委員（木村冬樹君）** 令和4年度の保険者努力支援分に令和元年度の特定健診の実績が影響するという説明だったんですね。分かりました。

だから、例えばコロナで健診を受ける人たちが、令和2年度で言えばやれなかったわけで、その後人間ドックのところで対応してきているところで、健診も再開したというような状況ですが、例えばこの金額が今年度はどうなのか、来年度はどのぐらいなのかとかいうのは全く予測がつかないというような状況なんではないでしょうか。大体見通せるというものなんではないでしょうか。

**◎市民窓口課長（富 邦也君）** こちらのほうは、評価項目等の見直しが毎年されますので、そちらのところで決まってくるので、大体同じぐらいになるかもしれませんが、多少なりとも検査項目等、評価項目等は変わって、市全体の、愛知県内全体の項目等で評価が変わってきますので、そういったところで影響してきますので、よろしくお願ひします。

**◎委員（木村冬樹君）** 分かりました。またちょっと経過を見ていきたいと

思います。この仕組みも始まって大分たちますけど、なかなかつかみどころがないといいますか、国の考えに沿った形で進められているのかなというふうに思って少し危惧しているところです。

次に、歳出のほうに移ります。

355ページの一般管理費の中の事務管理費、負担金、補助及び交付金のところでオンラインシステムの運営費負担金というものがあります。これはどういった負担金なのか。どういったものに、これは公益社団法人国保中央会に負担金として支払っていますけど、どういう使われ方をしているのか。また、自治体だけじゃなくて被用者保険なんかもここに負担金を払っているのかどうか、こういったことも含めて、少しこの負担金の中身を教えてくださいと思います。

**◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君）** オンラインシステム運営費負担金につきましては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の実施に当たりまして、運営に係る中間サーバー等の費用について国民健康保険や社会保険、被用者保険も含むというところで、各保険者のほうから負担金を賄っているというものでございます。令和3年度から実施をしているというところでございます。

積算についてでございますが、本市の場合、令和4年度の加入者1人当たりの単価2円に被保険者数9,311人を乗じまして、さらに12か月分を乗じたものとなります。

**◎委員（木村冬樹君）** 分かりました。ありがとうございます。またこの辺もよく見ていかなきゃいけないかなというふうに思います。

私からは最後になりますけど、361ページの保健事業費の中の特定健康診査等事業費ということで、委託料の中に特定健康診査受診勧奨業務委託料ということで439万1,200円という形で支出されています。これは昨年も聞いたと思うんですけど、東京にあるキャンサーズキャンという民間の事業所に委託をしています。恐らく生活保護の大阪の業者と同じように、こういうことを取り扱う業者が少なく、その東京の業者が全国的に展開してきている事業なのかなというふうに思うんですけど、証書類を見ますと非常に大まかな金額が書いてあって、積算の根拠が何かよく分からないということを昨年もお聞きをしています。

これは県が全額補助を受けてやっている事業だもんだから、岩倉市の負担としてはないんですけど、とはいえ、税金が使われている事業で非常に大ざっぱな積算になっているなあというふうに感じています。数十万円から数百万円で6つぐらいの業務で分けてやっていますけど、1件幾らというのとか、



そういうのがちょっとよく分からないですし、印刷・印字発送費だけは130円掛ける8,400通ということで金額が分かるんですけど、非常に大ざっぱな数字だなあというふうに思いますけど、この辺はどういうふうに市のほうは見ているのか。これはやむを得ないものなのか、もう少し細かい証書類といいますか、積算データがあるのかという点について教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 委託料のまず内訳という形でお話しさせていただきましたけれども、分析データの授受及び加工費として30万円、データ分析費50万円、事業企画及び運営費120万円、報告書作成費50万円、デザイン費40万円というところが固定費になります。あと、委員お話のありました郵送費という形で109万2,000円、これは1通当たりの費用130円掛ける8,400通分ということで合計399万2,000円に消費税を加えたものとなるということです。

こちらの受診勧奨業務につきましては、受診率向上のために実施しているというところで、岩倉市の場合は人間ドックの助成事業への受診勧奨というところで行っております。この受診勧奨による効果というところでお話しさせていただきますが、国民健康保険におきましては被保険者数が減少しているというところがあるところで、特定健診対象者数が減少する中、令和4年度の間人ドック受診者数は1,068人というところで、令和3年度の1,025人から43人が増加をしているというところなんです。

また、受診勧奨業務では、人間ドックの分析だけではなく、特定健診の対象者全体の分析ができるというところでもありますので、令和4年度の特定健診の受診者を細かく見ますと、不定期受診や初めての受診となる未経験者、また、医療受診がなく健診も受診していないレセプトなしの未経験者の受診者数が令和3年度より上昇しているというところがありますので、こういった部分も効果として実施をしていきたいと思っております。

また、こういった受診勧奨業務につきましては、キャンサーズキャンだけではなくて国保連合会も実施をしているというところで聞いております。そういったところのお話も聞きながら、岩倉市に効果的なものについて研究をしていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。幾つか事業所があるとすれば、やはりよく分析して、なるべくやっぱりこちらに近いところのほうがいいんじゃないかなというふうには思います。連絡の取り方だとか、いろんなことで。

この委託料というのは、東京都の事業所から岩倉市に来ていただいて、いろんな作業がされているのか、それともデータが東京のほうに送られて、そ

ここで業務を進めているのか、こういった状況はどうでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） コロナ禍においてはオンラインでの打合せが主でしたが、最近では来ていただいてというところで打合せをしているところです。データのやり取りにつきましては、送らせていただいて、分析等についてはキャンサースキャンのほうで実施をしているというところでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 1点だけお願いします。

決算書361ページ、主要施策の成果報告書は296ページです。

特定保健指導の状況についてお伺いしたいと思います。

成果報告書の296ページの下の方に、特定保健指導の状況ということで令和3年度と4年度の実績の数字が記載されております。これを見ますと、対象者数、令和4年度288ということで、まず確認させていただきたいんですが、この288という数字は集団健診、そして人間ドック合わせた数字から、特定保健指導が必要だよといった対象者数の人数でしょうか、お伺いします。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員のおっしゃるとおり、こちらのほうは集団健診、人間ドック、あと脳ドック等の入ったものになります。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

内訳はちょっと数字なので、前もって言っていないので聞きませんが、となりますと、この対象者数からして、実施者数が62名ということで20%前後の数字しか保健指導ができていないということになります。

私、今回一般質問をこれしまして、人間ドックの費用の申請のところの質問で、答弁として申請のときは特定保健指導の重要な機会だというふうに答弁をいただいています。その割には数字が低いなということを感じるんですけども、国民健康保険運営協議会という協議会があって、その会議の中でも、この特定保健指導の実施率というのは低いというのが問題になっていて、令和5年度の目標率は60%という数字を2年前ほどに上げているんですね。数字を見ますと、なかなかその目標には届かないかなあというふうに思うんですけども、なぜこれだけ実施率が低いのかというのを当局はどういうふうに分析されているか、少しお聞きしたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 窓口においてお話ししながら保健指導に結びつけるというところについては、継続的にやっているところがございます。

また、そのほかに特定保健指導の強化週間というものを設定しております

て、プレミアムコースという名称で実施をしているというところですが、そちらの参加者が令和4年度については9名ということで、令和3年度の26人から大きく減少したということが保健指導の実施率が減少した理由の一つかなというふうに考えております。

実施する月とか、日数もいろいろ考えながら実施をしているところですが、実施する月を、以前は12月に実施していましたが、11月に、そちらのほうが出来ただけかなと思って変更してみたんですけども、逆に減ってしまったというような状況もございます。そういった状況も、実施時期であるとか日数も見ながら、保健指導についてはいろいろ研究をしていきたいと考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 3点お願いします。

先ほど木村委員の質問で、短期保険証、資格証明書の数字をお聞きしたんですが、令和3年度に比べて短期保険証は20世帯ぐらい増えて、資格証明書のほうは減っている状況だと思います。私たちは、10割も払わなくちゃいけないという資格証明書をなくしてほしいということをこれまで言っていますので、そういった努力の中で資格証明書の数を減らしていってほしいのか、最終的には資格証明書をなくす方向でやっていただいているのかと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 委員おっしゃるとおり、資格証明書といったものは、短期保険証とかになりますけど、やっぱり相談の機会をつくるということが重要になってきます。ですので、なくすといったことは一部あるかもしれませんが、そういったことではなくて、相談の機会を増やすという形で、やっぱり残すべきというところも検討しなければいけないと考えておりますので、そういったことも配慮しながら今後も研究していきたいと思っております。

◎副委員長（榎谷規子君） ありがとうございます。

2点目が、決算書347ページの繰入金の中での項目の未就学児均等割保険料繰入金233万円ですが、これまでも本当に高い国民健康保険料、国民健康保険税というのが本当に全国的に大きな問題となっていて、子どもの分まで均等割の保険料を課すのかという、子どもの均等割をなくしてほしいという要望が大きい中で、ようやく未就学児の均等割をなくしてもらって繰入金として入ってきていると思うんですが、この均等割、今未就学児ですが、子ども全体、18歳までいきなりは難しいでしょうが、小学生までとかという均等

割をなくしていくという方向は、要望としては大きいですが、県から、国からの通知とか、そういった動きは当局としてはどうつかんでいるでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 現在のところ、県・国とかもそういった通知は来ていませんので、また通知等ありましたら把握していきたいと思いません。

◎副委員長（榎谷規子君） ありがとうございます。

最後ですが、本会議でもお聞きしたんですが、国が医療費を使い過ぎだということで減額措置をしている調整分が、岩倉市では子どもの医療費、障害者医療費合わせて、高齢者、独り暮らし高齢者も福祉医療分として1,170万というふうに減額されていることをお聞きしたところですが、新聞報道でもペナルティーとしてなっている子どもの医療費、特にこの減額分を廃止していく方向に動いているということも言われているところですが、そういった通知は自治体に届いているでしょうか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうも、国・県からの通知は来ておりません。

◎副委員長（榎谷規子君） まだということですが、その方向で動きがあれば、ぜひよろしくをお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結します。  
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
続いて、採決に入ります。

議案第66号「令和4年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第66号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号「令和4年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

決算事項別明細書のほうは367ページから378ページまで、成果報告書は297ページです。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結します。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第67号「令和4年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第67号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと

決しました。

ここで暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号「令和4年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

決算事項別明細書は379ページから408ページまで、成果報告書は298ページから301ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（堀江珠恵君） 決算書のほうは401ページ、成果報告書のほうは300ページになります。

5番目のひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービスについてお伺いいたします。

生活支援型給食サービスを実施されて、利用者のほうは216名で、食数4万6,006食でしたというふうに書かれておりますが、令和3年度と比べて増加されたのか、それとも減ったのか、その辺のところをお聞かせください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービスの利用者数といたしましては、令和4年度が216人ですけれども、令和3年度は213人でしたので、前年度と比較すると3人、利用者数としては増加をしております。その要因として考えられるのが、ひとり暮らし高齢者の増加が主な要因の一つであると考えております。令和4年度に新たに利用された方が68人となっております。直近の5年間で見ますと、利用者数が給食事業者や提供するメニューを選択できるように見直しを行った令和3年度81人に次いで多くなっております。

◎委員（堀江珠恵君） ありがとうございます。

利用者さんのほうはそんなに増えていないですけど、そういう選択の幅が広がったということは、サービスを利用する方にとってはすごくいいことだと思います。引き続きお願いいたします。

あともう一点お願いいたします。

7番の成果報告書は301ページ、決算書のほうですと403ページになります。

こちらのほうで、最後の文章のほうで書かれておりますが、岩倉のんぼりネットを活用した災害時情報共有訓練を行いましたということで、のんぼり

ネットを活用した情報共有訓練というのは具体的にどのようなことをやられたのか、少しお聞かせください。

◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君） 江南保健所管内の行政、医師会、歯科医師会、災害拠点病院、災害サービス事業所、地域包括支援センターなどが構成員となっております防災在宅避難者支援検討会議におきまして、災害時にICTを活用して災害情報の伝達、共有を行うことができるように、岩倉のんぼりネットを活用した訓練を行いました。

具体的には、岩倉のんぼりネットにて医師やケアマネジャー、地域包括支援センター、介護サービス事業所などがメンバーとなった仮のチームをつくります。訓練日に震度5程度の地震が起きたことを想定して、実際に岩倉のんぼりネットを使い、例えばケアマネジャーが利用者宅に行こうとしたら道路が通行止めになっていたことを書き込むことでメンバーが状況を共有し、迂回路を知っている人がいれば、ケアマネジャーにネット上で伝えるといったような訓練になります。

◎委員（堀江珠恵君） ありがとうございます。

災害時に利用者さんがどのように救助したりするというのを、やっぱりこうやって日頃から訓練されているということはすごくいいことだと思いますし、のんぼりネットというのも私が仕事していたときにはまだなかったサービスなので、こういうものを活用されるということはすごくいいことだと思いますので、また引き続きよろしく願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の堀江委員の質疑の関連で、まず最初に1点聞きます。

1点目は、配食サービスの件です。

私、一般質問でやろうとしていたところが、時間がなくてできませんでしたので、ここでお聞かせください。

令和元年から4年間の利用者の推移の表もつけて一般質問しようとしたんですけど、先ほど言ったように増加傾向にありまして、特に令和3年度は選択ができるということで、ぐっと増えているという状況で、利用者の増加傾向にあることは分かるわけです。

それで、この問題、やはり今の岩倉市のいろんな買物をする状況なんかに影響があるのかなというふうに思っているところです。買物に支障が出てきている人たちというのは、いろいろ増えてきているような状況があるんじゃないかなと思うわけですけど、こういった方々への制度の周知といいますか、この利用というのは要介護認定を受けていなきゃいけないというもので

もないものですから、その辺も含めて周知が必要ではないかなというふうに思いますが、どのような周知を行っているのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス事業につきましては、広報紙やホームページで掲載をしているほか、65歳以上になられて、介護保険証を送付する際には高齢者福祉サービスの一覧を同封したりしております。また、生涯学習センターで開催される熟年者さわやかセミナーで紹介するなどしております。そのほかにも、高齢者と接する機会の多い民生委員・児童委員であったり、地域包括支援センター、ケアマネジャーを通じまして、必要に応じて制度の案内をお願いするなど周知啓発に努めているところです。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

いろいろやられていますが、やはり広報、ホームページやいろいろな通知文書に入れたとしても、やっぱり直接こういう制度があるんだよということ伝えるケアマネジャーの役割だとか、あるいは地域包括支援センターの役割というのは大きいというふうに思うんですけど、今のところ必要な方には十分周知が行われているという認識で当局はいるのかどうか、その辺を教えてくださいたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

一定周知はしておりますが、これでもって周知が十分行き届いたという判断はなかなか難しいものですから、引き続き継続して周知することが重要なと思っております。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、よろしくお願いします。

もう一点、先ほどの在宅医療・介護連携推進事業についてもお聞かせください。

この事業につきましては、介護保険特別会計のほうでは報償費と委託料という形で、ネットワーク会議の委員の謝礼と医師会への委託料という形になっております。

一方、システムの利用のほうは、民生費の老人福祉費の中でシステム使用料等が計上されているわけですね。この医師会への委託料だとか、会議の委員への謝礼、これは在宅医療と介護の連携ですから介護だけではないんですよ、のんびりネットを使用して情報提供がされるのは。医療の情報も提供されるという形になっていますので、この介護保険特別会計で負担しなきゃいけないものかなというふうに常々思っていて、介護保険会計で見るということは介護保険料に必ず反映、影響を及ぼすものですから、その辺、少し疑問に思ってきたわけですけど、これは国の法的な根拠か何かあるのかど



うか、そういった点も含めて市の考えを教えてくださいたいと思います。

◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君） 介護保険特別会計は、介護保険料を元に介護保険事業を行う会計になります。その介護保険事業の中に地域支援事業がありまして、こちらが要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でもできるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、支援するための事業であります。

その中の地域支援事業の中の一つとして在宅医療・介護連携事業がございますので、こういった中で一体的に実施していくということが高齢者の自立支援などに資するものではないかと考えております。

◎委員（木村冬樹君） だから、特に法律で人的なものに対しては介護保険特別会計で、システムのものは民生費でというふうな決まりがあるのでしょうか。

◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君） システムの件につきましては、国のほうの通達とかそういったところで、介護保険特別会計の中でランニングコストを見ていくのは適当ではないというようなことになっております。

また、地域支援事業のほうは国の実施要綱とか交付要綱とかのほうで、在宅医療・介護連携事業はやっていくというようなことが定められておりますので、そのような形になります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

750万円程度ですが、やはり介護保険の財政というのは保険料に影響していくことになってきますので、歳出が増えれば、その分保険料に影響が及んでいくというところで、できるだけ一般財源のほうでできないかなと思ったわけですけど、なかなか難しいという状況だというふうに理解しました。

じゃあ、最初からちょっと戻っていきます。

387ページ、決算書、介護保険料についてお聞かせください。

介護保険料の収入未済額ということで、滞納、まだ払われていない部分があつて、特に滞納繰越分というところが影響するのかなと思いますけど、2年間滞納が続きますと、介護保険料というのは2年間が時効ですので、それ以上たってしまうと納めようにも納められないという状況があると思います。そういった人たちに対しては、サービス利用する際に、一般的には1割負担なんですけど、それを負担割合を増やして3割負担にしたりというのが国の制度の中で、私は制裁措置だと思いますけど、行われているということで、こういった制裁措置の対象者というのは今どのぐらいいて、そういった方々はサービスを利用しているのかどうか、こういった状況を教えてください

きたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

サービスを利用した際には、利用者負担として費用の一部を負担していただくこととなりますけれども、介護保険料を滞納している場合、滞納期間に応じて利用者負担割合が引き上げられるなどの給付制限がかかります。

令和5年3月末現在では、給付制限の対象者は1人となっております。給付制限となった状況ですけれども、被保険者が資格を取得した後、保険料を不定期に納付することはありましたけれども、介護が必要な状態となるまで未納が続いた状況がございます。

今回、要介護認定申請をする時点で、未納分の全てが支払うことができないということで不納欠損として給付制限がかかったような状況がございます。対象者につきましては、一定の収入のある方で通所介護などのサービスを利用している状況です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

それぞれの状況に応じて対応しなければならないなと思いますけど、やはり2年の保険料を納める期間の中で、やっぱりできるだけ解決を図っていくということが重要ではないかなというふうに思います。

次に、その下の分担金及び負担金の負担金で、先ほどの配食サービスの料金の未払いになっている部分、利用者の負担として未払いになっている部分を回収していくということで行われているところだと思います。2万2,440円ということで、まだ収入未済額が51万2,040円あるということです。

これも、令和4年度から配食サービスの負担金については直接業者に支払うというやり方で、市はその差額分を業者に支払うという歳出の項目になっているというふうに思いますが、それまでは一定の負担額を市が受け取って、業者に全額支払うという形でやっていたものの残りになっているというふうに思いますが、この回収というのは大変な状況なのかどうかというところを少し教えていただきたいと思います。滞納されている方の生活実態もあろうかと思いますが、どんなような状況なのでしょう。

◎長寿介護課主幹（浅田正弘君） こちらの生活支援型給食サービスに係る自己負担分の滞納分については、滞納されている方に対して電話での催促であったり、訪問して納付を促している状況でございます。実績としては、少しずつでございますが、納付していただいている状況でございます。なかなか支払っていただける可能などところで今お支払いいただいているという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

これからはこういうものは発生していきませんが、生活に大変な人たちがやっぱりお見えになるということで、そのために配食サービスが利用できないというようなことも、これから起こってくるのかなというふうに思ったりもするところです。いずれにしても、この収入未済額については、職員がよく生活実態を把握して対応していただきますようお願いいたします。

続きまして389ページ、国庫補助金の中のこれも財政的インセンティブの付与ということで制度化されています保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金についてお聞かせください。

これも、項目が国の意向によって毎年変わってくる状況があるのかどうかということと、金額的には200万円ずつぐらい増えていると思いますので、そういった上がった要因といったものについて説明をお願いいたします。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和3年度と比べて評価指標が全体的に大きく見直しをされておりまして、評価目的や意義を精査した上で曖昧な表現等について文言整理が行われたほか、取組過程の進捗や取組の深度、幅を測れるように階層化が図られました。

見直しに伴いまして、指標の数としては77項目から66項目に減少しまして、配点も1,590点から1,375点に減っております。介護保険保険者努力支援交付金のほうでは、指標数が40項目から28項目、配点が885点から730点に減っております。

交付金が増額した要因といたしましては、見直しによって評価指標の達成度が細かく階層化されまして、取組状況によっては、1項目につき複数の取組を評価対象とすることが可能になったことや、本来目指すべき取組の一部しか行えていなかった場合であっても、取組の一部が評価対象となるなど、詳細な評価がなされたことが影響しているのではないかなと考えております。

**◎委員（木村冬樹君）** この2つの交付金というのは、国の予算が決まっています、だからいわゆる少し自治体間で競わせるような意図があるところだというふうに思っていますけど、国の総額の予算というのは引き上がらないというような状況なんではいでしょうか。令和3年度から4年にかけて大きく見直しがされる中で、国の予算の総額はどうなっているのでしょうか。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

令和3年度と令和4年度の比較では、金額は変わりございませんでして、市町村分として190億円となっております。

**◎委員（木村冬樹君）** 分かりました。また、この辺は継続して教えてくだ

さい。

次に、歳出のほうに移ります。

399ページの認定調査費のうちの訪問調査委託料についてお聞かせください。

これもコロナの影響だというふうに思いますけど、令和3年度が大きく下がって、今回50万円ぐらい上がっているのかなというふうに思いますけど、この訪問調査の実態はどのようになっているのでしょうか。施設に入っている方だとか、遠方の方だとか、困難なものは、これまでこの訪問調査委託料の中で支払っていると思いますけど、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

**◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君）** 認定調査は、今委員がおっしゃられたとおり、原則市の認定調査員が行いますけれども、調査対象者が遠方の施設などに入所しているなど、市の調査員での対応が難しい場合は認定調査を委託しています。また、市内の調査でも申請件数が多く、市の認定調査員で対応できない場合は調査を委託する場合があります。

令和4年度の申請件数は1,930件となっております。令和3年度と比較して430件余り増えております。それに伴い認定調査件数が増え、また委託する件数も増えたことによるものであります。

なお、更新申請の有効期間によっては、24か月とか36か月がございますので、申請件数が年により増減しております。令和4年度は、令和元年度の更新者がまとまって再更新したことにより申請者が多くなったことも要因であると考えております。

**◎委員（木村冬樹君）** 分かりました。年度によって波があるというような状況であると思います。

次に、401ページの地域支援事業費についてお聞かせください。

介護予防・生活支援サービス事業ということで、いわゆる総合事業の関係も増えてきているというところです。この総合事業というのは、これまでは要介護認定を受けるということが原則でしたけど、基本チェックリストという非常に簡単な調査でサービスの振り分けがされるということだとか、あるいはこれまでの従来に相当するサービスではなしに、緩和したサービスということで、少しサービスの質が低下するようなことも、その人の状態によって判断されるというような事業になってきているわけです。

それでお聞きしたいのは、基本チェックリストによる振り分けがどのように増えているのかということだとか、あるいはそれで振り分けられたサービスが従来のサービスに相当するサービスを受けているのか、それとも少し質

を落とした緩和サービスになっているのか、こういった状況も少し説明をしていただきたいと思います。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

基本的には、窓口にお見えになった際に、特にこういったサービスを受けたいという御希望がない場合、基本チェックリストをお勧めしております。令和4年度は35件ということで、令和3年度、それ以前もあまり大きく増えたり減ったりはしていない状況かなと考えております。

基本チェックリストで事業対象者となった後も、地域包括支援センターのほうでアセスメントを行いまして、必要に応じて要介護認定申請だったり申請していただくような場合もございます。基本チェックリストを受けた方が、緩和サービスか従来の相当サービスか、そういったどちらを利用しているかといったところは調べてはおりませんが、令和3年度と令和4年度の利用者を比較しますと、訪問介護サービスが1,634件から1,779件ということで9%の増、緩和型サービスでは108件から64件ということで41%の減、こちらはコロナだったりの影響しているのかなと思っておりますけれども、あと通所介護相当サービスでは1,289件から1,482件で15%の増、緩和型サービスは250件から339件で36%の増加となっておりますので、総合事業のサービスの利用としては、コロナだったりの影響はございますが、増えている傾向かなというふうに考えております。

**◎委員（木村冬樹君）** 国の、私たちは制度改悪と言っていますが、その中でなかなか本当に必要なサービスに結びつけられているかなというところが、少し懸念があるところです。

岩倉市は、基本的にこの間の議会の答弁でも、必要な方に必要なサービスを提供する、そういったことを堅持していくということもおっしゃられていますし、先ほど言ったように、サービス希望がない場合に基本チェックリストで振り分けるということですので、自治体によっては基本チェックリストでの振り分けが基本だという姿勢で臨んでいるところもあるそうで、そういうところと比べれば非常にいい対応がされているのかなというふうには思っているところです。引き続き、またこの状況も聞いていきたいと思っております。

ほかにもちょっと聞きたいことが幾つかありますけど、まず利用料の減免についてお聞かせください。

利用料の減免については、この間、議論がずうっとされてきているところです。また、10月には社会保障の充実を求める自治体キャラバンというのが県の実行委員会の下で岩倉市へも来る予定になっていると思っておりますが、そのときも恐らく聞かれる中身だというふうに思いますが、利用料の減免の対象

の見直しといたしますか、市の今の状況を教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）

介護保険サービス利用料の減免につきましては、令和5年4月1日現在、愛知県内で介護サービスを利用した際の利用料に対する独自の減免制度を実施している自治体が、岩倉市を含めて16保険者となっております。県内他の市町の事例を見てみますと、特に利用の多い訪問介護サービスに限定して助成をしている事例であったり、主に居宅系サービス全般に対して助成を行っている事例などがあるほか、グループホームの居住費を支援するような取組を行う自治体もございます。現在、他市の事例を参考に試算を進めながら、必要性の有無を判断している状況となります。

◎委員（木村冬樹君） ちなみに、今の制度は国による老齢福祉年金を受給している人が対象ということでもありますので、年齢的に言うと112歳以上の方が対象ということで、日本でどれだけの人数がおるのかなというふうに思いますけど、利用料の減免制度はありながら、利用されるはずうっとないわけです。ですから、やっぱり見直しの時期を、多分自治体キャラバンの人たちもそういう話が出るとは思いますけど、しっかり研究状況が説明できるような状況にしておいていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、成果報告書の298ページに、一番最後のところに新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した人に対して介護保険料を減免したということでもあります。国保と後期高齢者医療のところはコロナの減免の件数が書かれているんですけど、介護のほうは件数、金額がないものですから、少しその状況を教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君） 新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免実績でございますが、令和4年度は1件ございました。減免額は4万1,900円になります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。成果報告書は1冊のものでありますので、同じような表現が取れるようにしておいていただきたいと思いますというふうに思います。

まだちょっとあるんですけど、成果報告書のほうで301ページに認知症初期集中支援チーム事業ということで、活動の状況という一覧表があります。これは、令和3年度の成果報告書と比べると非常に項目が減って、なかなか中身が分かりづらいなあというところがあります。

それで、岩倉中学校区と南部中学校区でそれぞれ検討した事例の件数があるわけですけど、なかなか認知症の方々を本当にサービスにつなげるというところで、完全な解決というのはなかなか難しい。家族の状況や本人の状況、

サービス事業所の状況などもありますので、難しいというふうに思いますけど、少し対応の結果が分かるような表現を取っていただきたいなというふうに思います。

例えば、この件数のうちの医療・介護サービスにつなげた件数がどのくらいあったのかというような表現だとか、そういったことについてはどう考えているのか。また、令和4年度の実態はどうだったのか、教えていただきたいと思います。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**

表現については、分かりやすい表現に努めていきたいと思います。

令和4年度の認知症初期集中支援チームで事例検討した件数は38件となっております。そのうち6件について介護認定を促して、介護保険サービスの利用につながっているといった状況です。

**◎委員（木村冬樹君）** 分かりました。ちょっとここを改善していただきませうようにお願いします。

ちょっとまだ数点あるんですけど、その下に介護人材の確保・定着支援事業というのがあります。国の今深刻な介護職員の不足の状況に対して、いろいろ検討がされている中を見ますと、どうも合理化をするというか、介護職員がいろんな事業所で兼務できるというやり方で、これを乗り切ろうとしている感があります。

この間も、岩倉市の条例改正の中でも、そういうやり方に対して、私は本当に介護を受ける方にとっていいことではないものですから反対をしてきたわけですけど、こういった動きがある中で、なかなかこの事業については、令和3年度のアンケートに基づいて進めようとしたけど具体化できなかったというところが出ています。例えばこの令和5年度、今年度の動きがどうなっているのかどうか、また国のそういう方向に対して市はどう考えるのか、この辺について市の考えを教えていただきたいと思います。

**◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君）** 委員の言われたとおり、令和4年2月に事業所を対象としたアンケートを行いました。その結果では、子ども世代が福祉の仕事に興味を持てるような関わりや機会が必要との意見もあり、令和4年度は介護事業所と連携した職場体験等の取組の検討を進めましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため具体化はしておりません。

令和5年度になり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを機に、介護事業所に受入れ等可能か聞いたところ、まだちょっと難しいというようなことがありましたので、しばらくは様子を見ることとしております。また、職場体験に適した事業所がこのような状況であるため、他の方策も事

業所の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

そのほかの取組としましては、人材確保・定着に関して、商工農政課が行う高校生インターンシップに関するセミナーや人材確保のミスマッチのセミナー等を介護事業所に周知し、参加を促しております。

また、国のほうの動きでございますが、新しい複合型サービスというものがございます。国は、令和4年11月の社会保障審議会の介護保険部会におきまして、在宅サービスの基盤整備として特に都市部における居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、訪問介護や通所介護など、複数の在宅サービスを組み合わせて提供する複合型サービスなどを設けることの検討を提案しております。

また、8月30日の社会保障審議会の介護給付費分科会では、新しい複合型サービスとして訪問系サービスと通所系サービスを併用するサービスについての議論がされました。こちらの背景としましては、ヘルパーの人材不足があるような状況です。これらの国の動きにつきましては、注視をしていくというようなことで考えております。

**◎委員（木村冬樹君）** 市の事業については、難しさがある中でいろいろ検討が必要かなと思っております。

しかし、こういった国の動きは、やがて市の条例等にも影響を及ぼしてくる中身で、本当に通所系と訪問系のやつを兼務できるみたいな形にしてしまったら、余計にヘルパーさんたちが大変になって人材が確保できなくなるのではないかなというふうに思うわけです。こういった小手先のやり方については、やはり市も注視するだけでなく、いろんな市長会なども通じて、本当に介護職員をどうやったらきちんと増やしていけるのか、介護報酬の問題や賃金の問題、処遇の改善なんかも含めて、これは本当に深刻な状況になってきていると思いますので、ちょっとこれからも情報提供していただきますようお願いいたします。

ちょっと時間の関係もありますが、幾つかまだ聞きたいこともあるんですけど、1点だけ聞いて終わりにします。

特別養護老人ホームの待機者の関係で、愛知県が4月1日時点の数をまとめたということで新聞報道されておりました。それで、この新聞報道を少し詳しく見ていきますと、岩倉市では要介護3から5の方で、特別養護老人ホームに入所を申し込んでいる待機者については16人という数字が示されています。岩倉市が把握している今の特別養護老人ホームの待機者の状況を、要介護度別に人数等を含めて教えていただきたいと思います。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（中野高歳君）**



待機者16人を要介護度別で見ますと、要介護3が9人、要介護4が6人、要介護5が1人となっております。なお、要介護1と2につきましては、県の調査結果の通知には記載がありませんでしたので、県に問合せをしたところ、要介護3から5と同じように精査した調査はしていないということで、単純に申込数を把握したのみということですが、おおむね20人程度いるということです。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。施設サービスについては、要介護3以上という国の法律上になっているものですから、しかし要介護2・1の方も将来的なことに備えて待機はしているというふうに思いますし、特別な事情があれば入所もできるわけで、ちょっとその辺の把握をどうしていくのかということはこれからの課題かなというふうに思っております。

いろいろまだお聞きしたいこともありますけど、取りあえずここで私の質疑は終わります。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（梶谷規子君） 1点お願いします。

介護保険料の歳入全体で、介護給付費、国庫と県、繰入金として8番にあるのは市の負担ですよ。1号被保険者は65歳以上の全部の保険料で、2号被保険者といって40から64歳までの2号被保険者の負担は、388ページからある支払基金交付金の中だと思いますが、介護給付費の財源内訳、負担割合をお聞きしたいと思えます。お願いします。

決算額全体が大きいから、負担割合だけでもいいです。標準負担割合と、今決算の中で見る割合とをお願いします。

◎長寿介護課主幹（浅野弘靖君） 介護給付費の負担割合、まず標準的なものですが、国は20%、国の調整交付金が5%、県が12.5%、市が12.5%、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっております。

令和4年度の当市の介護給付費決算額の負担割合につきましては、国の割合が、調整交付金が2.49%で、こちらを含めて国の割合全体で20.66%、県の割合が14.33%、市の割合が12.50%、第1号被保険者の割合が21.33%、第2号被保険者の割合が27%ちょうど、その他として介護給付費準備基金からの繰入金が4.18%となっております。

◎副委員長（梶谷規子君） 市の負担割合と2号被保険者の負担割合は、ちょうど数字で標準負担割合どおりなんですけど、やはり国が、本来は当初介護保険が始まった2000年のときから25%、4分の1を国が負担すると言っておきながら今回の4年度では20.66%で、非常に国の負担割合が減っているということは大きな問題じゃないかと考えます。

1号被保険者が23%のところ今21ですけれど、介護給付費の準備基金として4.18%は全部1号被保険者の保険料から来ているので、合わせると25%以上という4分の1以上を1号被保険者、65歳以上の方が負担しているということで、非常に負担割合が増えていることを思います。来年度の介護保険料の算定の中で、この1号被保険者が負担している準備基金をしっかりと活用して保険料を極力抑える、低くする努力をよろしくお願いします。要望でいいです。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結します。  
暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
続いて、採決に入ります。

議案第68号「令和4年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。  
採決の結果、議案第68号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。  
ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
お諮りいたします。  
ここで休憩を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩をしたいと思います。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号「令和4年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

決算事項別明細書は409ページから424ページまで、成果報告書は302ページです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の417ページの後期高齢者医療保険料の関係でお聞かせください。

滞納に対する対応ということで、後期高齢者医療のほうでも短期保険証、資格証明書が発行されていると思います。資格証明書は発行されていないかもしれませんが、直近の対象者数、交付数、未交付数を教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和5年7月末現在となりますが、短期被保険者証の交付は9件、未交付はゼロ件となっております。資格証明書の発行につきましてはゼロ件でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。全部手渡っているということだと思います。

続いて、後期高齢者医療の75歳以上ということで、認知症だとかいろいろ発症し始める時期なのかなと思っていますけど、様々な市からの通知書類について、送付先を本人以外というふうに行っているところもあるんじゃないかと思っています。子どものところには保険証などを送ってほしいとか、いろんな通知書類、保険料の通知書類なんかを送ってほしいという手続を取られている家庭も多いんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういった件数については何か数字的に把握されているんでしょうか。全体のどのぐらいの割合がそういう形になっているのかとか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 直近という形で令和5年4月から8月まで、こちらのほうですけど、死亡等、そうした喪失は除きまして、登録された方につきましては35件となっております。あと全体で、8月現在で244件登録されている状況となっております。

◎委員（木村冬樹君） 実件数としては35件で、4か月でということなのか。もう少し詳しくお願いします。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 令和5年4月から8月までになりますが、登録された方が35件、新規です。全体で、8月現在では死亡者とかそういったものを除いて244件になっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結します。  
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
続いて、採決に入ります。

議案第69号「令和4年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第69号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号「令和4年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

本議案第70号は、ページ指定等はありません。

質疑はありませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。

有収率の向上と水道管を適切に維持管理することを目的として漏水調査業務を委託されていますが、漏水調査、令和3年度から5年度までの3年間の計画で、本年度は市域の東部及び北部にある配水管の調査を実施しましたとありますが、3年度から4年度、もう調査終わっておりますので、最後の年だと思ふんですけど、3年度、4年度でどれだけの漏水箇所が見つかったか。また、その対策は既に完了しているのか、お聞かせください。

◎上下水道課長（神山秀行君） 令和3年度の漏水調査で判明したのが21件、令和4年度では10件ということになっております。

発見した漏水箇所につきましては、できるだけその年度内に修理のほうを行っております、令和4年度までに発見された分につきましては、もう既に修理のほうは終わっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

◎委員（木村冬樹君） 12ページにあります概況の中の総括事項というところから少し質疑させていただきます。

1点目は、収納率向上対策ということで、未収による給水停止対象者への対応の強化ということで記載がされていますが、以前、生活困窮の方で給水停止されていて自殺された方があったということで、そういう衝撃的なこともありましたが、この点についてはやはり福祉の担当課と情報共有が非常に重要だと思いますが、その辺の情報共有の状況について教えていただきたいと思ひます。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 生活困窮者であっても、他の水道使用者との公平上、給水停止の対象としておりますけれども、平成31年3月29日付で、厚生労働省からの生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等についてという通知文書が発出されております。その中で、福祉部局との情報交換を行い、連絡・連携体制の構築に努めることが要望されておりますので、これに従い適切な対応に努めております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。引き続きよろしくお願ひします。

あと、その続いての文章で、引き続き様々な収納方法に取り組んでいこうということで書かれているところではありますが、モバイル収納について恐らく準備されているんじゃないかなと思ひますけど、その準備状況はどのような感じなのでしょう。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） モバイル収納ですね。スマホの決済について、令和6年2月の導入に向けてシステム改修ですとか、コンビニ収納代行業者と協議を進めておりましたが、令和5年度に入ってから、水道料金を扱う現行のコンビニ収納代行業者から、スマホ決済への対応が困難であるというような申出がありました。このため、市税で既にスマホ決済を導入している業者、コンビニ収納代行業者を含めて取扱いを変更するための手続を進めております。状況によりましては、令和6年2月からの導入に間に合わないことも考えられますけれども、市税と同じ取扱業者にすることによって利用者サービスの向上にもつながりますので、少しでも早期の導入を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。なかなかモバイル収納のほうはどうなるか分からないというところでありまして、導入時期が遅れるということが可能性としてあるということだったというふうに思います。

あと、私のほうからは下段のほうの経営についてというところで、1億円を建設改良積立金に積み立てたという決算になっているというふうに思いますが、この収支差引額のうち、積立額が総額で3億1,546万円ぐらいになっているというふうに思いますが、この積立ての方針や取崩しの方針というものについてはどのような形で考えているのか、教えていただきたいと思いません。

◎上下水道課長（神山秀行君） 今年度の1億円につきましては、主に現金の収支を伴わないものになりまして、収入では退職給付引当金の取崩しが約6,200万円と、支出が資産減耗費が約1,100万円減した、これ以外を含めまして1億円のほうを積立てのほうにさせていただいているところになります。

なお、剰余金を建設改良積立金に積み立てるといった基準は特に設けておりませんが、資本的収支であります4条予算の不足に対応するために、補填財源の状況を見ながら積立てを行っておりまして、令和3年度にも積立てを行わせていただいたところになります。

今後につきましては、水道料金の大幅な収入増がこのままですと期待できないものですから、水道施設の老朽化に伴います費用の増加が一方で見込まれるものですから、資本的収支の不足に対する補填財源がますます減少していくことが見込まれております。

こうしたことから、今後も積立てができるときには、純利益相当額につきまして建設改良積立金のほうに積み立てまして、資本的収支の補填財源とさせていただきたいということで考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

あと、13ページのほうに移りますと、経営指標に関する事項ということで、中段辺りに事務事業における共同化の検討を進めるということが記載されています。それで、この間いろいろ例えば水質検査だとか、水道メーターの発注だとか、こういったことが共同で取り組むことによつてのスケールメリットによつてコストの削減につながるのかなと思いますけど、この辺の検討状況というのはどのようなところまで進んでいるのか、教えていただきたいと思います。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 今おっしゃられましたとおり、広域化・共同化の検討につきましては、水質検査業務、あと薬品の購入、あと水道メーターの共同発注について検討を行つてきております。ただ、少し事業体ごとに業務の仕様の統一ですとか、コスト面の整理を行つていきますので、まだ実現には至っていないというような状況になります。

令和4年度、新たにまた検討項目として掲げられましたのは、職員研修の共同開催ですとか、事故時の復旧用資材の共同化というところの実施について今後研究を行つていくということになっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。こういう事務事業の共同化というのは有効な手段かなと思つていますので、全体の全ての事業を共同化していくのはなかなか違いがあつて難しいし、そういうことによつて水道料金が大きく変わってくるということも考えられますので、難しさはあると思いますが、こういった事務事業についてはぜひ進めていただいて、変化がありましたら、ぜひまた情報を教えていただきたいというふうに思います。

私から最後ですけど、20ページに業務というところがあつて、県水の受水量ということで表がありまして、依存率が令和4年度66.75%というふうになつて、少し依存率が下がつたということでもあります。この県水の問題については、これまでもいろいろお話、議論してきたところであるというふうに思いますが、愛知県の企業庁が、電気料金の高騰を理由に自治体などへの水道水の販売料金の値上げを検討しているということがあつたというふうに思いますが、こういった点について何か県とのやり取りだとか、今後の予測だとか、こういったことについては市はどのように考えているのでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 現在市長会のほうから県のほうへ、急な値上げなので、もう一度改めていただきたいということで要望のほうは出しているところになります。また、県のほうにつきましても、当初もう少し早めに説明会のほうを開催して方向性を出したいということでしたが、見直しの作業が、ちょっと時間がかかっているのか分からないですけど、まだ市町のほうには具体的に通知が来ていない状況になっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（榎谷規子君） 安心な水を市民にという思いで、毎回の証書類審査のときに水質検査の細かいデータを見せていただいているんですが、その中で、岩倉は県水だけじゃなくて、御存じのように自己水源が以前は13あって、今は11の水源でしっかり検査をしてもらっていますが、原水でマンガンの基準値が高いところが何か所かあって、その後、処理してもらって、処理水とか、またろ過した後、処理水とか放流水でまた検査をと丁寧にやっていらっしゃると思うのですが、給水栓で9か所、処理水、放流水でまた検査ということをやっていると思うのですが、この間の水質検査の状況を教えていただきたいと思います。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） まず、水質検査の状況からお答えします。

令和4年度の水質検査は、今おっしゃられた原水と給水栓による水質検査を実施しておりまして、東町の第3水源と八剣水源、野寄町水源、曾野町北水源の4か所は、原水でマンガンの水質基準が超過しておりますけれども、ろ過器などの専用の装置を設置することによって、末端の給水栓においては全て水質基準を満たしております。

また、先ほど御質問にありました原水ですとか、給水栓のほかのろ過の関係ですけれども、ろ過器を設置している自己水源については、ろ過器内のろ過された水とろ過器を洗浄した水について検査をしております。ろ過された水は、ろ過器の効果を測るために、水源内の浄水地に送る前の段階において水質検査を実施しております。こちらはマンガンの検出量が多い5か所の水源を対象としております。

また、ろ過器を洗浄した水については、ろ材の目詰まりや汚れを取るために、通常とは逆の方向から水圧をかけた汚水を側溝に放流しますので、環境省が定める一般排水基準に適合しているか否かを確認するために、ろ過器を設置している全7か所の水源で実施しております。このろ過した水とろ過器を洗浄した水、いずれにおいても基準値を超過しておりません。以上です。

◎副委員長（榎谷規子君） ありがとうございます。

きちんと丁寧に水質検査をして、市民に安心な水をとということでやっていただいていること、ありがたいと思っております。

水質検査の中で、2011年3月11日以降だと思うのですが、引き続き放射性セシウムの検査もしてもらっていると思うのですが、その結果は今まで異常なしでよろしかったでしょうか。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） セシウムの検査につきましても、基準値を超していることはありません。



◎副委員長（榑谷規子君） もう一点、木村委員が一般質問でもやっていた各務原や豊山のほうで全国的に自衛隊基地からというPFASの問題で、岩倉では1か所、岩倉団地の21棟のところで、給水栓のところで検査してもらっていると思うのですが、もうちょっと浅い、深さがいろいろあると思うのですが、割と浅いところでまだ豊山とかの近いところで、曾野水源とか、そういったところでの検査も必要じゃないかと思うのですが、その点ではどうお考えでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 検査場所につきましては、継続的なモニタリングの意味も含めまして、検出状況の推移を把握するためにも定点観測で行いたいということで考えております。

部長答弁にもありましたように、国の動向がありましたら、国の基準に従って改めて検査をさせていただきたいという形で考えております。現状は任意という形でやらせていただいておりますが、これだけ問題になっているものですから、国のほうも今動き出している段階にありますので、そこで改めて示された検査のほうを確実に実施していきたいという形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。  
ないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。  
次に、議案に対する討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結します。  
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
続いて、採決に入ります。

議案第70号「令和4年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第70号は全員賛成により原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号「令和4年度岩倉市公共下水道事業会計決算認定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

本議案第71号はページ指定等ございません。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 10ページの概要の上から4行目、下水道（雨水）整備計画に基づき大矢公園の地下に雨水調整池を整備していると。大矢公園調整池は4年度に引き続いて5年度に本体工事、導水管工事を行い、令和6年度に供用開始する予定とあります。

今、本体工事が当初の工期だと10月中旬だったと思うんですけど、全く終わるような予定ではないと。まだまだ本体工事が延びると。本体工事が延びるということは、導水管工事も延びるんです。本体が終わらない限りは、なかなか導水管の工事ができないので、ディープウエルをやっていて、まだ水を出しているの、なかなかできない。全体的な工期がどんどん遅れていく見込みだと思うんだけど、どのような見解なのでしょうか、お聞かせください。

◎上下水道課長（神山秀行君） 今現在は、担当からは遅れるという形でまず一報を受けております。私からの指示としましては、遅れるにしても、少しでも遅れを取り戻せるよう、またどれぐらい遅れるのか明確にできないと、まだ市長のほうにも、上司のほうにもお話ができないものですから、まずその取りまとめ、調整のほうをお願いしておるところになります。

それで市長へ、その後遅れる旨に対しましては報告、了承を取れましたら、利用者の皆様へは貼り紙等で遅れる旨、おわびと併せまして周知を図ってきたいと考えております。

◎委員（大野慎治君） 大矢公園調整池に伴って大矢公園を今閉鎖しておるんですが、市の広報で令和6年7月1日から利用開始できる予定だと広報で周知されているんです。導水管工事はまだ大分、本体が終わらない限りは

公園の工事にもかかれませんので、かなりの遅れが見込まれるんだけど、大矢公園というのは僕たちの地元ではすごく人気のある公園だったので、子どもたちにも影響するんですね。子どもたちは、もっと早く公園を使いたいと思っているんです。その周知はどのように考えているんですか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 先ほどお話ししたように、利用者の方には貼り紙等で周知したいという形で考えております。

◎委員（大野慎治君） 本体工事はあと1か月の工期ぐらいだと思うんだけど、たしか10月の中旬だったような気がするから、間違いなくそうだと思うけど、もう1か月しかない段階で、何もまだこれから調整しますというのはさすがにいただけないんじゃないかと。遅れることは分かっているけどもだよ。それはもっと早い段階で調整して、早い段階で議会に報告することじゃないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） すみません、報告ですね、私もちょっと前に聞いたところでありまして、また分かり次第、周知のほうを図っていきたいと思っておりますので、遅れたことに関しては申し訳ございませんでした。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 公共下水道事業につきましては、五条川右岸、五条川左岸、それぞれ浄化センターがあって、そこに流入して処理がされて放流されるという処理の仕方になっていると思いますが、五条川左岸浄化センターは公害防止委員会があって、いろいろ排水、特に事業所から出る排水について水質調査がされて、その報告も受けているところではありますが、右岸の状況はどのような状況なんでしょうか。事業所からの排水の水質調査で基準値を超えるものがどれくらい出ているのか。また、それに対して指導して改善が図られているのか、こういった点について教えていただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 水質調査につきましては、令和4年度に関しましては年間7回、延べ56か所で行っております。こちらは右岸と左岸両方の数になります。令和3年度と比較すると、箇所数は2か所減っております。その中で、延べ5事業所で基準を超過いたしました。左岸がゼロですので、右岸が5か所ということになります。

業種別ですと、クリーニング店や飲食店にて超過がございました。基準を超過した事業所に対しましては、除害施設の適切な維持管理や適正な排水をするように文書で指導しております。それでも改善されない事業所があれば、訪問調査を行っております。現時点では1か所だけ継続指導中になっており

ますので、今年度再調査や指導を行いながら改善を図っていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。クリーニング店や飲食店ですから、pHだとか、油の流入だとかということかなというふうに思っていて、1事業所が残っているものだから、指導を引き続きしていただいて、放流する分についてはきっちりチェックされているものだから、あれなんですけど、やっぱり流入してくるところについても、やはり一定のチェックは必要だなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

13ページに、経営指標に関する事項ということでいろいろ指標が出されています。それで上水道も併せてですけど、料金等の審議会を設置して2年間で検討していくというようなことですが、非常に経営的に見ると、公共下水道のほうが早く、今の状態が一般会計からの繰入れに頼っているというところで、大変な状況になっているというふうには思っています。

それで、やはりこの状況を全国的に見てどうなのかなというところも、指標として必要かなというふうに思っていて、ただ同規模団体というのが今のところ北名古屋市だけということで、隣の市との比較だけになっているんですが、ほかにも全国的には厳しい経営になっているところがあるんじゃないかなというふうに思っていますので、そういった状況も知るために、同規模団体が、これは供用開始から30年たつと別のところに、そういうところのグループがありますので、増えるというふうにお聞きしているんですけど、この同規模団体について今後どのようにしていくのか、説明していただきたいというふうに思います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 同規模団体につきましては、決算審査意見書の66ページの※2のところにもありますように、総務省が定義をしております。下水道の場合ですと、処理区域内人口や供用開始の年数で分かれておりまして、岩倉市の場合は人口5万人で供用開始から30年未満ということで、隣の北名古屋市と2市だけが今同規模団体というふうになっております。

こちらに関しましては、岩倉市の供用開始が、平成7年2月10日が一番最初になりますので、令和6年度に供用開始30年以上というふうになります。そのため、令和7年度決算の比較から団体数が増えるのではないかと考えております。あと3年後ぐらいになると思っていますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。いずれにしましても、今水道料金や下水道使用料の適正化について検討が行われていく中ですので、そういった3年後ぐらいに増えていくところの状況も含めて、そういう審議会のところ

で資料を提示していただきたいなというふうに思いますし、以前も言いましたような低所得という形での区分は難しいと思いますが、水道の使用量、下水道の使用量、そういうのも含めて検討していただきますようお願いいたします。

あと、私からはもう一点だけです。

20ページに業務というところで、これもいろんな表が載っているところです。それで一番下に有収率というのがあって、上水道の有収率というのは要するに漏水の関係なんかの影響してくるということで、分かりやすいところがあるんですけど、公共下水道の有収率というのはなかなか難しいところがあって、要は不明な水が流入しているということで、要するに使用料を取っていない水が入ってきて、それが処理されていくというところだと思います。

そういうところで見ますと、やはり岩倉市の中にも陶管と言われるセラミック管という割れてしまう、腐食したり、時間が経過すると割れてしまったり、いろんなことが起こって、そこに流入していくということがあるんじゃないかなと思って、そのためのカメラの調査なんかが行われているというふうに思います。現状でこういう不明水の流入についてどのような状況になっているのか。カメラの調査なんかではどういうことが分かっているのか、こういったことについて教えていただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 決算書20ページの有収率にありますように、有収率87.54%ということで前年度に比べると若干よくはなっておりますが、どこかを補修したからこういう結果になっているという因果関係はつかめてはいない状況です。実際には、雨がどれだけ降ったかということで、陶管が割れているところからの不明水が多かったか少なかったかというところだと考えております。

したがって、古く布設したところや割れているのが分かっているところ等につきましてカメラ調査を行っているところです。昨年度から北島町にて不明水が結構多いということが分かっておりますので、カメラ調査を行って、今年度も行ってありますが、今不明水箇所の特定をしているところです。特定ができ次第、補修等について検討を行って、不明水が多い、割れているところから補修をしていきたいと考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

◎副委員長（榎谷規子君） 先ほど排水の水質調査で右岸のことも言われたんですが、左岸では公害防止委員会があって、きちんと報告されているということですが、右岸も住民説明で公害防止委員会がないですけど、それに代

わるものでの報告はどのようにされているでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 第三者委員会という形で、地域の住民の方、地域の住民の代表の方に集まっていたきまして、同様に検査結果等の報告のほうをさせていただいて……。ちょっとごめんなさい。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

◎上下水道課長（神山秀行君） 公害防止委員会に代わるものとしましては、浄化センターのほうから排出する数値等は第三者委員会という形で適切に運営されていることは確認していただいております。それは地域住民の方が集まる会になりますけど、しかし一方で、市内の事業所からの排出の状況についての報告までは、その第三者委員会のほうでは報告していないという状況になっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、採決に入ります。

議案第71号「令和4年度岩倉市公共下水道事業会計決算認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第71号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。